

門真市第3次障がい者計画

(平成27年度～32年度)

～ 一人ひとりの自立を支え合い

共に生きるまち門真 ～

平成27年3月

門 真 市

はじめに

本市では、平成10年に「ノーマライゼーション」及び「リハビリテーション」の理念を柱とした「門真市障害者計画～あたたかい心のつばさを広げて～」を策定し、障がいのある人に関する様々な分野の施策目標を掲げ、その推進に努めてまいりました。

また、平成20年に「ノーマライゼーション」及び「リハビリテーション」の2つの理念をさらに発展させた「門真市第2次障害者計画～ともに生きるまち門真一人ひとりが主役となって～」を策定し、誰もが孤立したり排除されることのない社会と、障がいのある人の完全なる社会参加並びに平等の実現に向けて取り組んでまいりました。

一方、国においては、障害者基本法の一部改正や障害者虐待防止法の施行、障害者差別解消法の制定等、めまぐるしく制度が変化しております。

そのような中で、本市におきましては、こうした制度改革の理念や方向性を反映させるとともに、これまでの計画の成果と課題を踏まえ、障がい者施策を一層充実させていくため、今般、平成27年度から平成32年度までの6年間を計画期間とする「門真市第3次障がい者計画」を策定いたしました。

本計画の策定にあたっては、当事者等に対するアンケート調査を実施し、多くの方々からの貴重な意見を踏まえながら、策定作業を進めてまいりました。

今後は、本計画のめざすべき将来像であります「一人ひとりの自立を支え合い、共に生きるまち門真」の実現に向けて、国や関係団体等との連携を図り、この計画を効果的に進めるため、最大限の努力を傾けてまいる所存でありますので、地域における市民の皆様の一層のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりまして、熱心にご審議いただきました門真市障がい者地域協議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せいただきました各種団体の関係者並びに市民の皆様に心より厚くお礼申し上げます。

平成27年3月

門真市長 園部 一成

目 次

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	4
3 計画の対象	5
4 計画の期間	5
5 計画の策定体制	6

第2章 障がいのある人を取り巻く現況と課題

1 本市の人口・世帯の動向	9
2 障がいのある人の状況	12
(1) 身体障がいのある人の状況	12
(2) 知的障がいのある人の状況	15
(3) 重度心身障がいのある人の状況	17
(4) 精神障がいのある人の状況	18
(5) 難病等の疾患のある人の状況	20
3 障がいのある人の生活の様子と課題	21
(1) アンケート調査からみた問題点や課題	21
(2) 障がい者（児）等団体アンケート調査から	45
4 第2次障害者計画※の検証による今後の検討課題	46

※第2次障害者計画は、本市が平成20年12月より障害の「害」をひらがな表記に改める以前に策定されたものであることから、基本目標及び施策の方向の項目については、漢字表記としています。

第3章 計画の基本的考え方

1 計画の基本理念	55
2 計画の基本目標	57
3 計画の施策体系	59

第4章 施策の展開

基本目標Ⅰ 共に生きる地域づくり	61
(1) 障がいに対する正しい理解の推進	61
(2) 地域でのふれあい、支え合いの促進	62
基本目標Ⅱ 障がいのある子どもの教育・育成	64
(1) 就学前の子どもの療育・保育・教育の充実	64
(2) 学校教育の充実	65
(3) 休日や放課後の生活の充実	66
(4) 地域での子育て支援の推進	67

基本目標Ⅲ 保健・医療の充実	68
(1) 障がいの早期発見・早期対応の推進	68
(2) 健康の保持・増進	68
(3) 医療体制の充実	69
(4) 地域リハビリテーションの推進	70
基本目標Ⅳ 社会参加の促進	71
(1) 就労支援の充実	71
(2) 余暇活動の充実	72
(3) 市政や地域活動等への参加促進	73
基本目標Ⅴ 生活支援の充実	74
(1) 情報提供・コミュニケーション支援の推進	74
(2) 相談体制・ケアマネジメント体制の充実	75
(3) 福祉サービスの充実	76
(4) サービスの質の向上	77
基本目標Ⅵ 差別の解消と権利擁護の推進	78
(1) 障がいのある人の尊厳の保持	78
(2) 障がいのある人への虐待の防止	79
(3) 権利擁護の推進	79
基本目標Ⅶ 住みよい環境づくり	81
(1) 住みよいまちづくりの推進	81
(2) 防犯・防災対策の推進	82

第5章 計画の推進

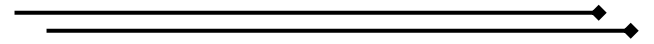
1 計画の推進体制	83
-----------	----

資料編

1 計画の策定経過	85
2 門真市附属機関に関する条例	86
3 門真市附属機関に関する条例施行規則	87
4 門真市障がい者地域協議会委員名簿	89
5 門真市障害者計画策定推進委員会設置要綱	90
6 門真市障がい者計画策定推進委員会委員名簿	91
7 用語の説明	92

(本編中の用語には、初出のみに下線を引き、右上に「*」を付けています。)

第1章 計画の概要



1 計画策定の趣旨

国においては、昭和57年に国連障害者の10年の国内行動計画として「障害者対策に関する長期計画」が策定されて以降、平成5年に同長期計画の後継計画として「障害者対策に関する新長期計画」、平成14年には「障害者基本計画」の策定がなされ、ノーマライゼーションとリハビリテーションの理念のもと、障がい者施策が推進されてきました。

平成23年の「障害者基本法」の改正においては、日常生活又は社会生活において障がい者が受ける制限は、社会の在り方との関係によって生ずるといいうゆる社会モデルに基づく障がい者の概念や、平成18年に国連において採択された障害者権利条約にいう「合理的配慮^{*}」の概念が盛り込まれるとともに、平成24年には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、障害者総合支援法^{*}といいます。）」が制定されました。さらに平成25年には改正障害者基本法第4条の「差別の禁止」の基本原則を具体化し、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、障害者差別解消法といいます。）」が制定されました。

そのほか、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、障害者虐待防止法といいます。）」（平成23年）、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下、障害者優先調達推進法といいます。）」（平成24年）、「成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律」（平成25年）等が議員立法によって制定されています。

本市においては、平成10年3月に「門真市障害者計画～あたたかい心のつばさを広げて～」を策定し、「ノーマライゼーション社会の実現」、「全ての市民が安心して暮らせるバリアフリー^{*}社会の実現」、「人権尊重に根差した障害者の主体性、自立性の確立」を基本目標に掲げ、計画の推進に取り組んできました。

平成18年度には、「障害者自立支援法」の施行に伴い「障害福祉計画」の策定が義務づけられたことから、並行して「門真市障害者計画」の見直しにも取り組み、平成20年3月に「門真市第2次障害者計画」を策定しました。第2次計画では、将来像を「ともに生きるまち門真 一人ひとりが主役となって」と定め、6つの基本目標に基づき様々な施策の充実に努めてきました。

第2次計画は、平成29年度までの10ヶ年計画であり、中間年には見直しを行うこととしていることから、平成25年度から後期計画の策定と位置づけ、第2次計画の見直しを進めてきました。

このたび、国が「障害者基本法」の改正において、目的規定の見直し、障がい者の定義の見直しや差別の禁止等を規定したこと、その法律に基づき「障害者基本計画（第3次）」を平成25年9月に策定したこと、また、大阪府では「第4次大阪府障がい者計画」を平成24年3月に策定したことから、こうした国、府の動きを反映するため、本市の障がいのある人に関わる施策の基本方向について、全面的な見直しを行うこととし、新たに「門真市第3次障がい者計画」として策定します。

国における主要な障がい者関連法律の制定・改正の動向

障がい者に関する法律や制度は、その充実とともに、めまぐるしく変化しており、今回の計画策定においては、次の法改正等がその計画内容に大きく影響します。

① 「障害者総合支援法」の施行

障がい者施策の大きな転換点となった「障害者自立支援法」が改正され、平成25年4月には「障害者総合支援法」が施行されました。また、これに先立つ、いわゆる「整備法」により、障がいのある子どもへの支援も強化されています。

「障害者基本法」の基本原則である“共生社会の実現”のために、基本理念として“社会参加の機会の確保及び地域社会における共生・社会的障壁の除去”が明記されています。

② 「障害者基本法」の一部改正

「障害者基本法の一部を改正する法律」が平成23年8月に公布され（一部を除き同日施行）、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するとの目的規定の見直し、障がい者の定義の見直しや差別の禁止等が規定されました。

障害者基本法の改正／障害者の定義の見直し（抜粋）

旧法

「障害者」とは、身体障害、知的障害又は精神障害（以下「障害」と総称する。）があるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者をいう。

新法

「障害者」とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁（事物、制度、慣行、観念等）により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者をいう。

障害者基本法の改正／基本原則及び施策の基本方針（概要）

基本原則

- ①地域社会における共生や、②言語（手話を含む）等の意思疎通手段の選択の機会の確保等新たに掲載
- 差別等を禁止する観点から、社会的障壁の除去は、現に必要としている障害者が存し、かつ、負担が過重でないときは、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない旨を規定

施策の基本方針

- ①性別・生活の実態に応じた施策の策定・実施や、②障害者その他の関係者の意見の尊重を規定

③ 「障害者虐待防止法」の施行

障がいのある人の尊厳を守るために、「障害者虐待防止法」が平成23年6月24日に制定され、平成24年10月1日から施行されました。国や地方公共団体、障がい者福祉施設従事者等に障がい者虐待の防止等のための責務を課すとともに、虐待を受けたと思われる障がいのある人を発見した者に対する通報義務が課されています。





④ 「障害者差別解消法」が成立

国連の障害者権利条約の批准に必要な国内法として、「障害者差別解消法」が平成25年6月に制定され、障がいのある人の要望等に応じて、国や自治体等行政機関は、日常生活や社会参加の障壁を取り除く配慮を行うことが義務づけられました。施行は一部の附則を除き、平成28年4月1日となっています。

■障害者差別解消法のポイント

「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」が禁止されます。

※民間事業者における合理的配慮の提供は、努力義務となります。

	不当な差別的取扱い	障害者への合理的配慮
国の行政機関・ 地方公共団体等	 禁止 不当な差別的取扱いが 禁止されます。	 法的 義務 障害者に対し、合理的 配慮を行わなければなら ません。
民間事業者 ^(注) <small>※民間事業者には、個人事業 者、NPO等の非営利事 業者も含まれます。</small>	 禁止 不当な差別的取扱いが 禁止されます。	 努力 義務 障害者に対し、合理的 配慮を行うよう努めなけれ ばなりません。

資料：内閣府のリーフレットより抜粋

⑤ 「障害者基本計画（第3次）」の策定

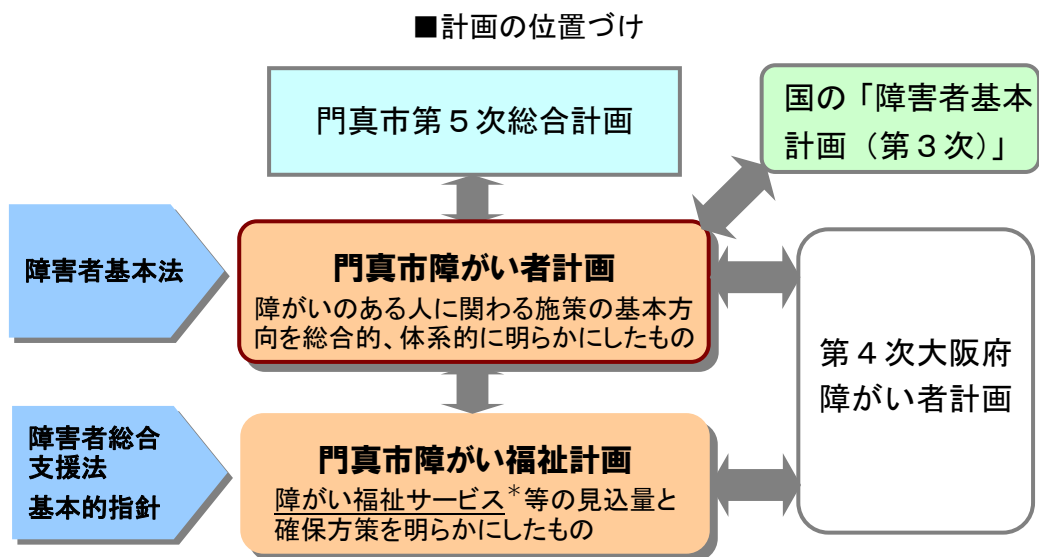
「障害者基本法」に基づく計画として、国における障がい者施策の基本的なあり方を示す「障害者基本計画（第3次）」が平成25年9月に策定されました。この計画は平成25年度から平成29年度までの、おおむね5年間を計画期間としています。この計画の内容としては、基本原則として「(1) 地域社会における共生等（障害者基本法第3条）」「(2) 差別の禁止（障害者基本法第4条）」「国際的協調（障害者基本法第5条）」の3点が新たに記載されるとともに、分野別施策の基本的な方向について、第2次計画の8項目から10項目に変わっています。

2 計画の位置づけ

「門真市第3次障がい者計画」は、「障害者基本法」第11条第3項に基づく「市町村障がい者計画」として策定し、障がいのある人に関する施策全般にわたるものであり、将来方向を示すものとして位置づけられます。

また、この計画は、市政の基本方針を示す「門真市第5次総合計画」（平成22年3月策定）を上位計画とし、整合性を図るとともに、大阪府の「第4次大阪府障がい者計画」（平成24年3月策定）との整合性に留意しています。

さらに、平成25年9月策定の国の「障害者基本計画（第3次）」を踏まえたものとして位置づけられます。



なお、平成27年3月策定の「門真市第4期障がい福祉計画」は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障がい福祉計画」であり、障がい福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業*等について、必要なサービス見込量とその確保方策に関して定めたもので、主に生活支援についての実施計画的な位置づけとなります。

3 計画の対象

この計画の対象は、すべての市民、地域団体、障がい福祉サービス提供事業者、企業、関係機関等とします。

また、「障がいのある人」とは、障害者基本法第2条の規定に基づく「身体障がい*、知的障がい*、精神障がい*（発達障がい*を含む。）その他の心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁（障がいがある者にとって障壁となるような事物・制度・慣行・観念その他一切のもの）により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とし、「高次脳機能障がい*のある人」や「難病*に起因する、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける人」等も含まれます。

4 計画の期間

この計画は、平成27年度から平成32年度までの6年間とします。

なお、関係法令の施行や制度改正等の社会経済情勢やニーズ*の変化が生じた場合は、必要に応じて見直しを行います。

■ 計画の期間

計 画	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度
市の計画				門真市第3次障がい者計画								
	門真市障がい福祉計画 (第3期)			門真市障がい福祉計画 (第4期)			門真市障がい福祉計画 (第5期)					
府の計画			第4次大阪府障がい者計画									
	大阪府障がい福祉計画 (第3期)			大阪府障がい福祉計画 (第4期)			大阪府障がい福祉計画 (第5期)					
国の計画		障害者基本計画(第3次)										

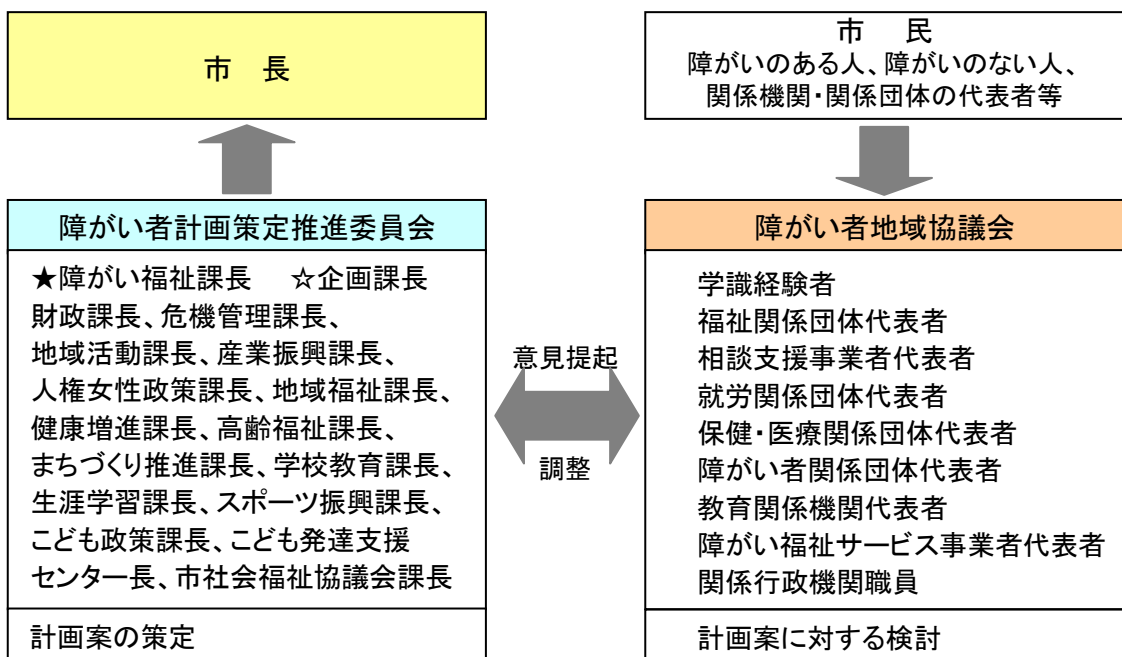
5 計画の策定体制

① 計画の策定組織

「門真市第3次障がい者計画」の策定にあたっては、各分野における広範な計画であることから、全庁的に取り組むこととし、計画策定のための検討組織として「門真市障がい者計画策定推進委員会」を設置しました。

また、より幅広く意見を求めるため、学識経験者等で構成される「門真市障がい者地域協議会」においても検討を行いました。

■計画の策定組織



★印は委員長 ☆印は副委員長

② アンケート調査の実施

この計画策定の基礎資料とするため、障がいのある人に対して障がい者福祉に関するアンケート調査を実施しました。

また、障がい福祉計画策定の基礎資料としても活用することを目的に、障がい者（児）等団体に対するアンケート調査を実施しました。

■障がい者福祉に関するアンケート調査の概要

項目	内容
調査対象	① 18歳未満の身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの子ども及び保護者 ② 18歳以上64歳以下の身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方
調査方法	配布・回収ともに郵送
調査期間	平成25年12月9日～25日
配布・回収状況	① 18歳未満の身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの子ども及び保護者 配布数:382件 有効回収数:108件 有効回収率:28.3% ② 18歳以上64歳以下の身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方 配布数:2,618件 有効回収数:989件 有効回収率:37.8%

■障がい者（児）等団体に対するアンケート調査の概要

項目	内容
アンケート調査	対象団体……7団体 団体の概要…団体名、会員数、主な活動内容等 活動上の問題点等について…現在の活動上の問題点 人材確保、組織運営における問題点等 会員が抱えている主な問題点 他の団体・グループとの情報交換や交流 地域での支え合いや助け合いの活動を進めるために必要なこと 今後の活動方針 行政に対する意見、要望等

③ パブリックコメント*の実施

計画素案について、広く市民からの意見を募集するため、平成27年1月8日(木)から1月28日(水)までパブリックコメントを実施しました。

第2章 障がいのある人を取り巻く 現況と課題

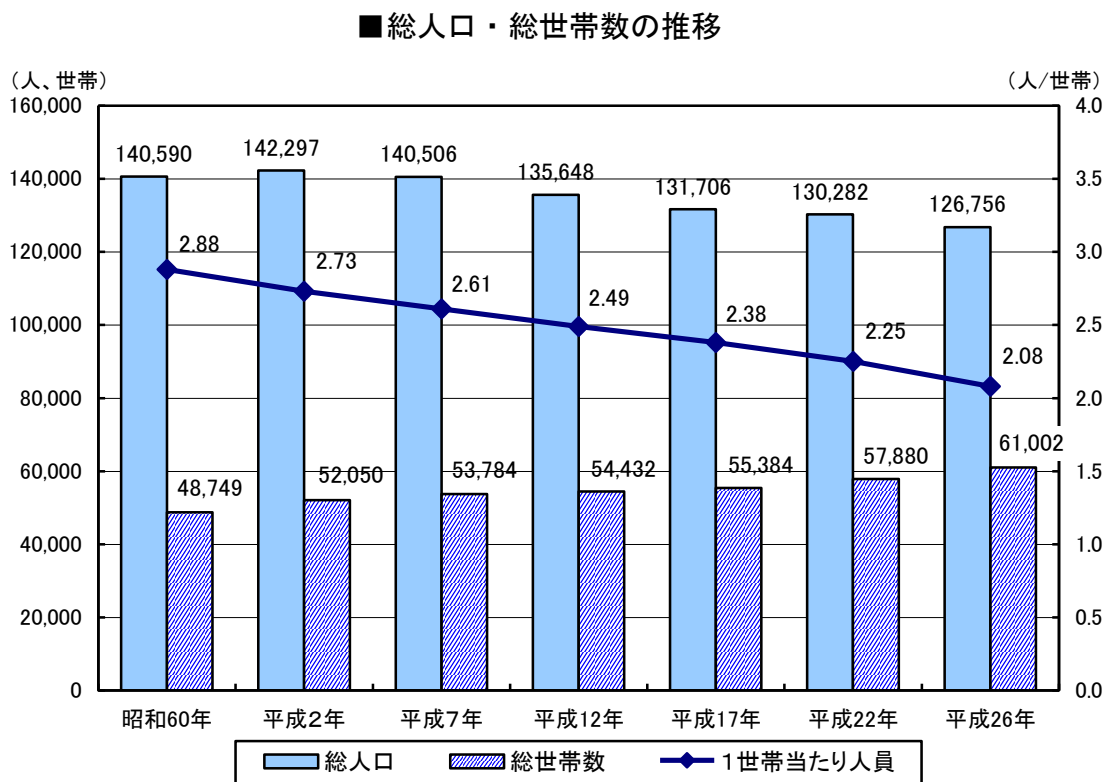
1 本市の人口・世帯の動向

① 総人口・総世帯数の推移

本市の国勢調査による総人口の推移は、昭和50年の143,238人をピークに、以後は微増減を繰り返しながら近年は減少傾向を示し、平成22年10月1日現在では130,282人となっています。また、住民基本台帳（外国人登録を含む）による平成26年10月1日現在の人口は、126,756人となっています。

一方、世帯数は一貫して増加を続け、平成22年10月1日現在の国勢調査結果では57,880世帯となっています。また、平成26年10月1日現在の住民基本台帳では61,002世帯となっています。

1世帯当たりの人員は、昭和60年の2.88人が平成22年には2.25人となり、さらに平成26年には2.08人となり、世帯規模の縮小が進んでいます。



資料：昭和60年から平成22年は国勢調査（各年10月1日現在）。平成26年は住民基本台帳（外国人を含む）による（10月1日現在）

② 年齢3区分別人口

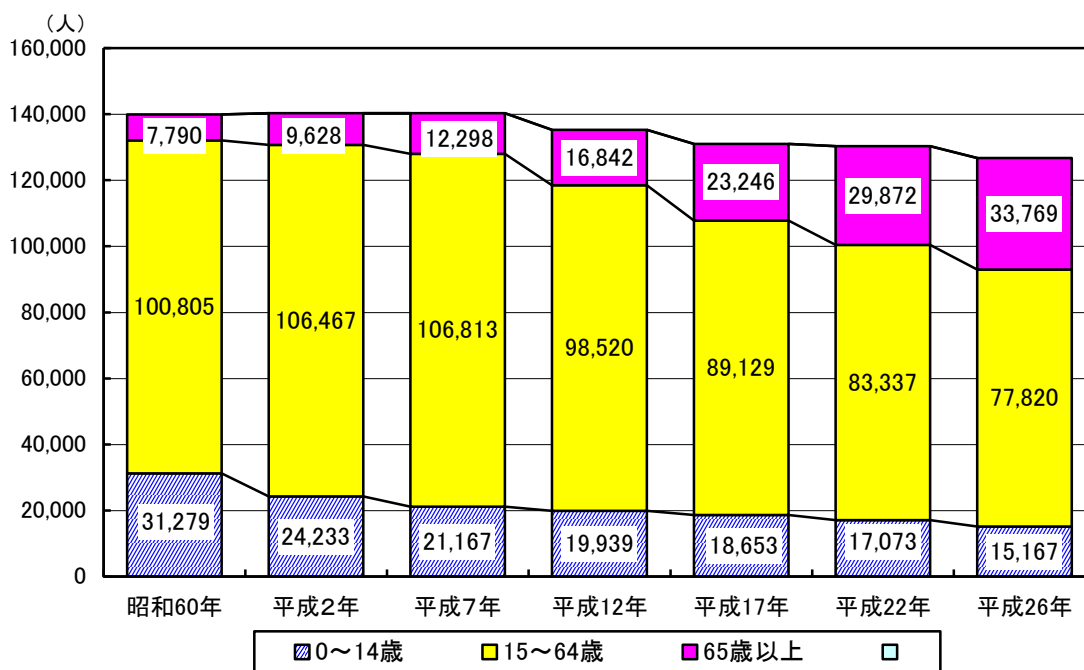
国勢調査による年齢3区分別人口では、0～14歳の年少人口は昭和60年の31,279人が、平成22年には17,073人と減少し、住民基本台帳による平成26年には15,167人とさらに減少しています。

15～64歳の生産年齢人口は、平成7年の106,813人をピークに、平成22年には83,337人と減少し、住民基本台帳による平成26年には77,820人となっています。

一方、65歳以上の高齢者人口は、昭和60年には年少人口の4分の1の7,790人にすぎなかったのが、増加の一途をたどり、平成22年には29,872人となり、住民基本台帳による平成26年には33,769人と昭和60年の約4.3倍となり、高齢化が急速に進んでいます。

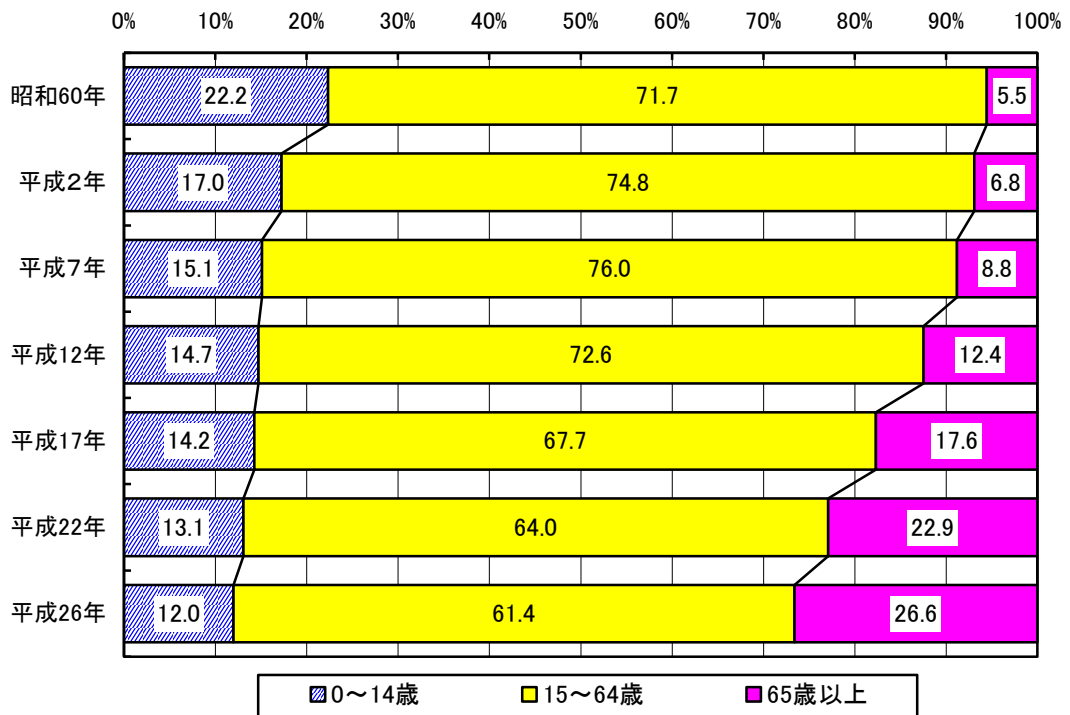
国勢調査による本市の高齢化率（総人口に占める高齢者人口の割合）は、平成17年までは大阪府及び全国を下回る水準で推移していましたが、平成22年には22.9%と大阪府の22.4%より若干高く、国の23.0%と同程度となっています。平成26年10月1日現在の住民基本台帳による人口では、本市の高齢化率は26.6%となっていて、全国平均を上回っており、さらに高齢化が進行しています。

■ 年齢3区分別人口



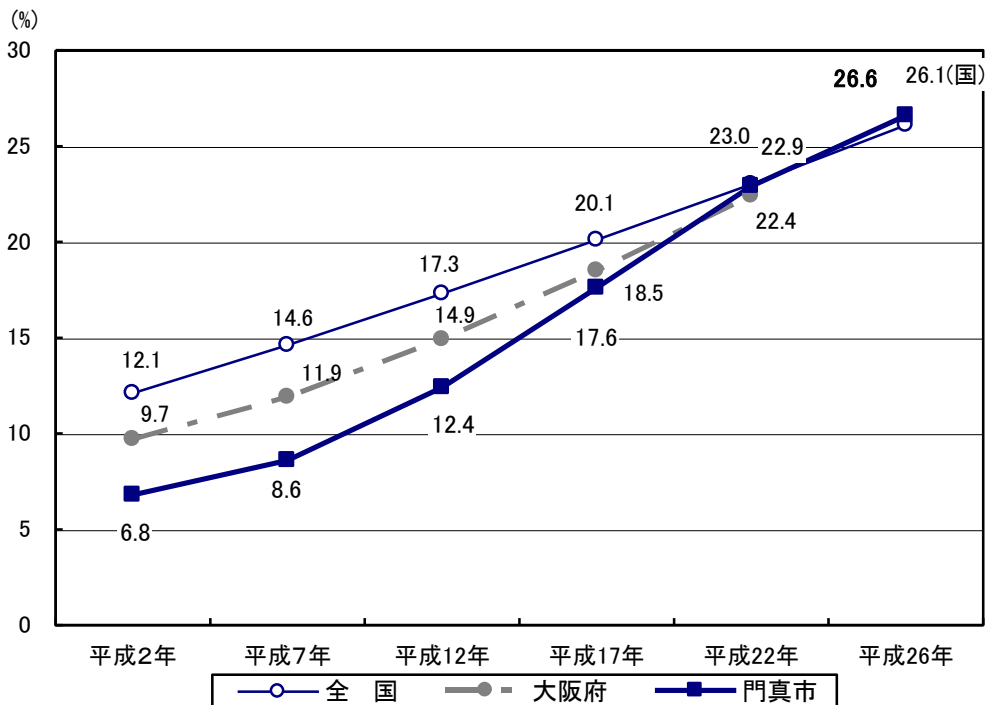
資料：昭和60年から平成22年は国勢調査（各年10月1日現在）。平成26年は住民基本台帳（外国人を含む）による（10月1日現在）。年齢不詳は表示していません。

■ 年齢3区分別人口構成



注) 年齢不詳は表示していないため、必ずしも 100% になりません。

■ 高齢化率の推移



資料: 平成22年までは国勢調査(各年10月1日現在)
 門真市の平成26年は住民基本台帳(外国人住民含む)(10月1日現在)
 全国の平成26年は総務省の人口推計値によります。

2 障がいのある人の状況

(1) 身体障がいのある人の状況

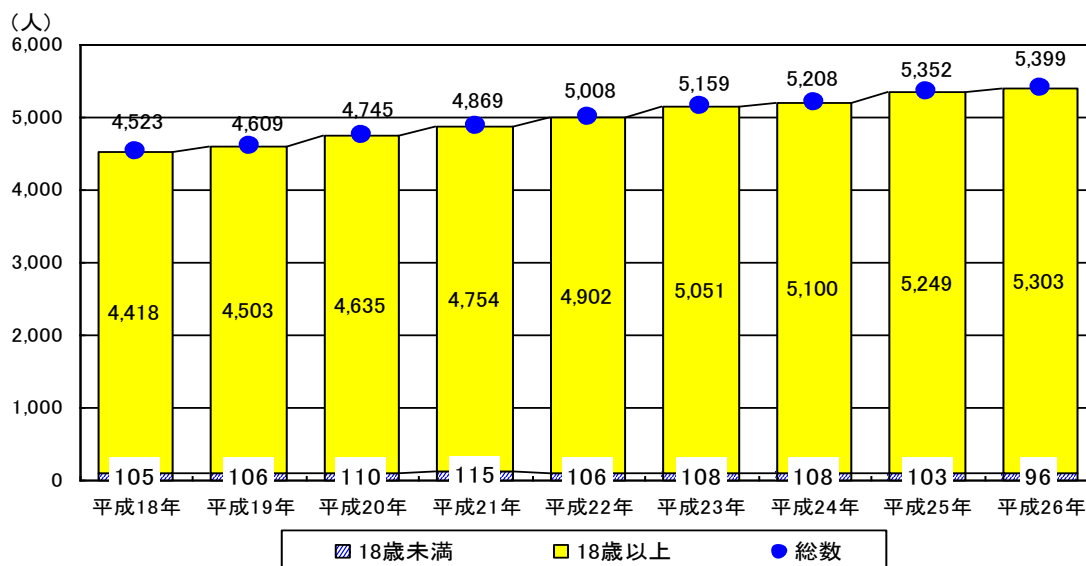
① 身体障がい者手帳所持者数

身体障がい者手帳所持者数は増加を続け、平成26年4月1日現在では5,399人となっています。うち18歳未満が96人、18歳以上が5,303人となっています。

18歳以上のうち、65歳以上の高齢者が3,671人で、全体の68.0%を占めています。

身体障がい者手帳所持者数の増加の伸びは、平成19年から平成23年までは毎年100人を超える増加を示していましたが、平成24年以降は平均80人の増加となっています。

■ 身体障がい者手帳所持者数の推移



資料：障がい福祉課調べ(各年4月1日現在)

② 障がいの程度別者手帳所持者数

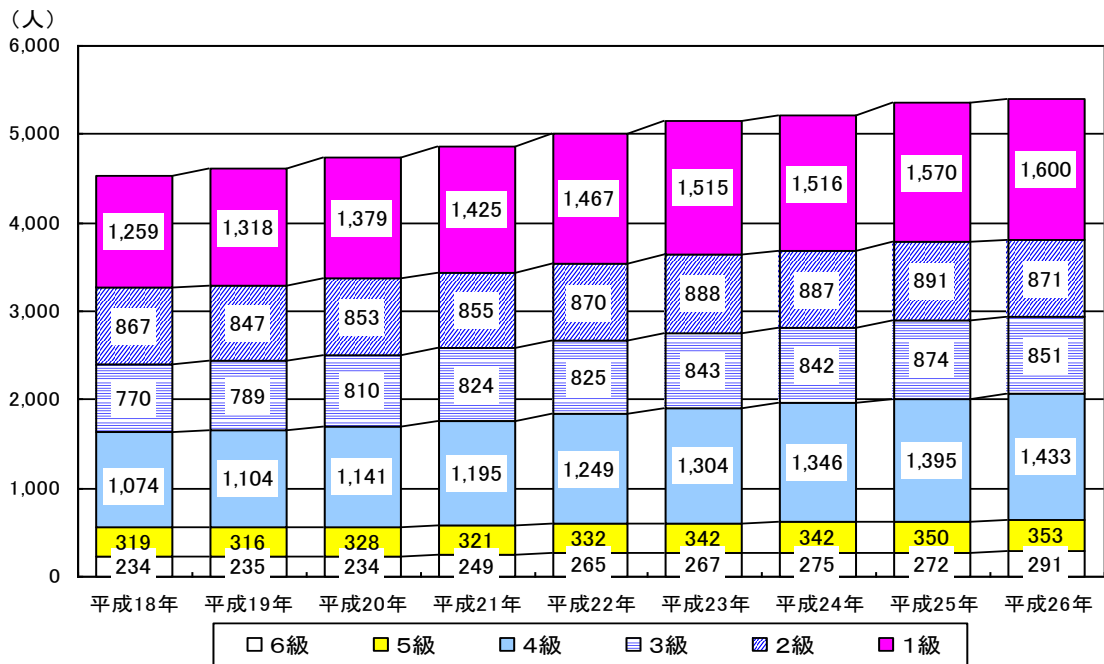
1級及び2級の重度の人が、平成26年4月1日現在では2,471人で、年々増加しています。しかし、身体障がい者手帳所持者総数に占める率は45.8%で、この重度率は平成20年以降、わずかながら低下傾向を示して推移しています。

■ 重度率の推移

年次 項目	平成 18年	平成 19年	平成 20年	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年
重度率(%)	47.0	47.0	47.0	46.8	46.7	46.6	46.1	46.0	45.8

資料：障がい福祉課調べ(各年4月1日現在)

■障がいの程度別 身体障がい者手帳所持者数の推移

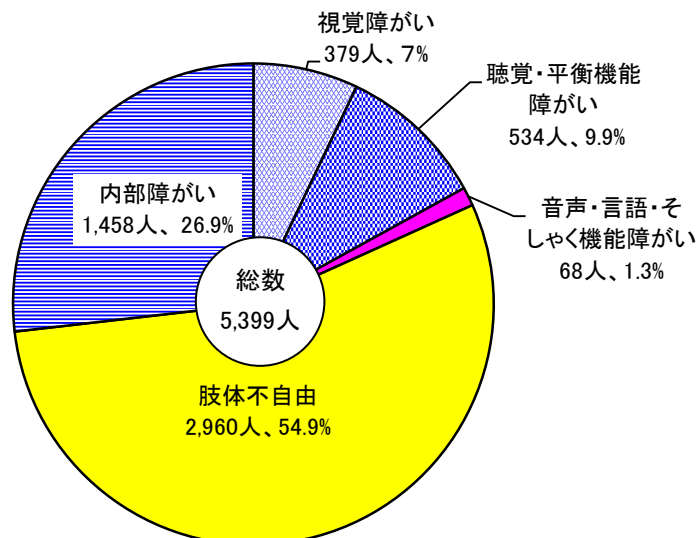


資料: 障がい福祉課調べ(各年4月1日現在)

③ 障がいの種類別身体障がい者手帳所持者数の構成

平成26年4月1日現在の障がいの種類別身体障がい者手帳所持者数の構成をみると、肢体不自由が54.9%で最も多く、半数を超えています。次いで「内部障がい*」が26.9%、「聴覚・平衡機能障がい」が9.9%、「視覚障がい」が7%、「音声・言語・そしゃく機能障がい」が1.3%となっています。

■障がいの種類別 身体障がい者手帳所持者の構成



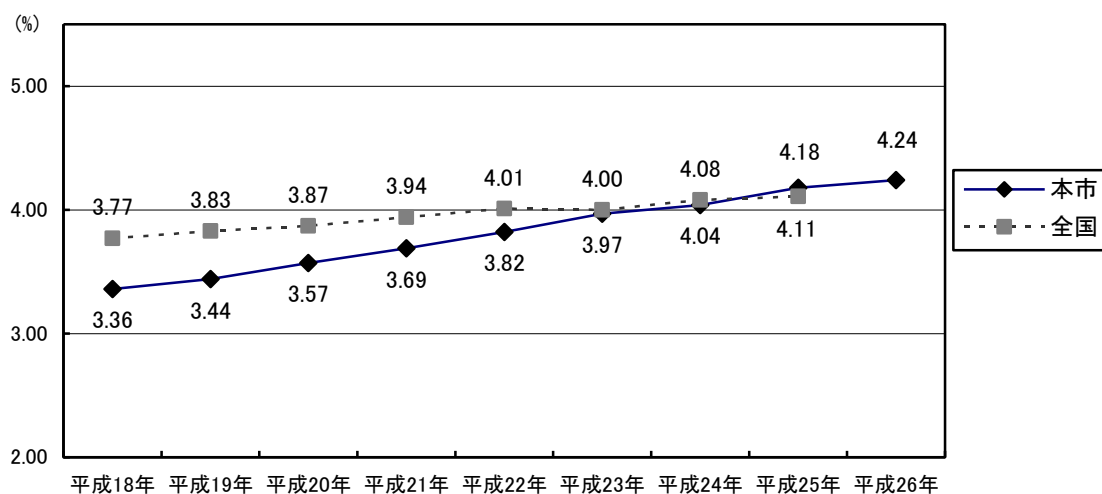
資料: 障がい福祉課調べ(平成26年4月1日現在)

④ 身体障がい者手帳所持者の対人口割合

身体障がい者手帳所持者の総人口に対する割合（以下、対人口割合といいます。）は、平成18年が3.36%で、その後年々上昇し、平成26年には4.24%となっています。

また、平成22年までは全国平均より低く推移していましたが、平成23年及び24年は同程度となり、平成25年には全国の4.11%を上回り、4.18%となっています。

■身体障がい者手帳所持者の対人口割合の推移



資料：本市は障がい福祉課調べ

全国は厚生労働省大臣官房統計情報部「福祉行政報告例」

注)本市の人口は住民基本台帳(外国人を含む)(各年4月1日現在)

全国の人口は総務省統計局による人口推計値(各年4月1日現在)

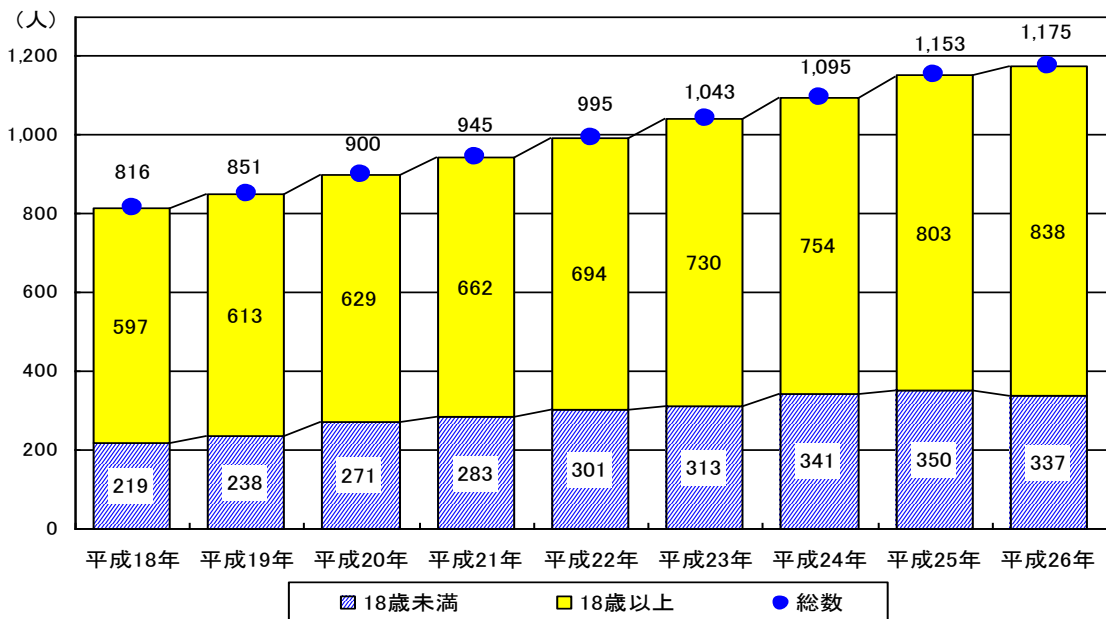
(2) 知的障がいのある人の状況

① 療育手帳所持者数

療育手帳所持者数は増加を続け、平成26年4月1日現在では1,175人、うち18歳未満が337人、18歳以上が838人となっています。また、18歳以上のうち、65歳以上の高齢者は53人で、全体の4.5%にすぎません。

療育手帳所持者数の増加の伸びは、平成19年以降は、平成25年を除き、それぞれ50人程度増加しています。

■療育手帳所持者数の推移



資料：障がい福祉課調べ(各年4月1日現在)

② 障がいの程度別療育手帳所持者数

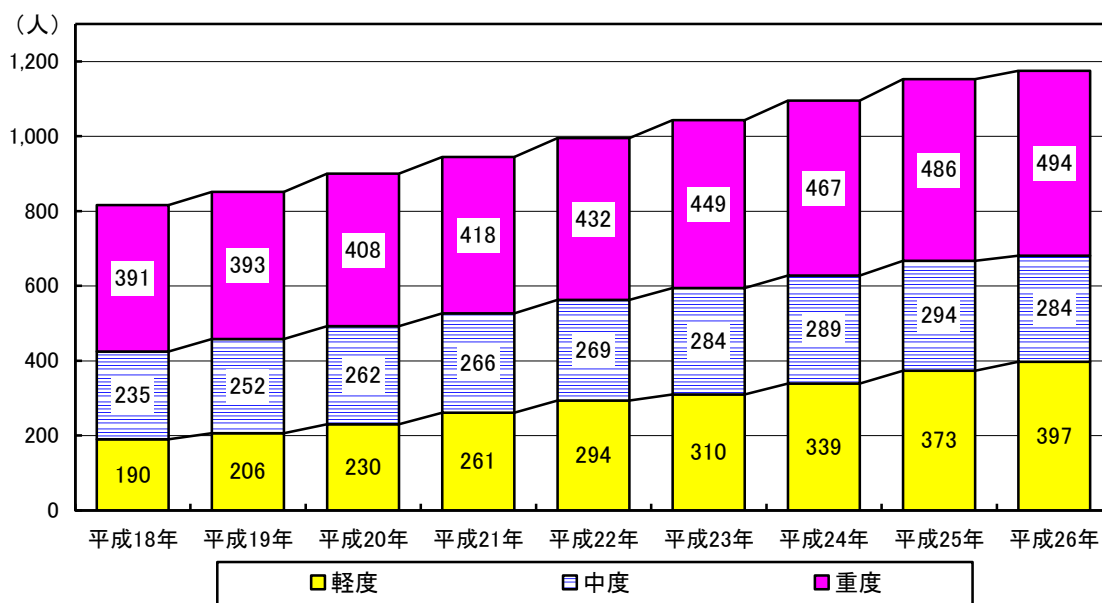
重度の人が、平成26年4月1日現在では494人で、療育手帳所持者総数の42.1%となっています。重度者数は平成18年に比べて103人増加していますが、療育手帳所持者総数が増加しているため、重度率としては低下傾向にあります。

■重度率の推移

年次 項目	平成 18年	平成 19年	平成 20年	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年
重度率(%)	47.9	46.2	45.3	44.2	43.4	45.3	42.6	43.4	42.1

資料：障がい福祉課調べ(各年4月1日現在)

■障がいの程度別 療育手帳所持者数の推移



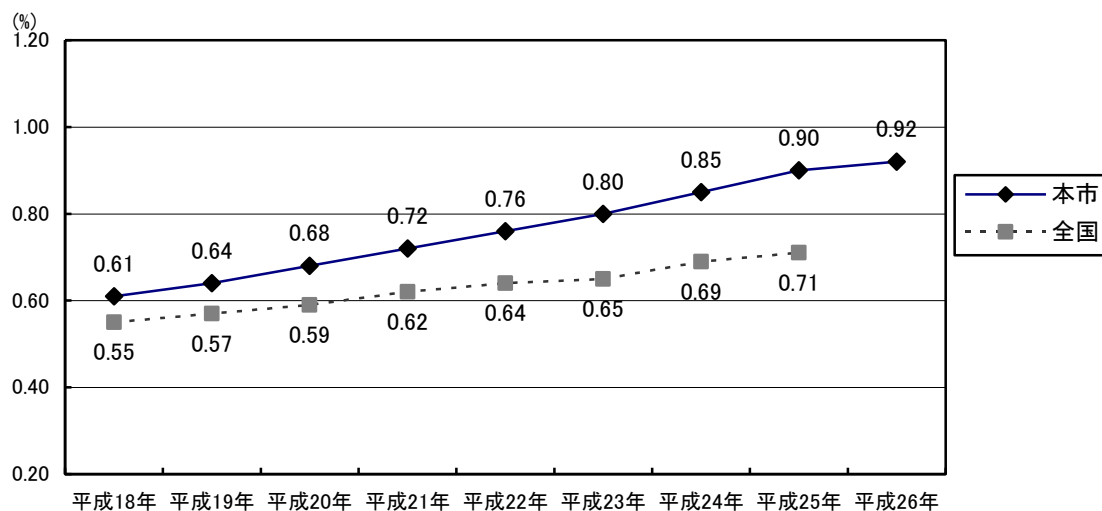
資料：障がい福祉課調べ（各年4月1日現在）

③ 療育手帳所持者の対人口割合

療育手帳所持者の対人口割合は、平成18年が0.61%で、その後年々上昇し、平成26年には0.92%となっています。

また、一貫して全国平均を上回り、年々その差が拡大しています。

■療育手帳所持者の対人口割合の推移



資料：本市は障がい福祉課調べ

全国は厚生労働省大臣官房統計情報部「福祉行政報告例」

注)本市の人口は住民基本台帳(外国人を含む)(各年4月1日現在)

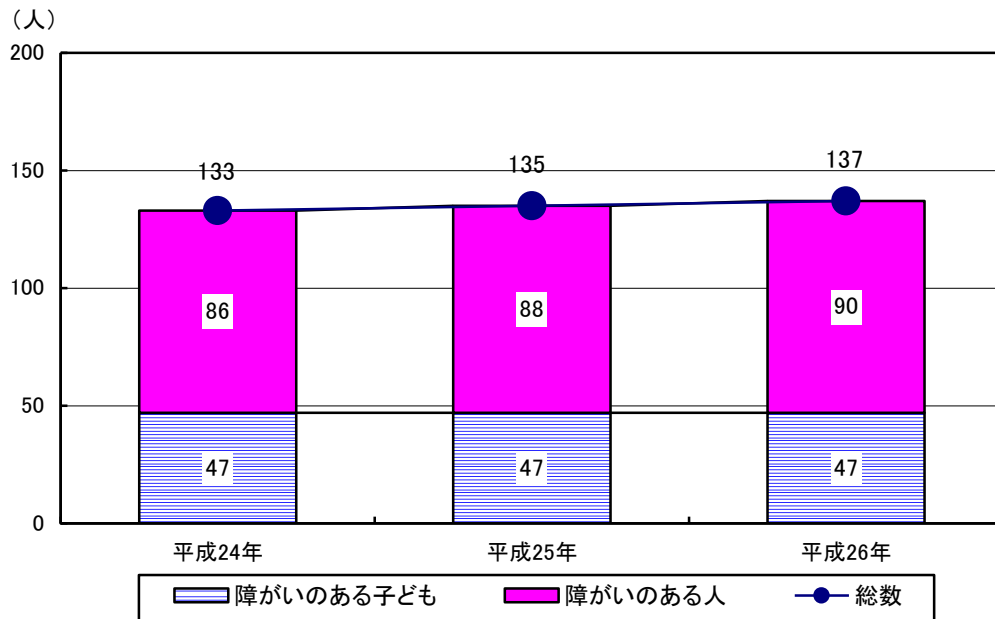
全国の人口は総務省統計局による人口推計値(各年4月1日現在)

(3) 重度心身障がいのある人の状況

身体障がい者手帳の1・2級及び療育手帳のAを所持している重度の心身障がいのある人の状況では、18歳未満の子どもは、平成24年が47人で、25年、26年と変わりありません。

18歳以上の障がいのある人では、平成24年が86人、25年が88人、26年が90人と、年々わずかながら増加傾向にあります。

■ 重度心身障がいのある人の推移



資料：障がい福祉課調べ

(4) 精神障がいのある人の状況

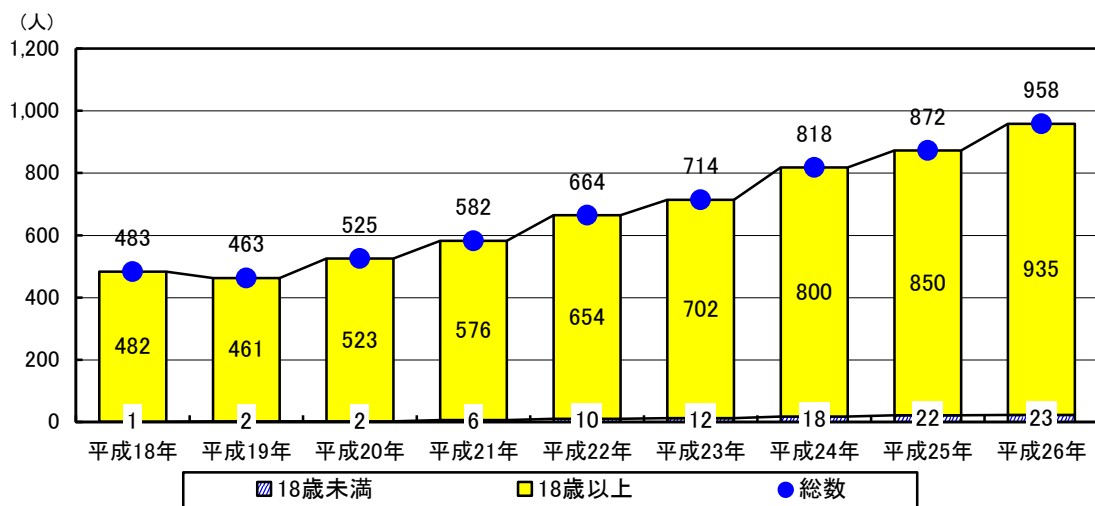
① 精神障がい者保健福祉手帳所持者数

精神障がい者保健福祉手帳所持者数は、平成26年4月1日現在では958人、うち18歳未満が23人、18歳以上が935人となっています。また、18歳以上のうち、65歳以上の高齢者は131人で、全体の13.7%となっています。

平成19年は、前年に比べて減少しましたが、平成20年以降は増加しており、以降の伸びは年平均およそ70人となっています。

なお、自立支援医療費の受給者数は、平成26年4月1日現在では1,981人で、精神障がい者保健福祉手帳所持者の約2.1倍となっています。

■ 精神障がい者保健福祉手帳所持者数の推移



資料：障がい福祉課調べ(各年4月1日現在)

② 障がいの程度別精神障がい者保健福祉手帳所持者数

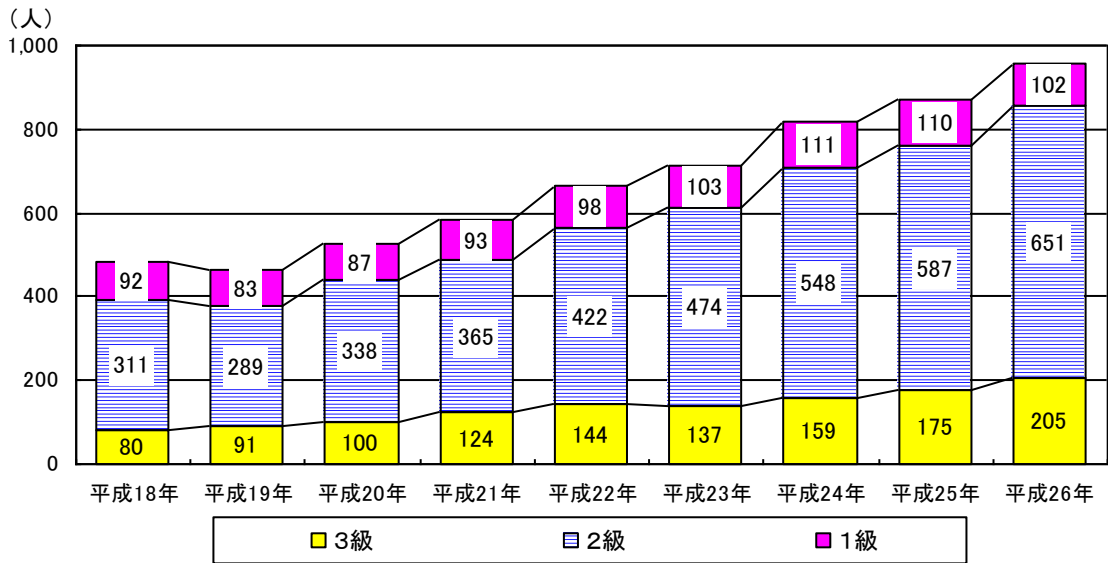
精神障がい者保健福祉手帳1級の重度の人が、平成26年4月1日現在で102人となっています。重度者数は、平成18年の92人から10人増加していますが、精神障がい者保健福祉手帳所持者総数の増加が大きいため、重度率としては、平成18年の19.0%が、平成26年には10.6%と低下傾向にあります。

■ 重度率の推移

年次 項目	平成 18年	平成 19年	平成 20年	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年
重度率(%)	19.0	17.9	16.6	16.0	14.8	14.4	13.5	12.6	10.6

資料：障がい福祉課調べ(各年4月1日現在)

■障がいの程度別 精神障がい者保健福祉手帳所持者数の推移

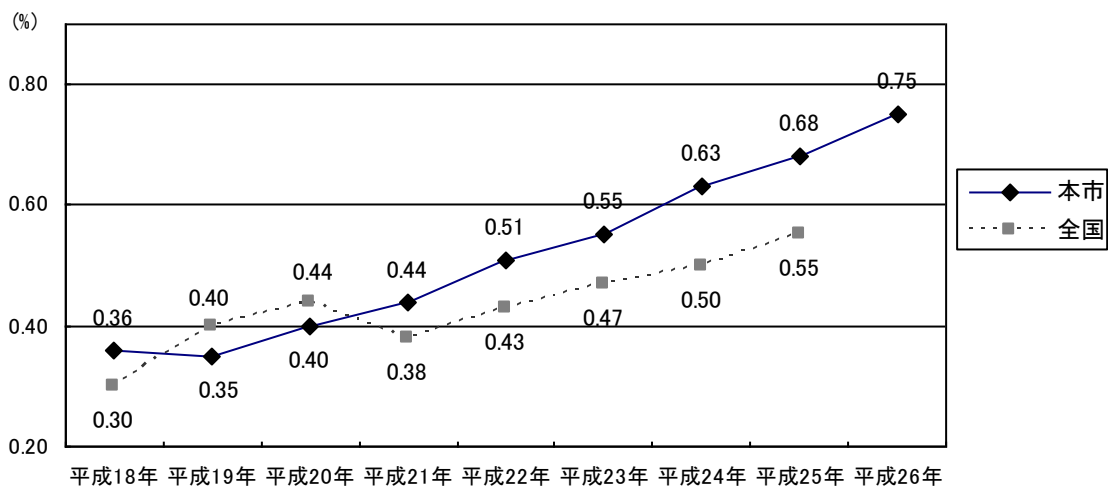


資料:障がい福祉課調べ(各年4月1日現在)

③ 精神障がい者保健福祉手帳所持者の対人口割合

精神障がい者保健福祉手帳所持者の総人口に対する割合は、平成18年が0.36%で、19年に若干低下したものの、その後年々上昇し、平成26年には0.75%になっています。平成19年及び20年を除いて、全国平均を上回って推移し、その差が開く傾向にあります。

■精神障がい者保健福祉手帳所持者の対人口割合の推移



資料:本市は障がい福祉課調べ

全国は厚生労働省大臣官房統計情報部「保健・衛生業務報告(衛生行政報告例)」

注)本市の人口は住民基本台帳(外国人を含む)(各年4月1日現在)

全国は年度末交付者数から有効期限切れの人を除いた数、人口は住民基本台帳による(各年3月末現在)

(5) 難病等の疾患のある人の状況

難病自体は、約7,000種類があるといわれていますが、保健所による医療費助成の対象者数は、平成24年4月1日現在では821人、平成25年4月1日現在では852人、平成26年4月1日現在では907人となっており、対象疾患は、平成27年1月に56疾患から110疾患に拡大されています。

また、平成26年4月1日現在の対象者数907人のうち、身体障がい者手帳を所持している人が240人、手帳を所持していない人が667人となっており、手帳所持者には、これまでの障害者自立支援法による障がい福祉サービスの受給者も含まれます。

難病等のみによる障がい福祉サービスの利用者数は、平成26年4月1日現在では、2人となっていますが、障害者総合支援法によるサービスの対象疾患は、平成27年1月に130疾患から151疾患に拡大され、利用者数はさらに増加することが想定されます。

なお、障がい福祉サービスの対象疾患は、平成27年の年夏頃を目途に再度の見直しが見込まれています。

3 障がいのある人の生活の様子と課題

(1) アンケート調査からみた問題点や課題

「障がい者福祉に関するアンケート調査」結果から、障がいのある人の生活の様子と課題についてみます。アンケート調査の概況は、次のとおりです。

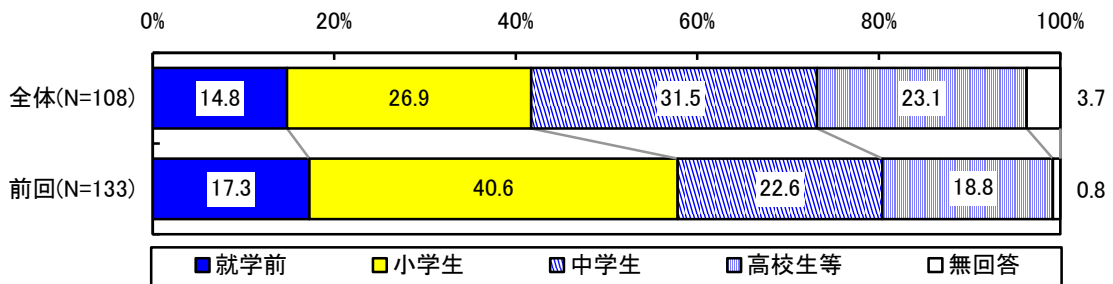
■「障がい者福祉に関するアンケート調査」の概況

目的:	「門真市第2次障害者計画」見直しのための基礎資料とするため、ふだんの生活や仕事のこと、健康のこと、福祉サービスの利用状況や利用意向、今後の障がい者施策のあり方等、幅広い内容についてうかがいました。
対象:	①18歳未満の身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの子ども及び保護者 ②18歳以上64歳以下の身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方
調査数:	①障がいのある子ども 382人 ②身体障がいのある人1,103人 ③知的障がいのある人 654人 ④精神障がいのある人 861人
調査方法:	郵送配布・郵送回収
調査期間:	平成25年12月9日(月)～12月25日(水)
回収率:	①障がいのある子ども(18歳未満) 28.3% ②障がいのある人(18歳～64歳) 37.8%
備考:	集計結果のグラフのNの値は、各設問の回答者数を示しています。

① 年齢構成

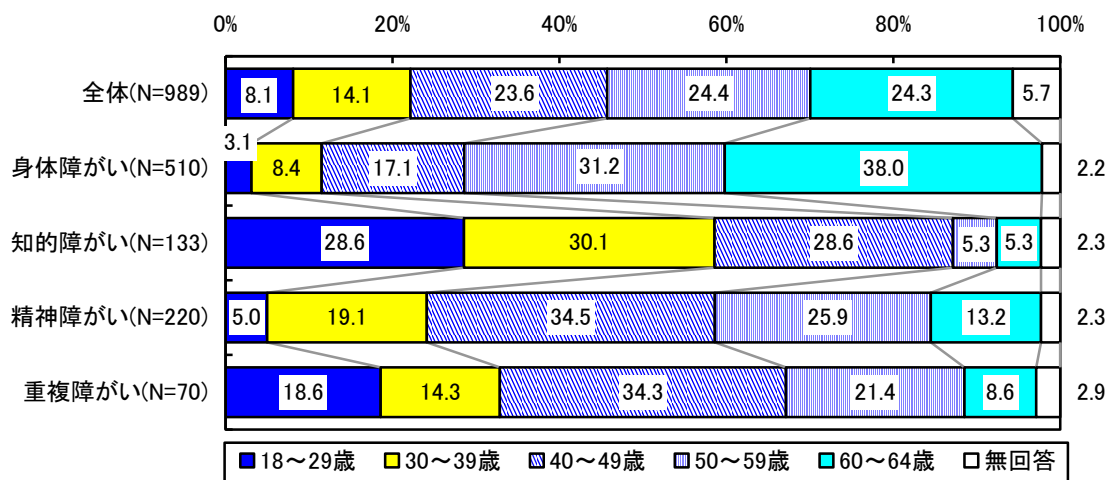
障がいのある子どもでは、「中学生」が31.5%で最も多く、次いで「小学生」が26.9%、「高校生等」が23.1%、「就学前」が14.8%で最も少なくなっています。前回調査に比べて、「就学前」及び「小学生」の率が低下し、代わって「中学生」及び「高校生」の率が高くなり、半数を超えています。

■障がいのある子ども 年齢構成／前回調査との比較

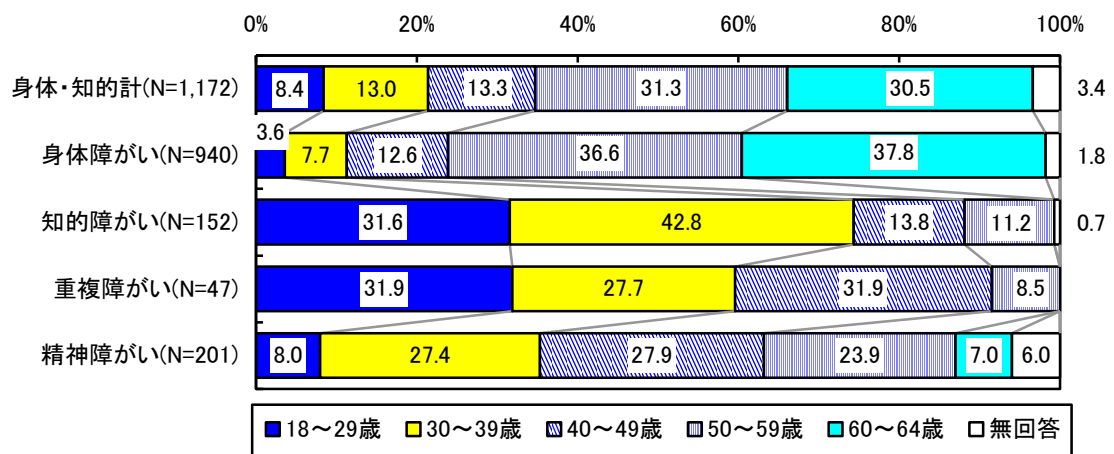


障がいのある人では、全体で「50～59歳」(24.4%)、「60～64歳」(24.3%)、「40～49歳」(23.6%)が同程度で、「18～29歳」が8.1%で最も少なくなっています。前回調査と比べて、身体障がいのある人は「40～49歳」が多く、代わって「50～59歳」が少なくなっています。知的障がいのある人は「30～39歳」が少なくなり、代わって「40～49歳」が多くなっています。精神障がいのある人は「30～39歳」が低下し、「40～49歳」及び「60～64歳」が多くなっています。

■障がいのある人の障がい種別 年齢構成



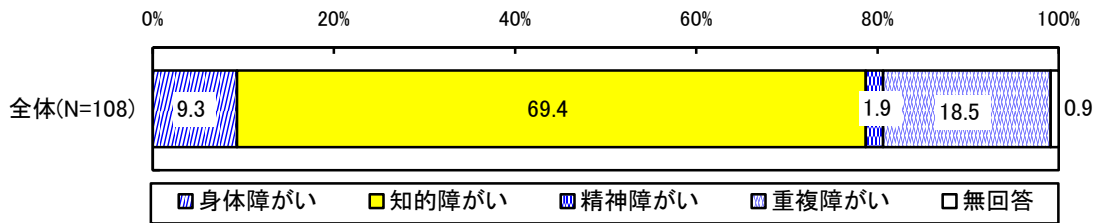
■障がいのある人の障がい種別 年齢構成/前回調査



② 障がいのある子どもの障がいの種類

障がいの種類では、「知的障がい」が69.4%で最も高く、「身体障がい」が9.3%、「精神障がい」が1.9%、また、「重複障がい」が18.5%で前回調査の16.5%より若干高くなっています。

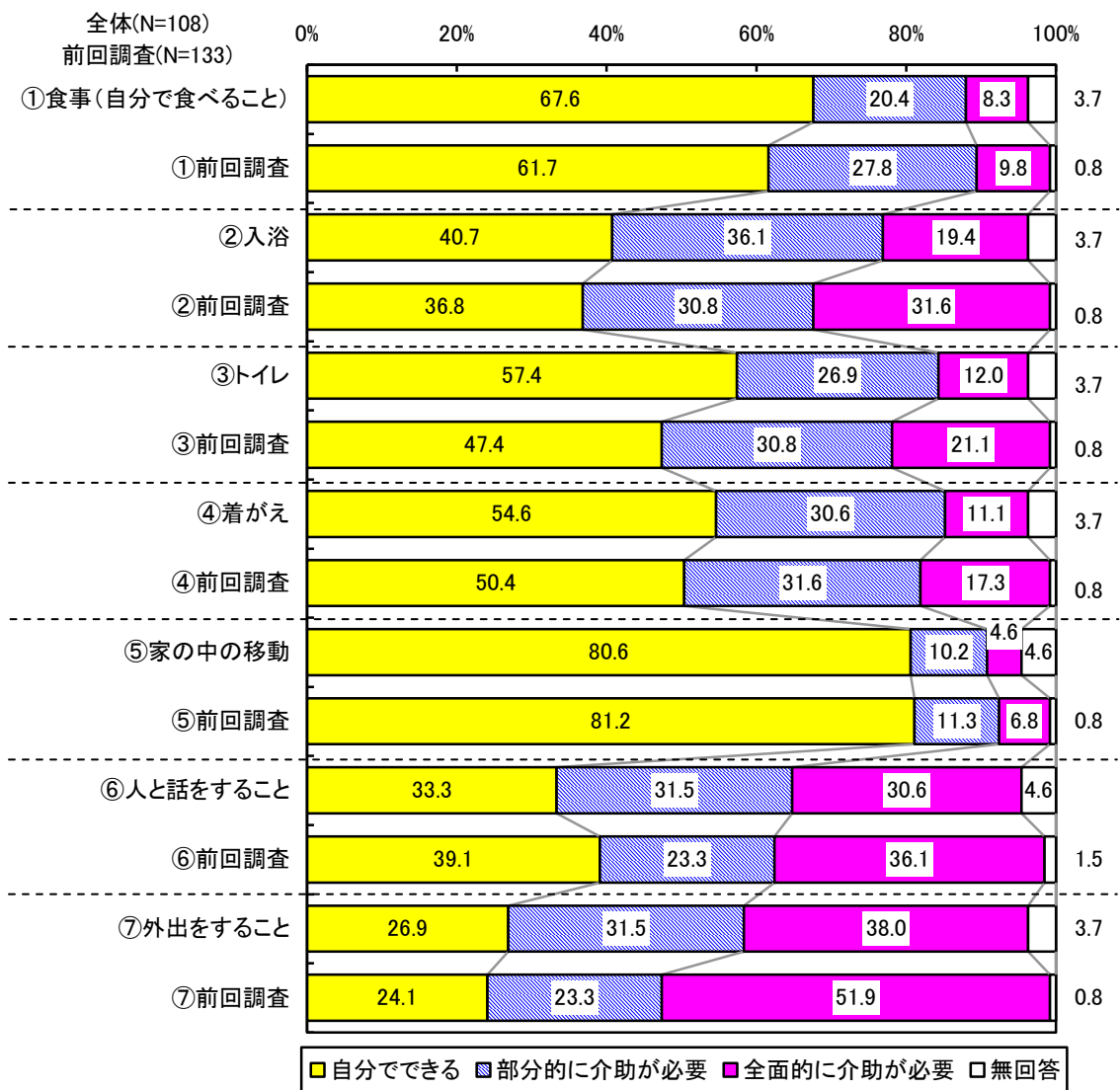
■障がいのある子ども 障がいの種類



③ 日常生活動作* (ADL)

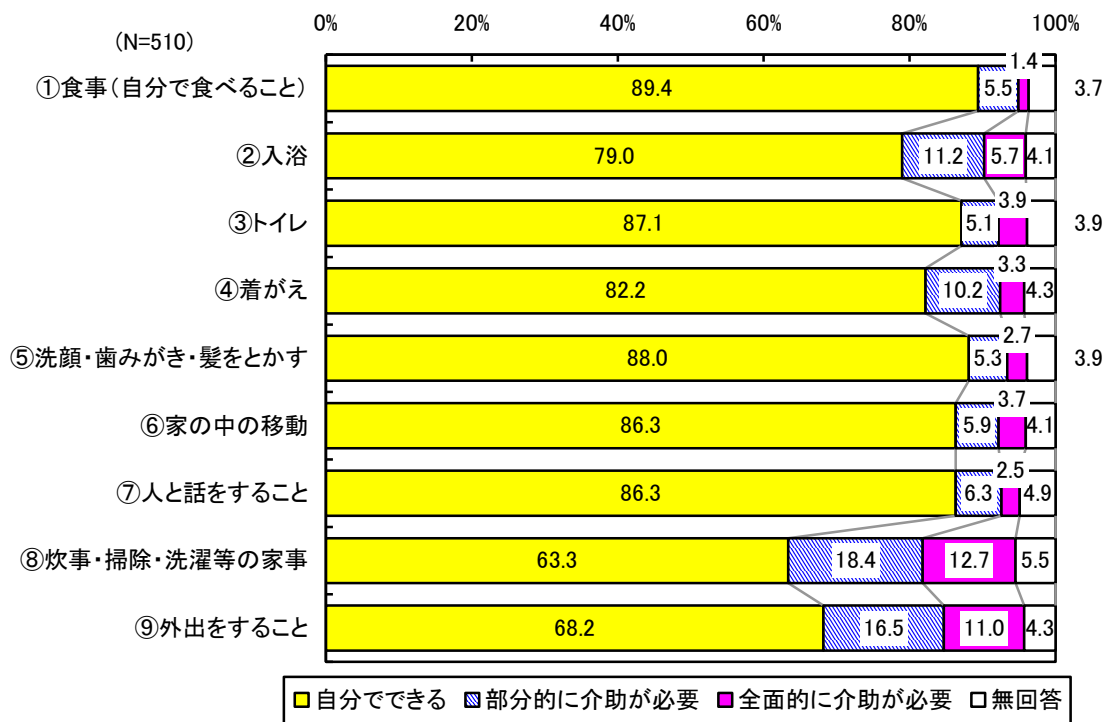
障がいのある子どもでは、「全面的に介助が必要」な率は、「⑦外出をすること」が38.0%で最も高くなっています。前回調査と比べて、障がい者手帳の重度率が低下したことを反映し、「全面的に介助が必要」な率は、どの生活動作も低下しています。

■障がいのある子ども 日常生活動作／前回調査との比較

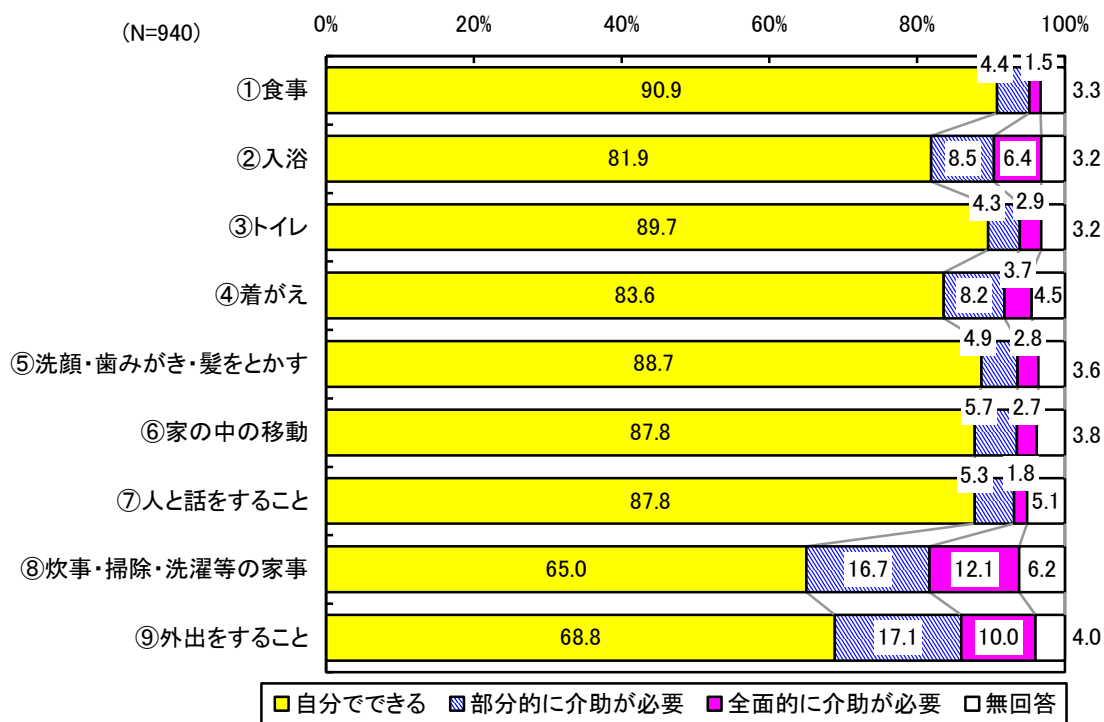


身体障がいのある人では、【要介助率】は「炊事・掃除・洗濯等の家事」が31.1%で最も高く、前回調査の28.8%より若干高くなっています。次いで「外出をすること」が27.5%で、前回調査の27.1%と同程度となっています。

■障がいのある人 日常生活動作<身体障がいのある人>

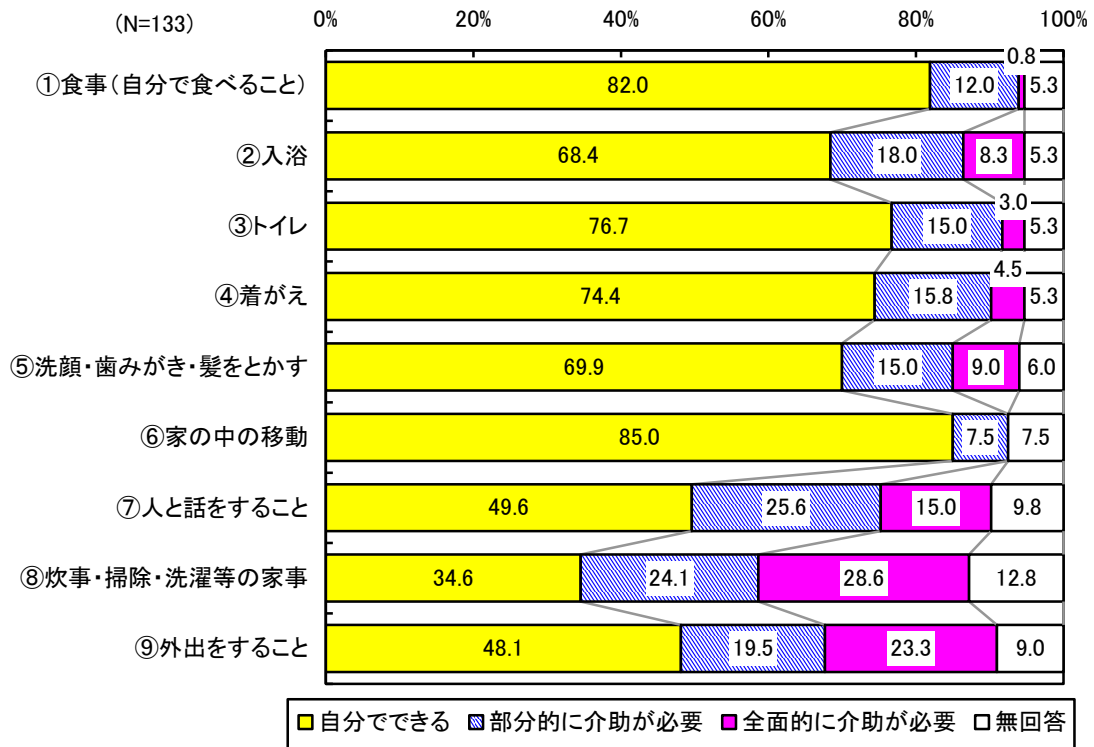


■障がいのある人 日常生活動作<身体障がいのある人>/前回調査

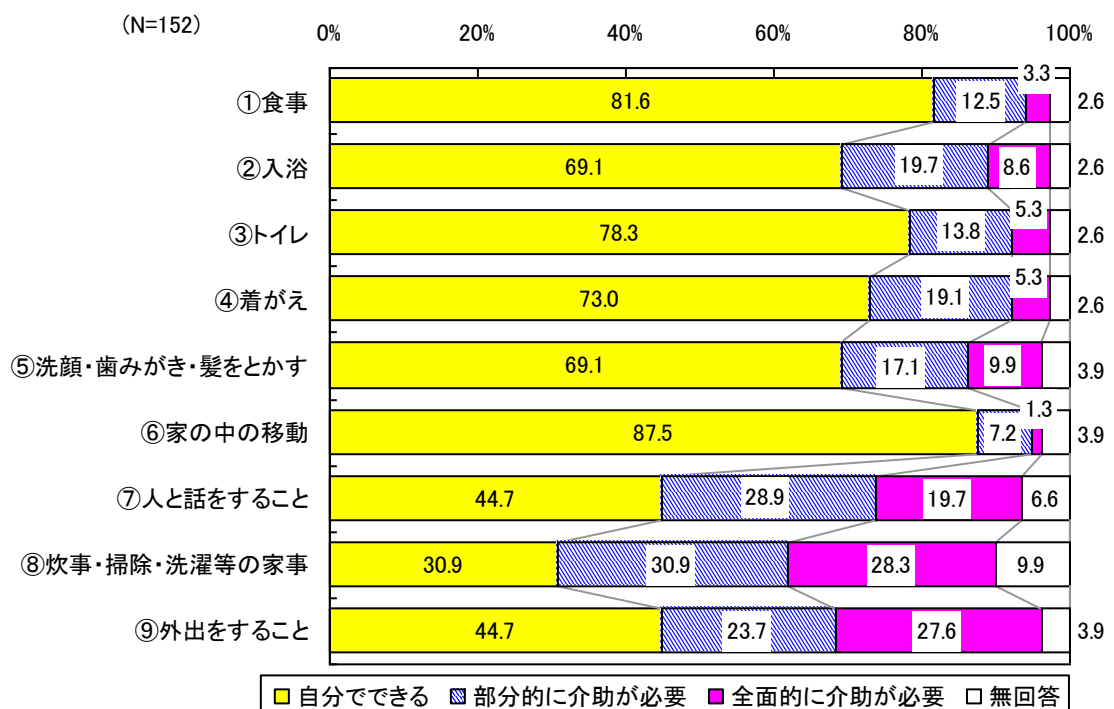


知的障がいのある人も、【要介助率】は「炊事・掃除・洗濯等の家事」が52.7%で最も高く、前回調査の59.2%より低下しています。次いで「外出をすること」が42.8%、「人と話をすること」が40.6%等で、前回調査より低下しています。

■障がいのある人 日常生活動作<知的障がいのある人>

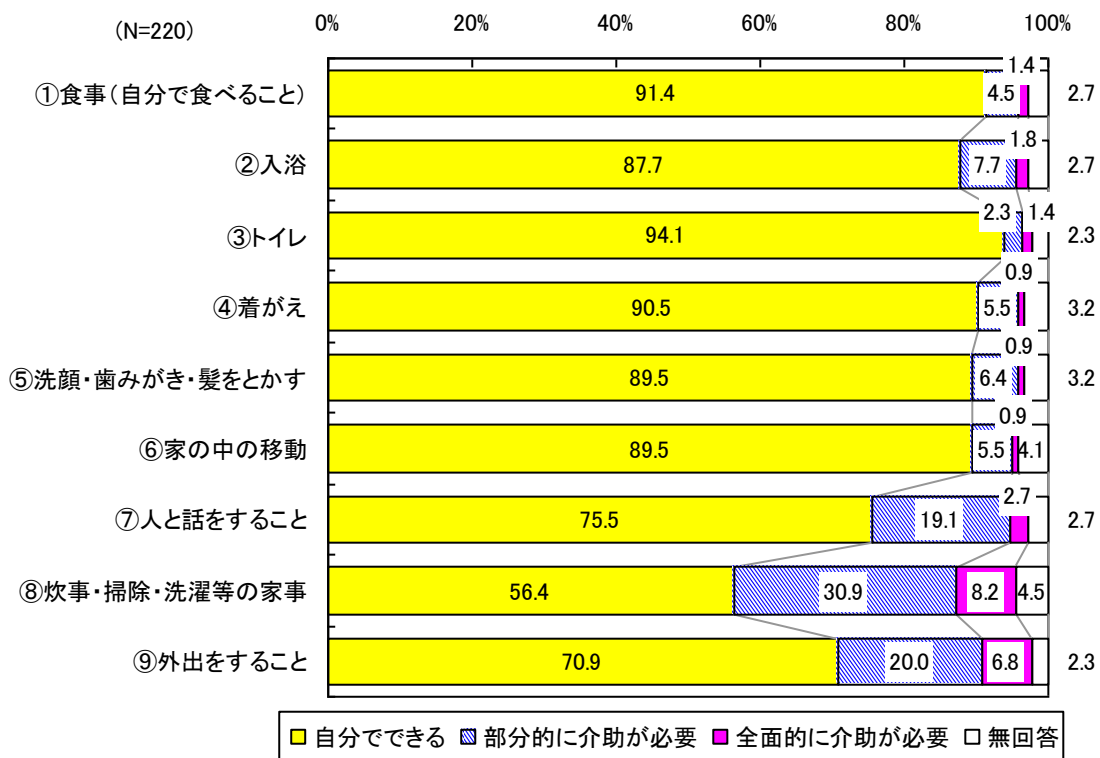


■障がいのある人 日常生活動作<知的障がいのある人>/前回調査



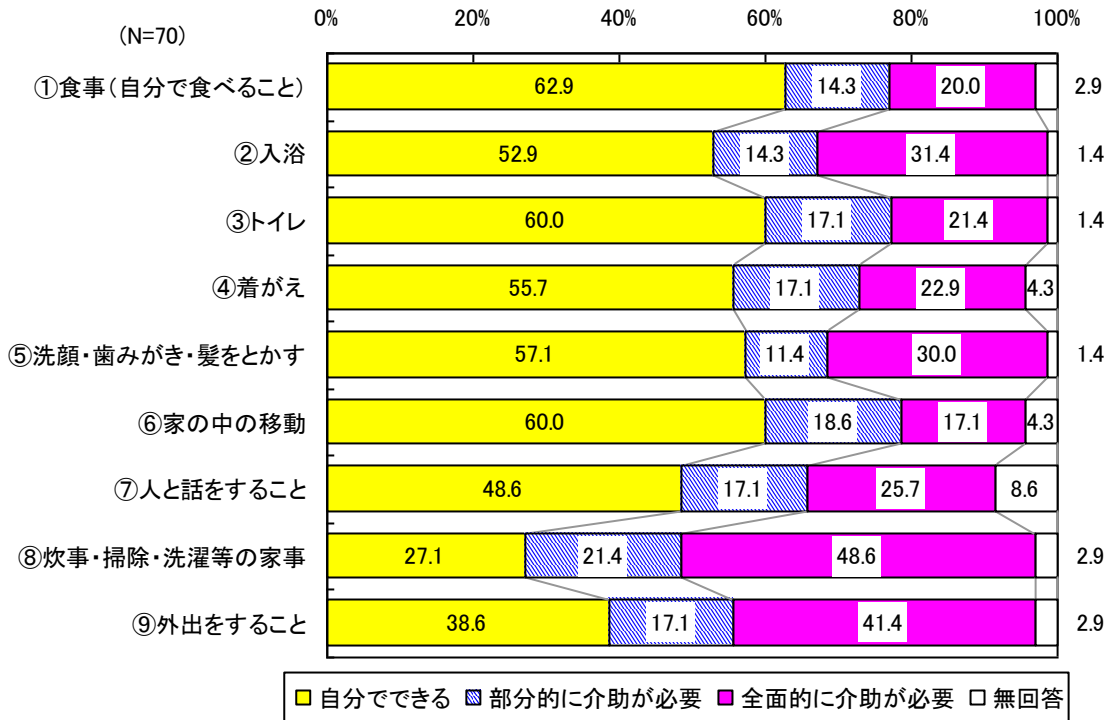
精神障がいのある人は、前回調査と質問の仕方が違うため、今回調査のみの結果では、【要介助率】は「炊事・掃除・洗濯等の家事」が39.1%で最も高く、次いで「外出をすること」が26.8%、「人と話をすること」が21.8%等となっています。

■障がいのある人 日常生活動作<精神障がいのある人>

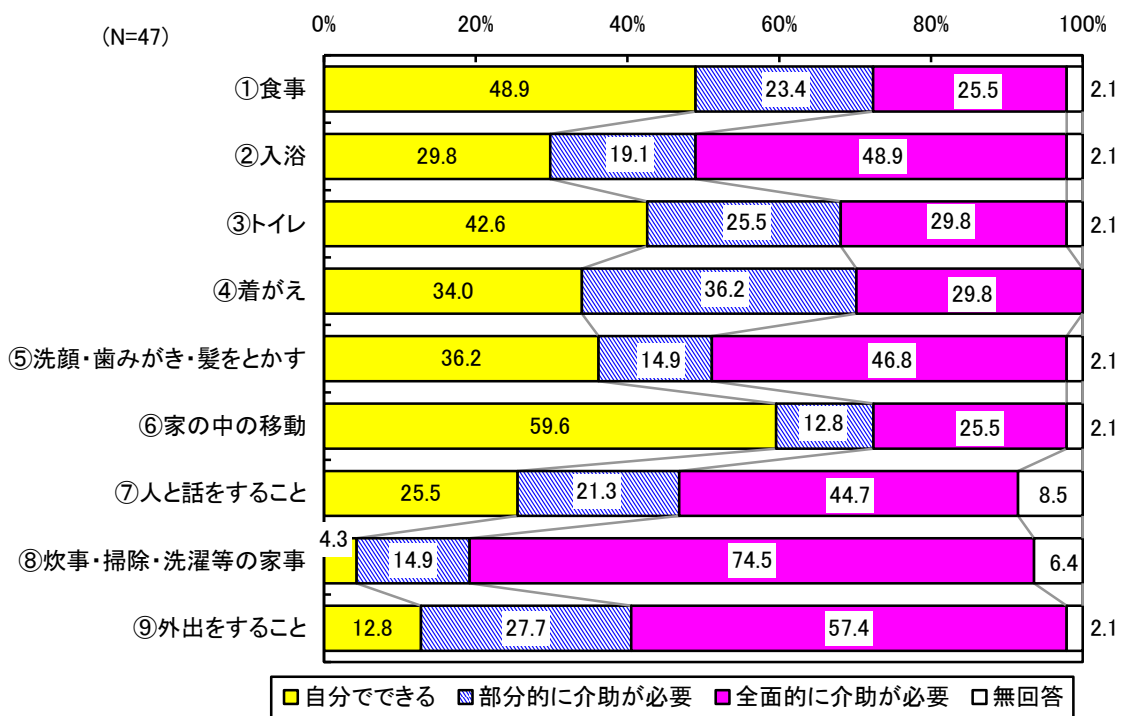


重複障がいのある人では、【要介助率】は「炊事・掃除・洗濯等の家事」が70.0%で最も高く、前回調査の89.4%より大きく低下しています。次いで「外出をすること」が58.5%、「入浴」が45.7%、「人と話をすること」が42.8%等で、これらの項目以外でも、すべて前回調査より低下しています。

■障がいのある人 日常生活動作<重複障がいのある人>



■障がいのある人 日常生活動作<重複障がいのある人>/前回調査

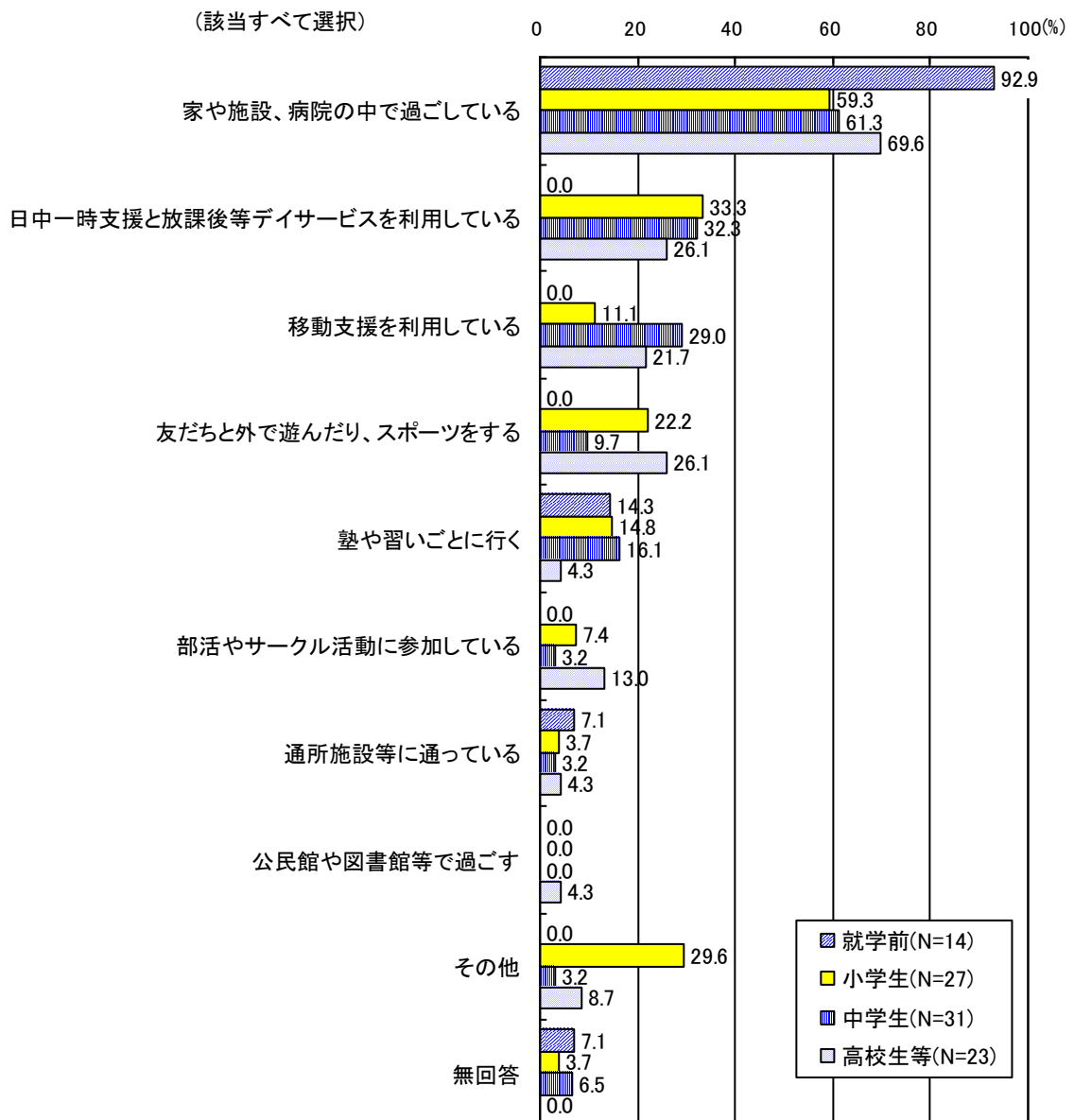


④ 障がいのある子どもの放課後や夏休み等の長期休暇の過ごし方

どの年齢区分の子どもも「家や施設、病院の中で過ごしている」が最も高く、特に就学前では92.9%と9割を超えています。次いで小学生以上は「日中一時支援*と放課後等デイサービスを利用している」が高くなっています。

小学生の児童や高校生等では「友だちと外で遊んだり、スポーツをする」がそれぞれ22.2%、26.1%で続き、中学生では「移動支援を利用している」が29.0%で続いています。

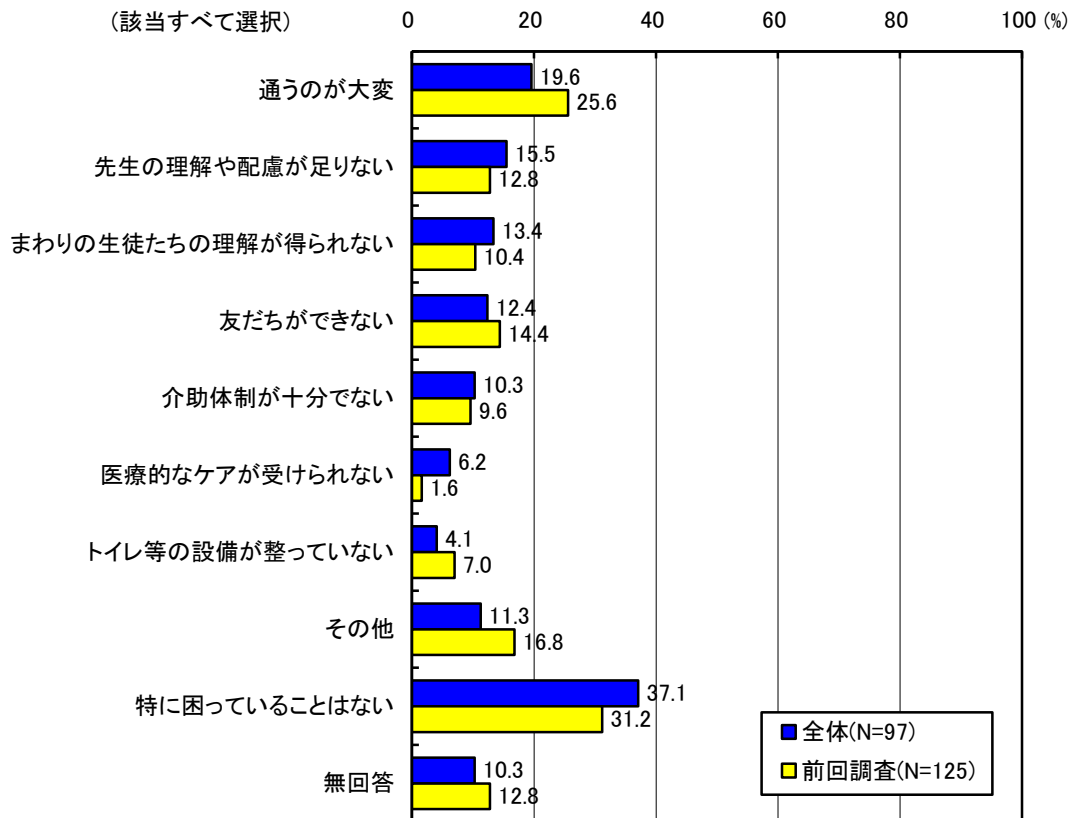
■障がいのある子どもの年齢区分別 放課後や夏休み等の長期休暇の過ごし方



⑤ 障がいのある子どもの学校等の生活で困っていること

全体では、「特に困っていることはない」及び無回答を除くと、52.6%とおよそ半数が困っていることをあげていますが、その中で「通うのが大変」が19.6%でトップとなっています。次いで、「先生の理解や配慮が足りない」(15.5%)、「まわりの生徒たちの理解が得られない」(13.4%)、「友だちができない」(12.4%)等と続きます。前回調査と比べて、「通うのが大変」は低下していますが、「先生の理解や配慮が足りない」や「まわりの生徒たちの理解が得られない」はそれぞれ2.7ポイント、3.0ポイント高くなり、また、「医療的なケアが受けられない」が6.2%で、前回のおよそ4倍となっています。

■障がいのある子ども 学校等の生活で困っていること／前回調査との比較



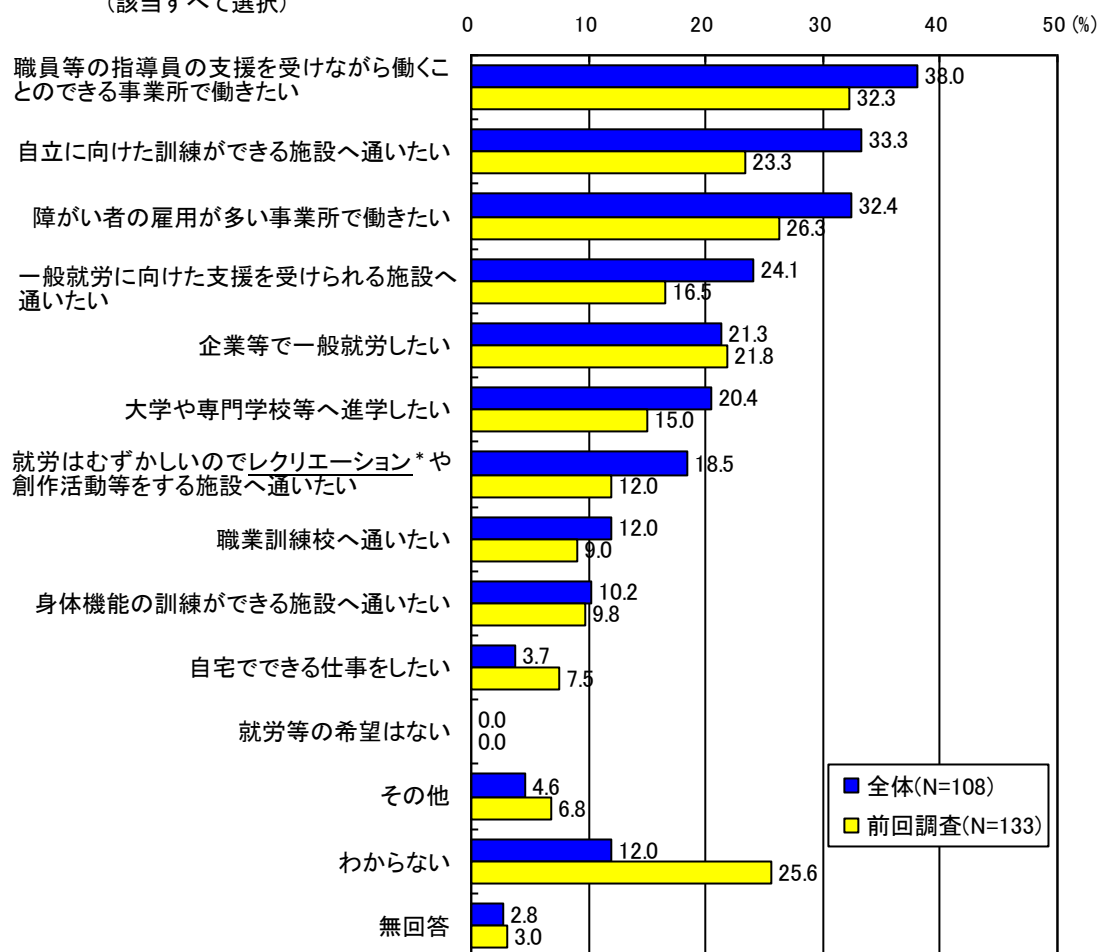
注)「普通学級に入れてもらえない」は該当なし。

⑥ 障がいのある子どもの将来の進路

全体では、「職員等の指導員の支援を受けながら働くことのできる事業所で働きたい」が38.0%で最も高く、次いで「自立に向けた訓練ができる施設へ通いたい」が33.3%、「障がい者の雇用が多い事業所で働きたい」が32.4%等と続き、前回調査と比べていずれも高くなっています。

■障がいのある子ども 将来の進路希望／前回調査との比較

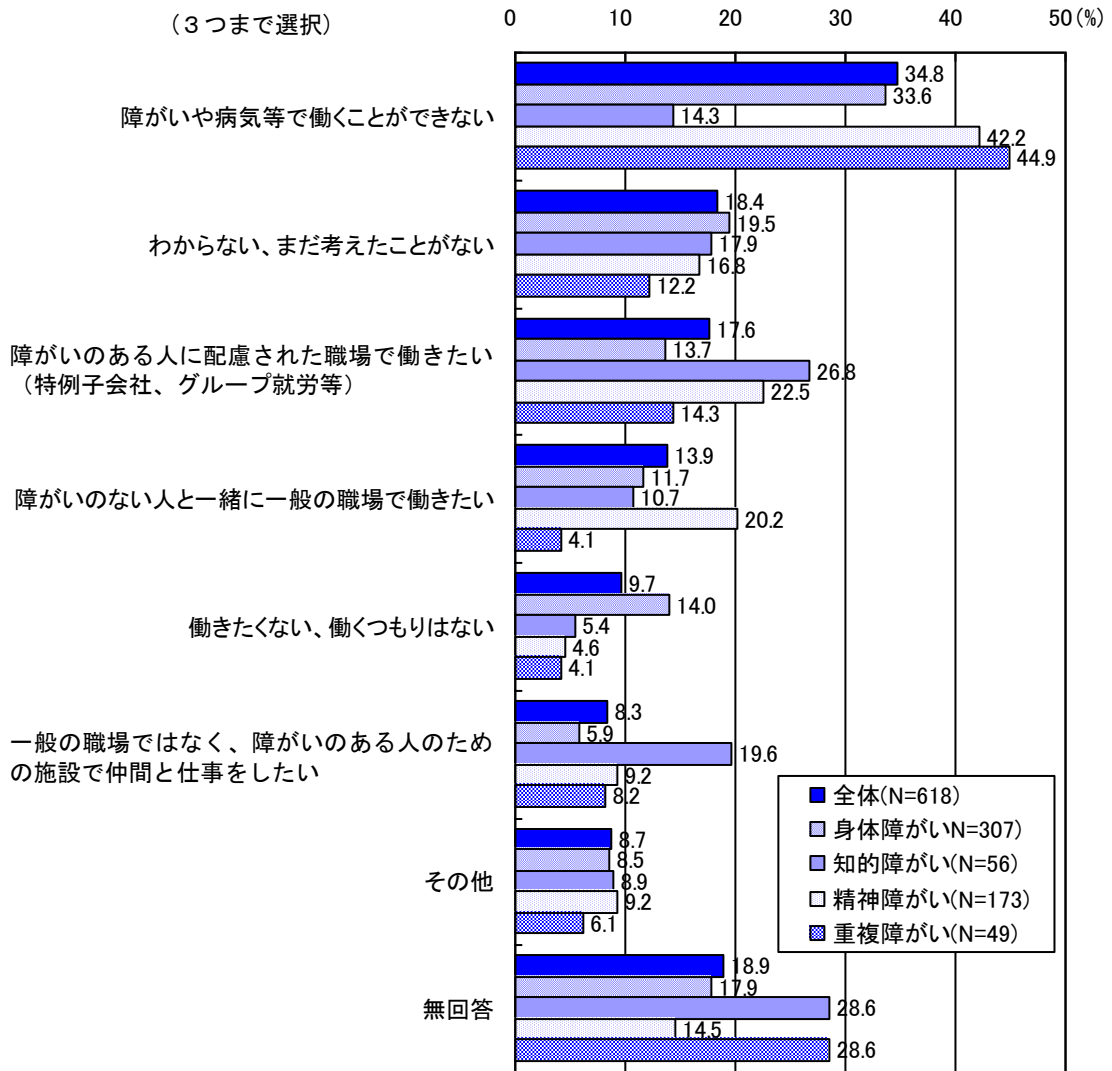
(該当すべて選択)



⑦ 障がいのある人の就労希望

現在未就労の人の今後の就労希望については、全体では「障がいや病気等で働くことができない」が34.8%で最も高く、一方、就労希望の中では「障がいのある人に配慮された職場で働きたい（特例子会社*、グループ就労等）」が17.6%で最も高くなっています。就労希望の中では、どの障がいのある人も「障がいのある人に配慮された職場で働きたい（特例子会社、グループ就労等）」が高くなっていますが、特に知的障がいのある人や精神障がいのある人では20%を超えています。また、知的障がいのある人は「一般の職場ではなく、障がいのある人のための施設で仲間と仕事をしたい」が、精神障がいのある人は「障がいのない人と一緒に一般の職場で働きたい」が高くなっています。

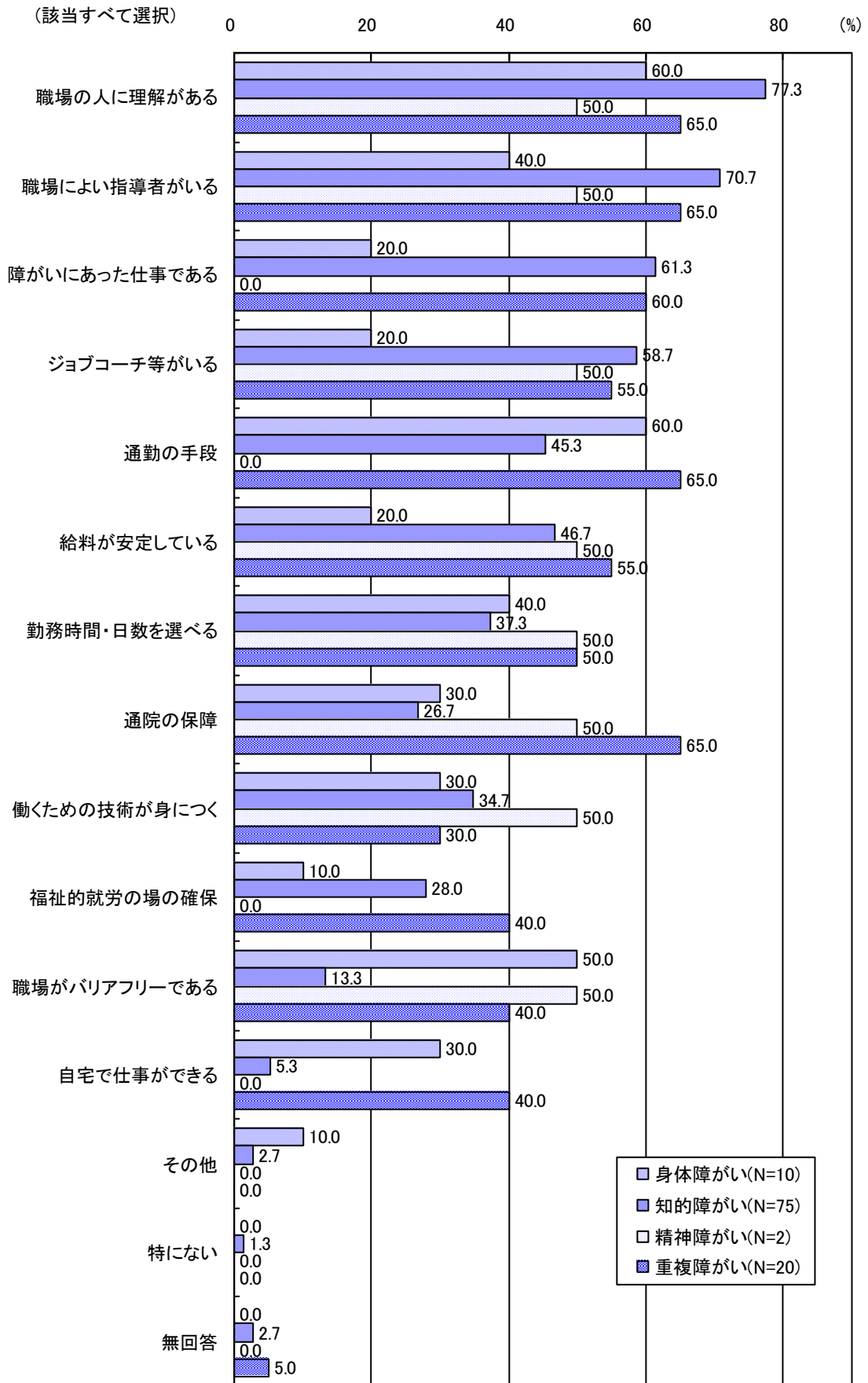
■障がいのある人の障がい種別 今後の就労希望



⑧ 障がいのある子どもがよりよく働くために必要なこと

障がいのある子どもがよりよく働くために必要なことのトップは、身体障がいの子どもが「職場の人に理解がある」及び「通勤の手段」でそれぞれ60.0%、知的障がいのある子どもが「職場の人に理解がある」で77.3%、重複障がいのある子どもは「職場の人に理解がある」及び「職場によい指導者がいる」「通勤の手段」「通院の保障」でそれぞれ65.0%となっています。精神障がいのある子どもは回答数が少ないため、参考にとどめます。

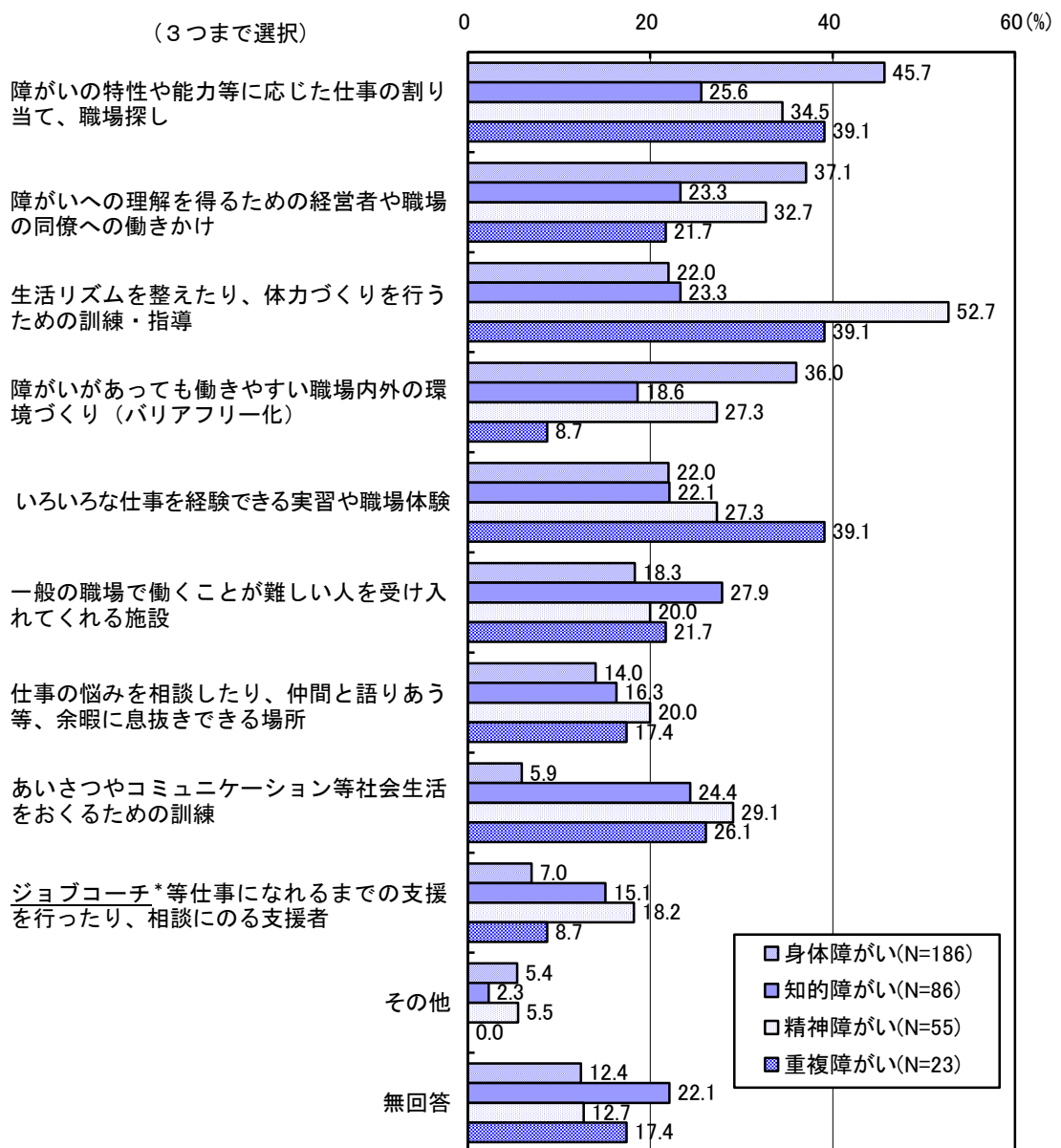
■ 障がいのある子どもの障がい種別 よりよく働くために必要なこと



⑨ 継続して働くために必要な支援

身体障がいのある人及び重複障がいのある人は、「障がいの特性や能力等に応じた仕事の割り当て、職場探し」で、それぞれ45.7%、39.1%でトップとなっています。また、重複障がいのある人は、「生活リズムを整えたり、体力づくりを行うための訓練・指導」や「いろいろな仕事を経験できる実習や職場体験」がそれぞれ39.1%でトップにあげられます。知的障がいのある人は「一般の職場で働くことが難しい人を受け入れてくれる施設」が27.9%、精神障がいのある人は「生活リズムを整えたり、体力づくりを行うための訓練・指導」が52.7%となっています。

■障がいのある人の障がい種別 継続して働くために必要な支援

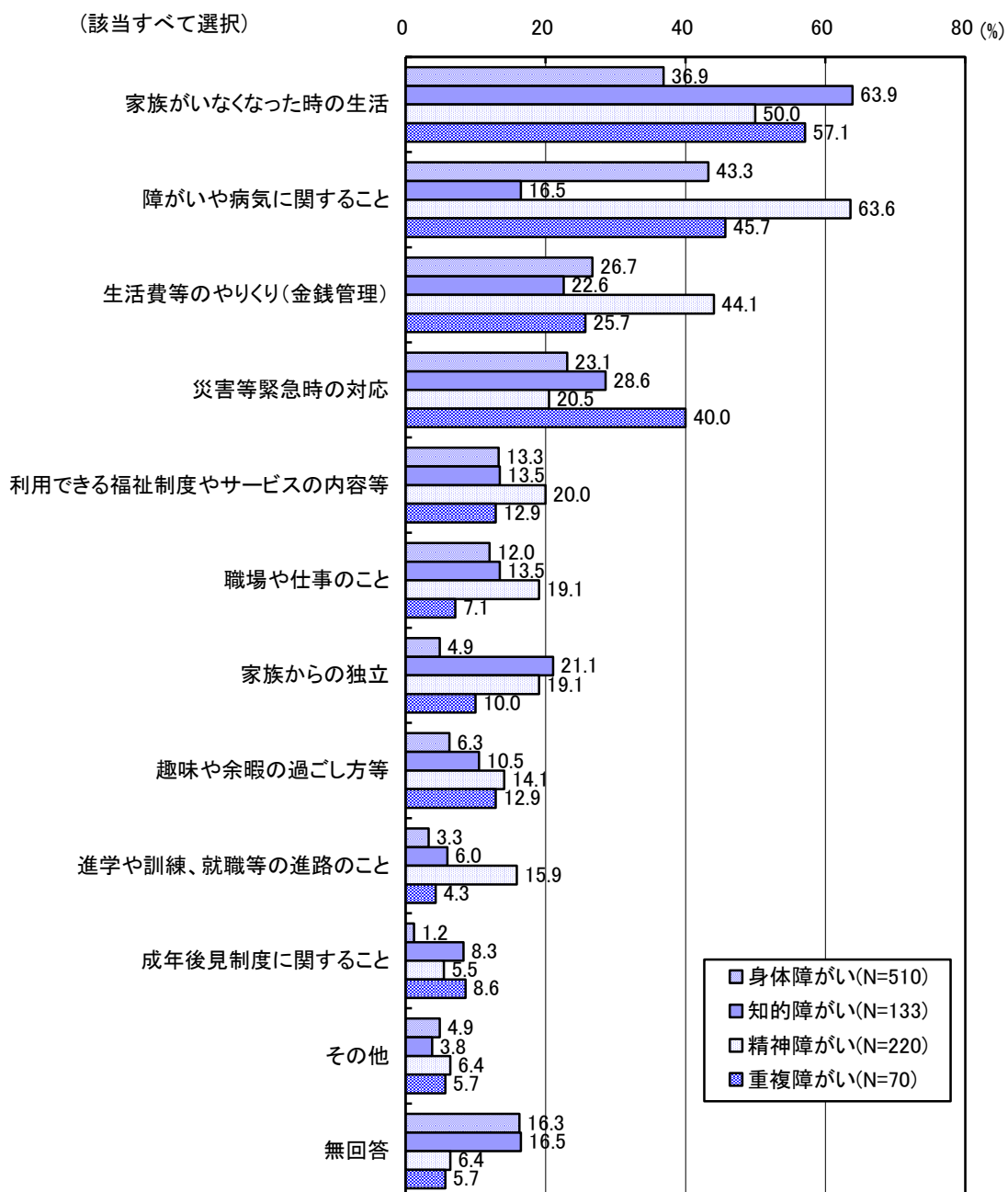


⑩ 生活する上で困っていること

身体障がいのある人及び精神障がいのある人は「障がいや病気に関すること」で、それぞれ43.3%、63.6%、知的障がいのある人及び重複障がいのある人は「家族がいなくなった時の生活」で、それぞれ63.9%、57.1%でトップとなっています。

また、精神障がいのある人は「生活費等のやりくり(金銭管理)」が44.1%、重複障がいのある人は「災害等緊急時の対応」が40.0%で、他の障がいのある人に比べて高くなっています。

■障がいのある人の種がい種別 困っていることや心配なこと

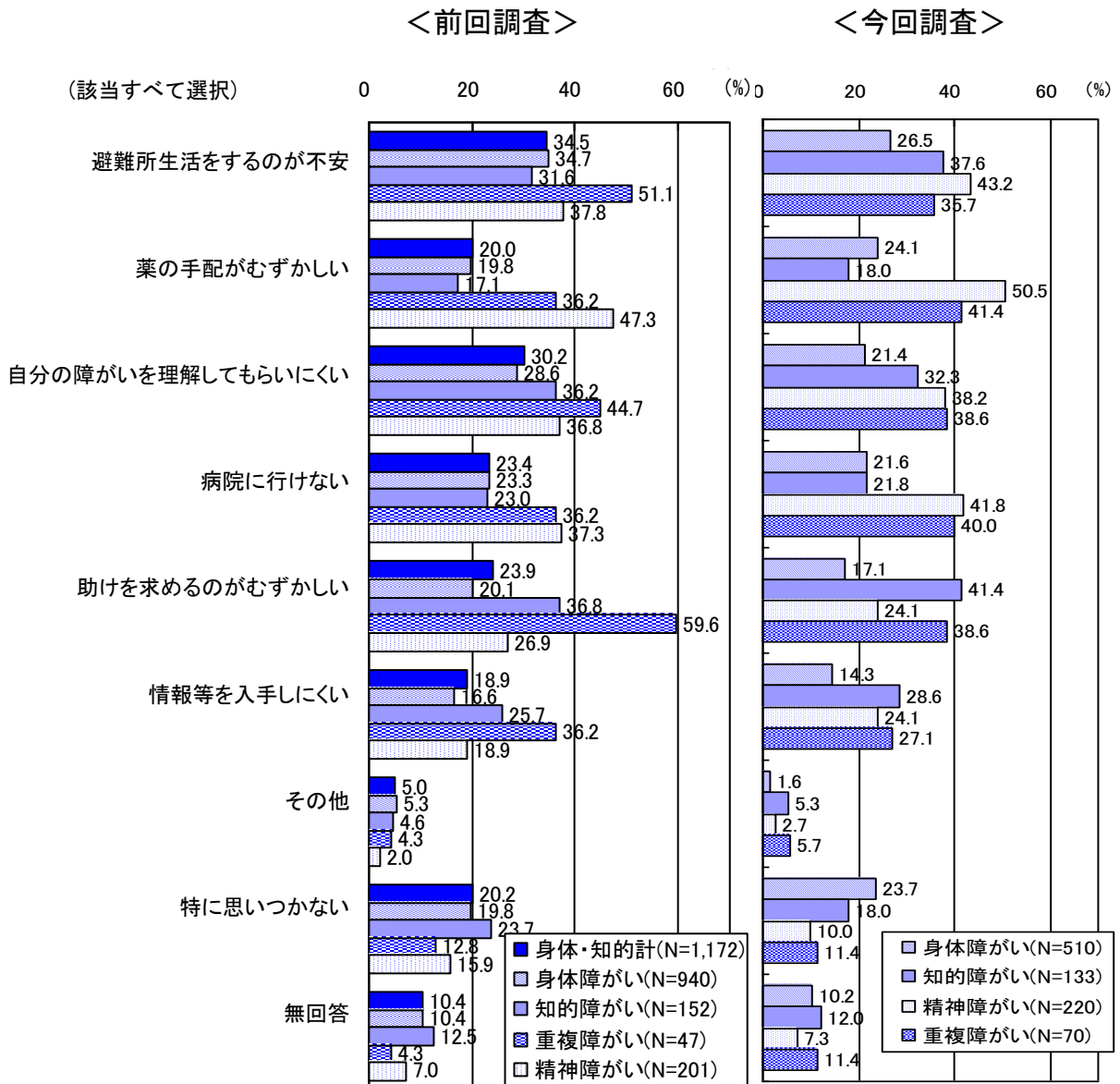


⑪ 災害時の心配

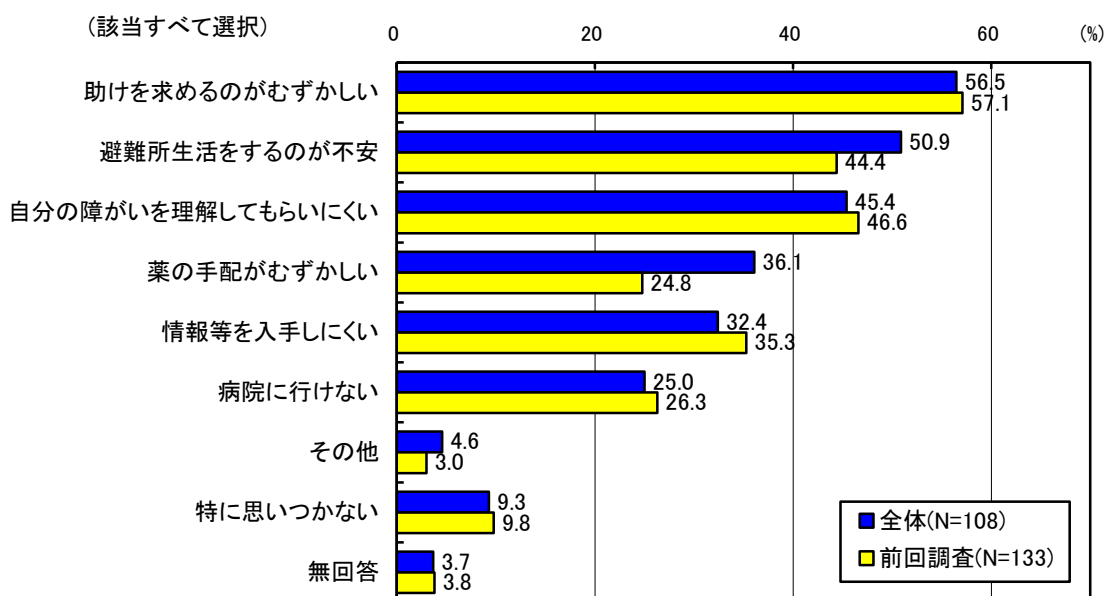
障がいのある子どもは、「助けを求めるのがむずかしい」が56.5%とトップで、前回調査と同程度となっています。次いで「避難所生活をするのが不安」が50.9%で、前回調査より6.5ポイント高くなっています。また、「薬の手配がむずかしい」も前回調査より11.3ポイント高くなっています。

前回調査と比べて、身体障がいのある人は「薬の手配がむずかしい」が高くなり、知的障がいのある人は「避難所生活をするのが不安」をはじめ「助けを求めるのがむずかしい」「情報等を入手しにくい」が高く、精神障がいのある人は「助けを求めるのがむずかしい」以外の項目で高く、重複障がいのある人は「薬の手配がむずかしい」や「病院に行けない」が高くなっています。

■障がいのある人の障がい種別 災害時の心配



■障がいのある子ども 災害時の心配／前回調査との比較

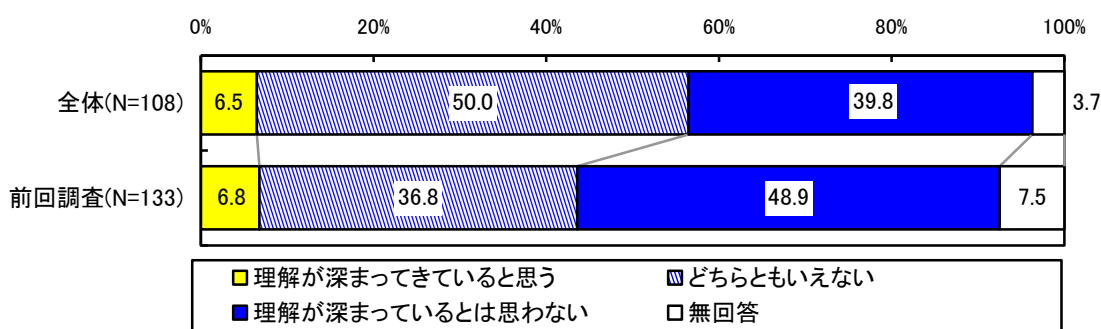


⑫ 社会参加への住民理解について

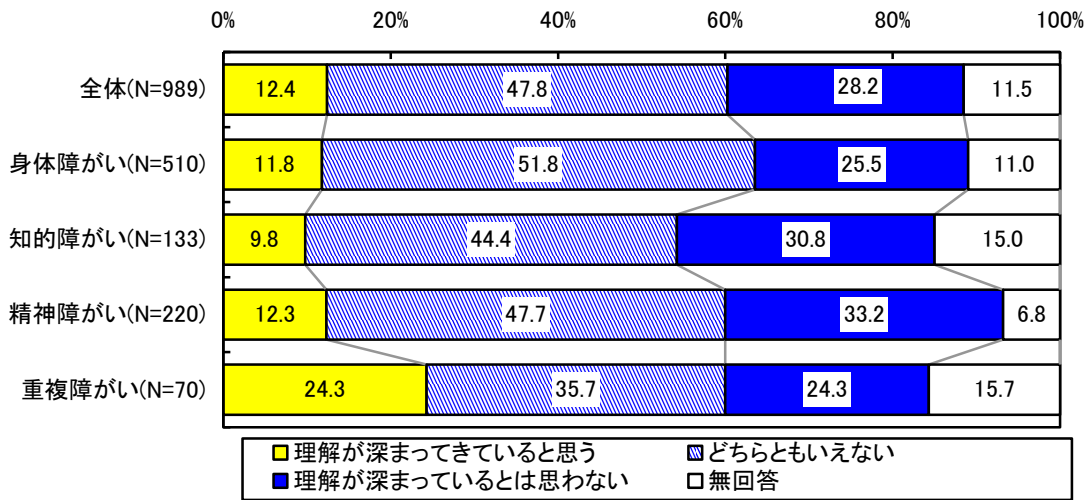
障がいのある子どもでは「理解が深まってきていると思う」は6.5%で、前回調査の6.8%と同程度で変わりありません。「理解が深まっているとは思わない」は39.8%で、前回調査の48.9%より9.1ポイント低下し、代わって「どちらともいえない」が50.0%で、前回調査の36.8%より13.2ポイント高くなっています。

前回調査と比べてどの障がいのある人も「理解が深まってきていると思う」が高くなり、「理解が深まっているとは思わない」が低下しています。特に精神障がいのある人では、「理解が深まっているとは思わない」が14.6ポイント低下しています。

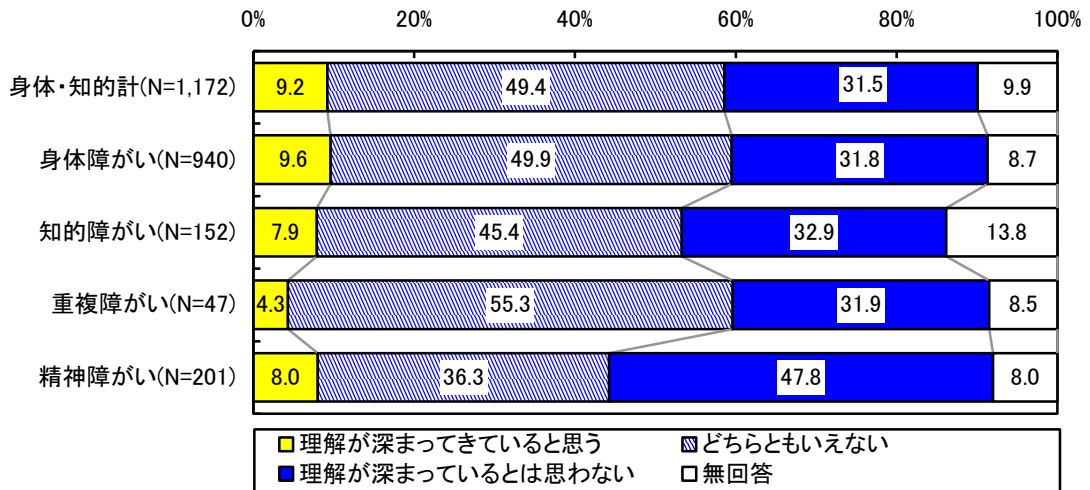
■障がいのある子ども 社会参加への住民理解について／前回調査との比較



■障がいのある人の障がい種別 社会参加への住民理解について



■障がいのある人の障がい種別 社会参加への住民理解について/前回調査



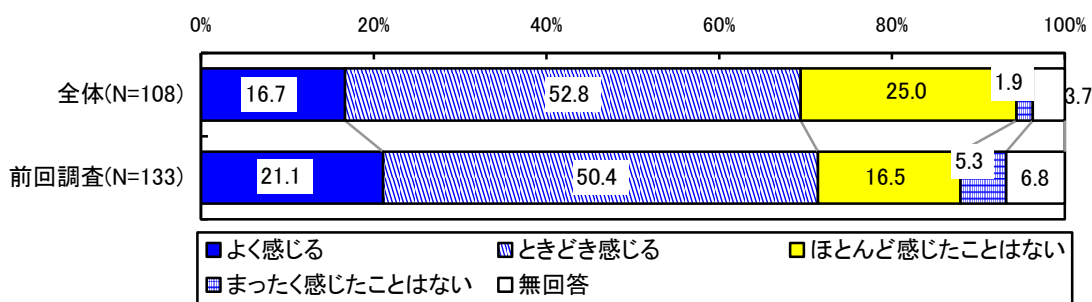
⑬ 差別や偏見等を感じることの有無

障がいのある子どもでは、「よく感じる」及び「ときどき感じる」を合わせて【感じる】率は69.5%で、前回調査の71.5%と大差ありません。

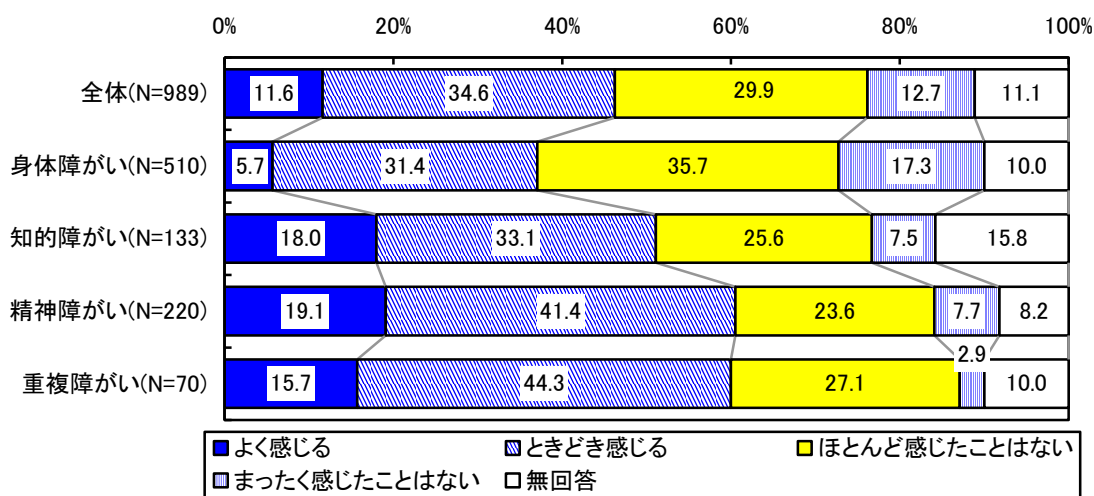
一方、「ほとんど感じたことはない」及び「まったく感じたことはない」を合わせて【感じたことはない】率は26.9%で、前回調査の21.8%より5.1ポイント高くなっています。

障がいのある人では、前回調査と比べて【感じる】率は、精神障がいのある人や重複障がいのある人では低下率が小さいながら、どの障がいのある人も低下し、特に知的障がいのある人では16.1ポイントも低下しています。

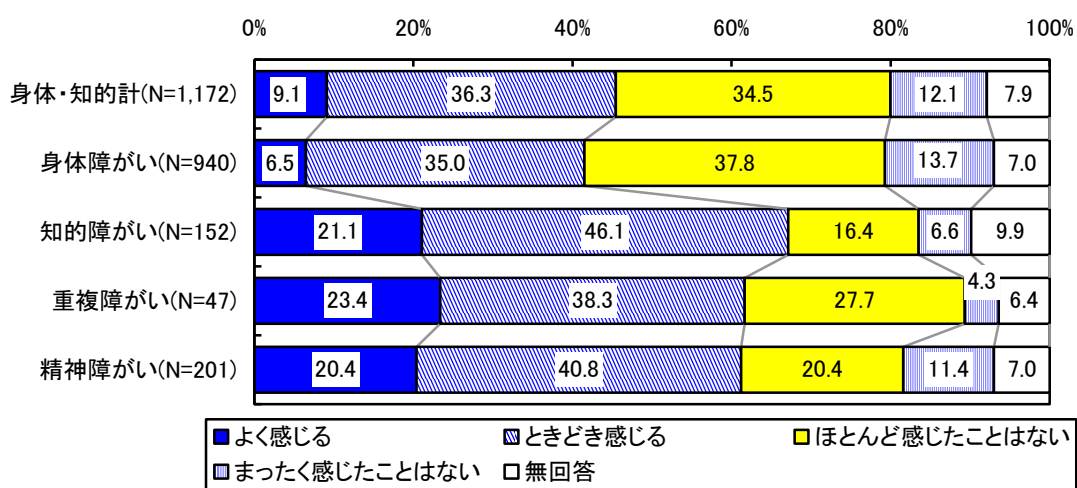
■障がいのある子ども 差別や偏見等を感じること／前回調査との比較



■障がいのある人の障がい種別 差別や偏見等を感じること



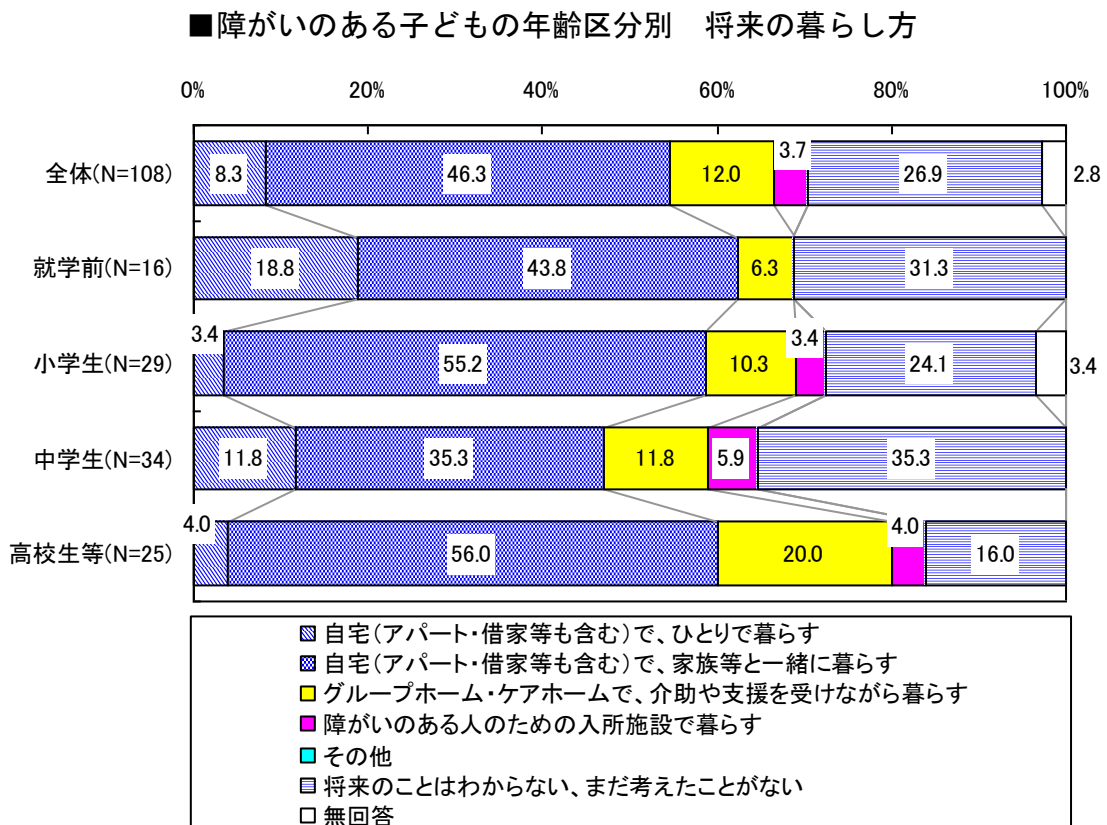
■障がいのある人の障がい種別 差別や偏見等を感じること／前回調査



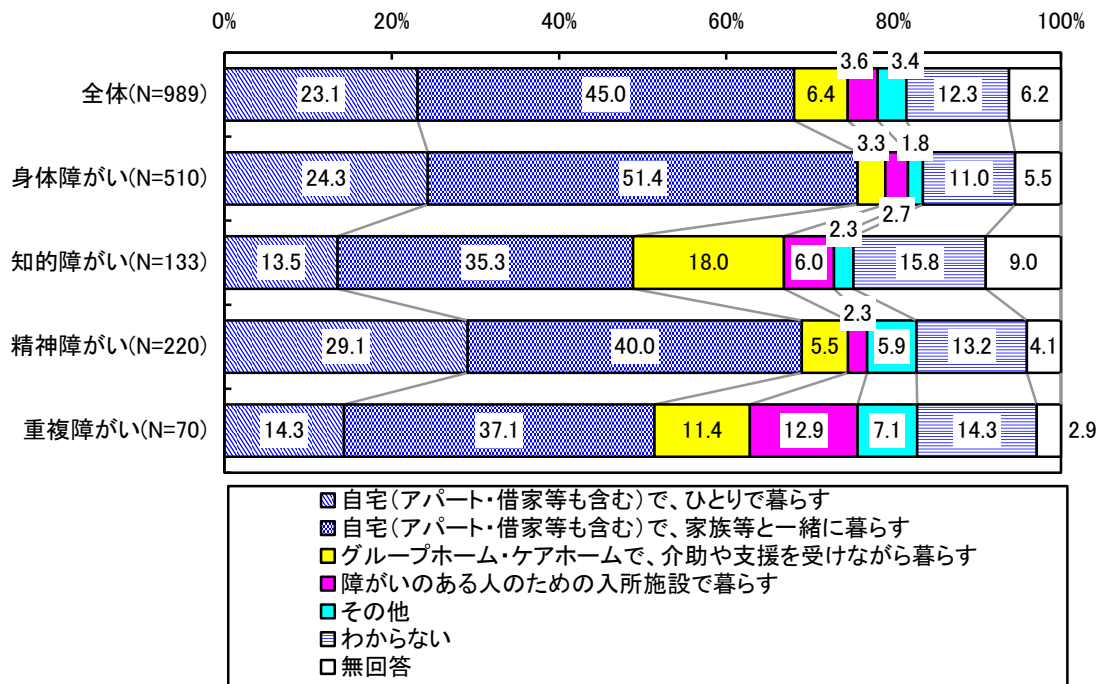
⑭ 今後の暮らし方について

障がいのある子どもでは、どの年齢区分も「自宅（アパート・借家等も含む）で、家族等と一緒に暮らす」が最も高くなっています。就学前は「自宅（アパート・借家等も含む）で、ひとりで暮らす」が18.8%で他の年齢区分より高くなっています。「グループホーム・ケアホームで、介助や支援を受けながら暮らす」は、高校生等が20.0%で最も高く、「障がいのある人のための入所施設で暮らす」は中学生が5.9%、高校生等が4.0%、小学生が3.4%となっています。

障がいのある人では、いずれも「自宅（アパート・借家等も含む）で、家族等と一緒に暮らす」が最も高く、特に身体障がいのある人では50歳代及び60歳代が多いことを反映しています。知的障がいのある人は「グループホーム・ケアホームで、介助や支援を受けながら暮らす」が18.0%、精神障がいのある人は「自宅（アパート・借家等も含む）で、ひとりで暮らす」が29.1%、重複障がいのある人は「障がいのある人のための入所施設で暮らす」が12.9%で、それぞれ他の障がいのある人より高くなっています。



■障がいのある人の障がい種別 将来の暮らし方の希望

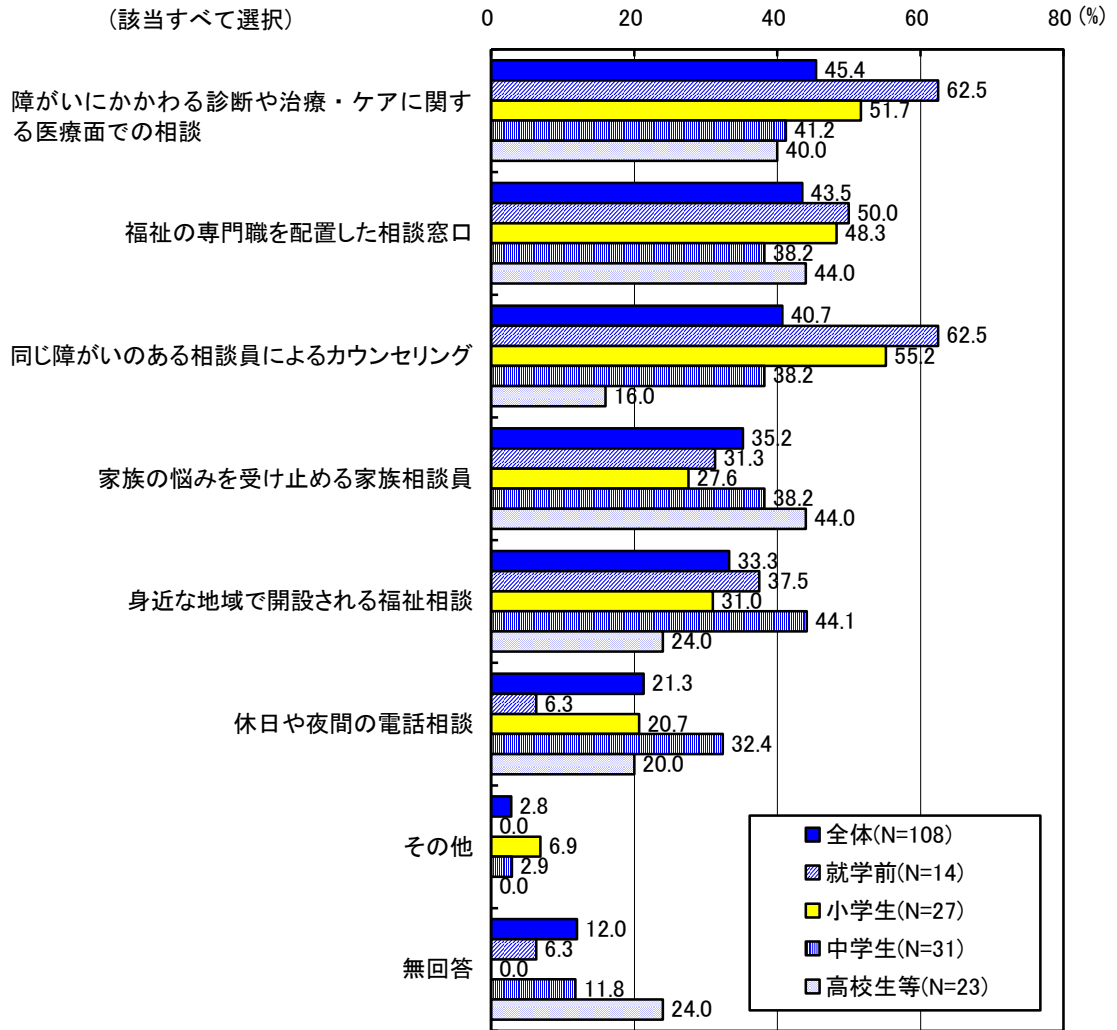


⑮ 今後の相談支援体制に希望すること

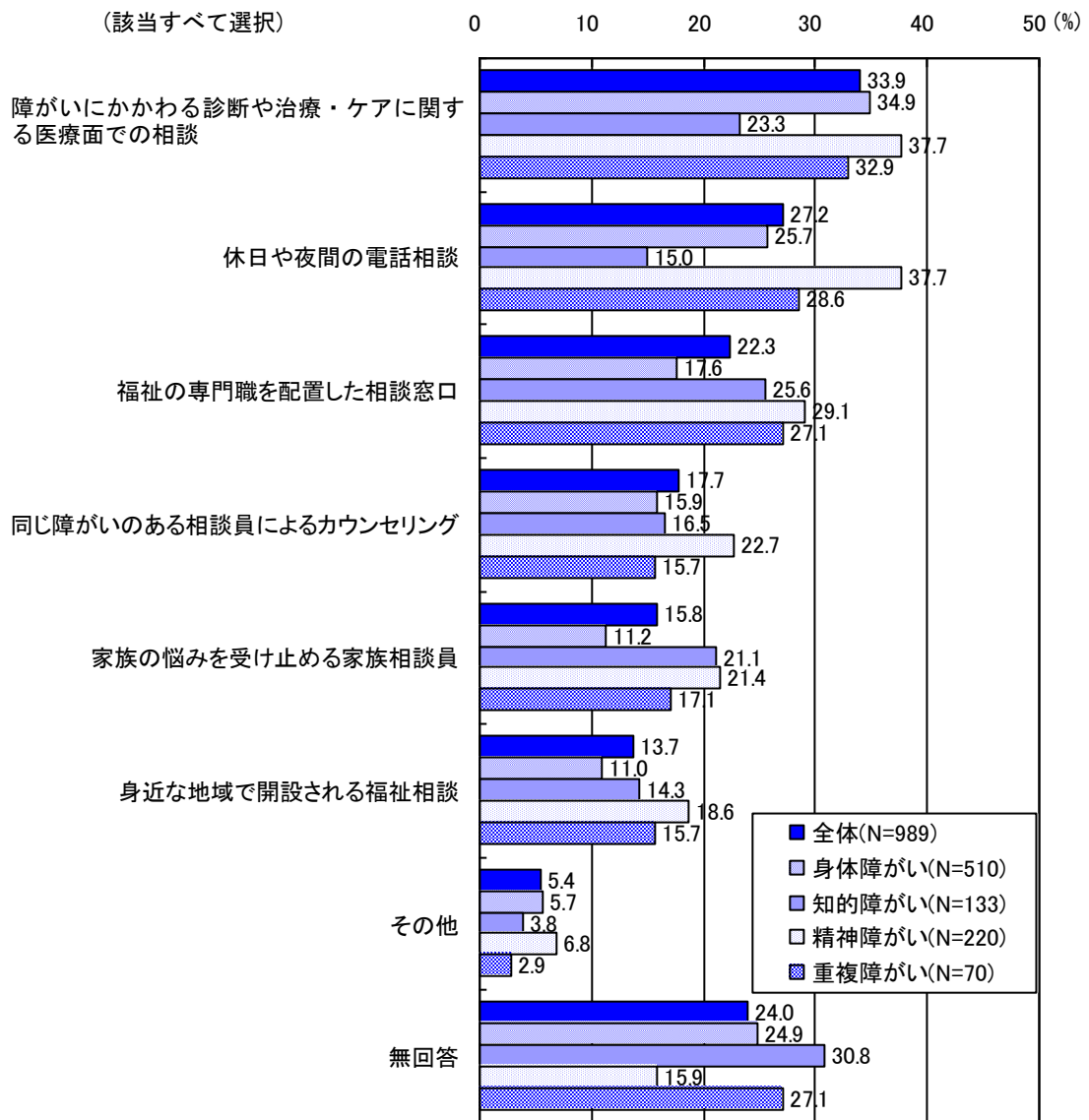
障がいのある子どもは、年齢区分別のトップが、就学前の子ども及び小学生の「同じ障がいのある相談員によるカウンセリング*」で、就学前子どもの「障がいにかかわる診断や治療・ケアに関する医療面での相談」も同率となっています。中学生は「身近な地域で開設される福祉相談」、高校生等は「福祉の専門職を配置した相談窓口」及び「家族の悩みを受け止める家族相談員」がトップとなっています。

障がいのある人は、障がい種別のトップが、知的障がいのある人以外では「障がいにかかわる診断や治療、ケアに関する医療面での相談」で、身体障がいのある人が34.9%、精神障がいのある人が37.7%、重複障がいのある人が32.9%となっています。精神障がいのある人は「休日や夜間の電話相談」が同率でトップにあげられます。知的障がいのある人は「福祉の専門職を配置した相談窓口」がトップで25.6%となっています。このほかでは、精神障がいのある人が「同じ障がいのある相談員によるカウンセリング」が22.7%で、他の障がいのある人より高くなっています。

■障がいのある子どもの年齢区分別 今後の相談支援体制に希望すること



■障がいのある人の障がい種別 今後の相談支援体制に希望すること



⑩ 暮らしやすいまちづくりのための重点対策

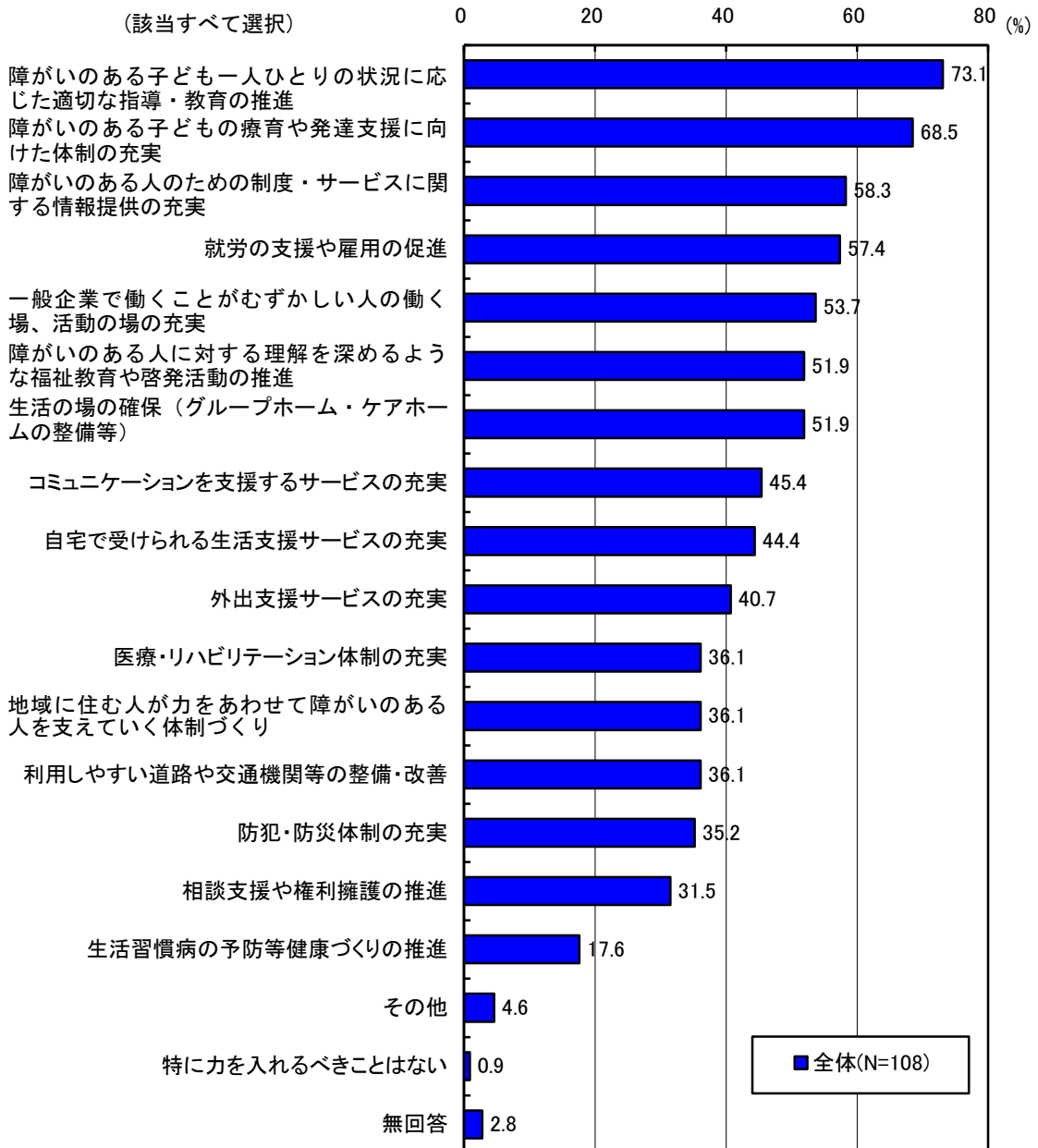
障がいのある子どもでは「障がいのある子ども一人ひとりの状況に応じた適切な指導・教育の推進」がトップで73.1%、次いで「障がいのある子どもの療育や発達支援に向けた体制の充実」(68.5%)、「障がいのある人のための制度・サービスに関する情報提供の充実」(58.3%)、「就労の支援や雇用の促進」(57.4%)等と続きます。

障がいのある人では、身体障がいのある人が「障がいのある人のための制度・サービスに関する情報提供の充実」で43.9%、知的障がいのある人が「一般企業で働くことがむずかしい人の働く場、活動の場の充実」で39.1%、精神障がいのある人及び重複障がいのある人が「障がいのある人に対する理解を深めるような福祉

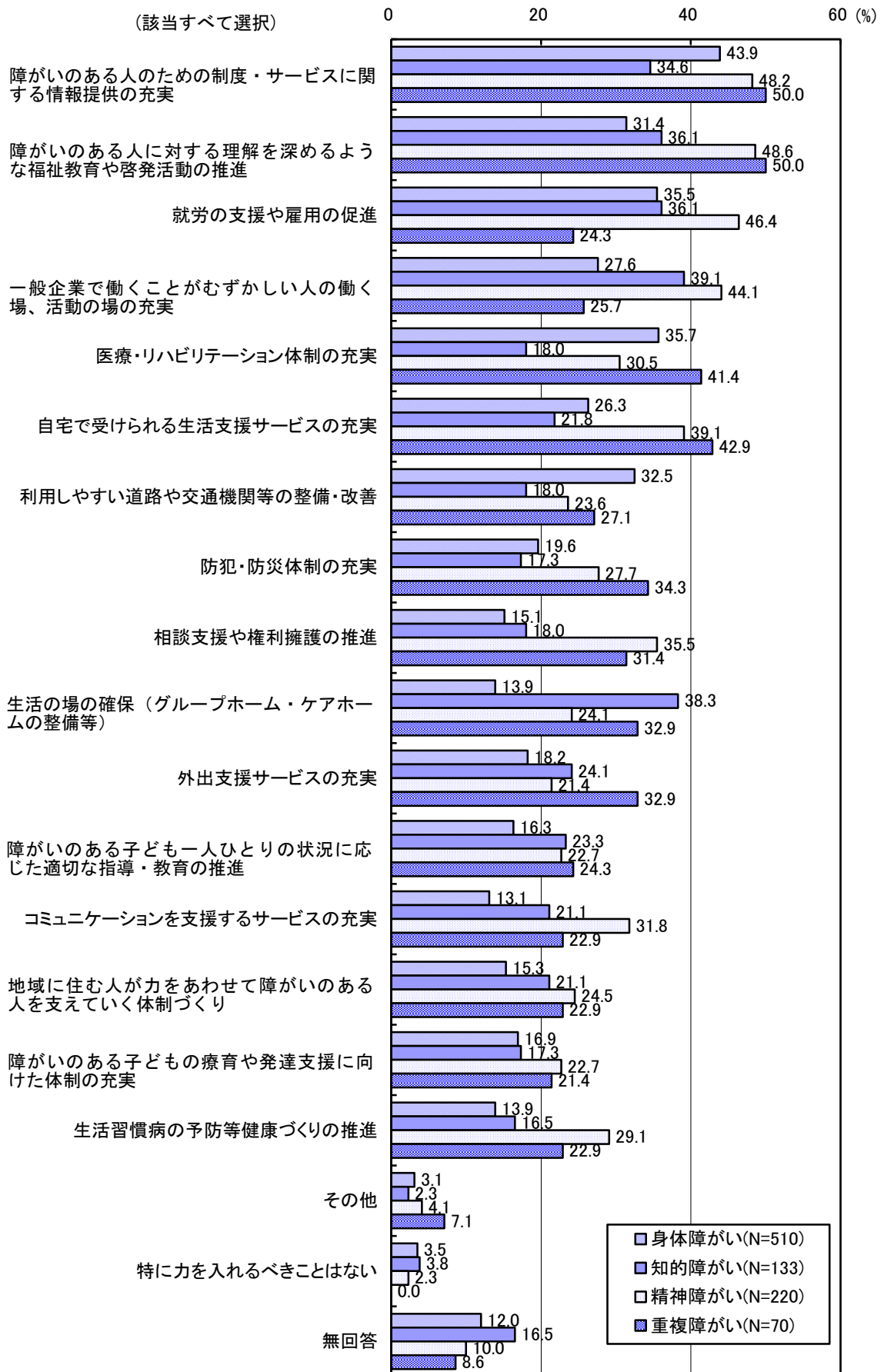
教育や啓発活動の推進」で、それぞれ48.6%、50.0%と最も高くなっています。

また、これ以外の項目で高いのは、精神障がいのある人の「就労の支援や雇用の促進」(46.4%) や、重複障がいのある人の「医療・リハビリテーション体制の充実」(41.4%)、「自宅で受けられる生活支援サービスの充実」(42.9%) が40%以上となっています。

■障がいのある子ども 暮らしやすいまちづくりのための重点対策



■障がいのある人の障がい種別 暮らしやすいまちづくりのための重点対策



(2) 障がい者（児）等団体アンケート調査から

「門真市第4期障がい福祉計画」の策定にあたり、その基礎資料とするため、障がい者（児）等団体を対象としたアンケート調査を実施しました。いただいたご意見等の中から、「門真市第3次障がい者計画」に関連する内容を整理すると次のとおりです。

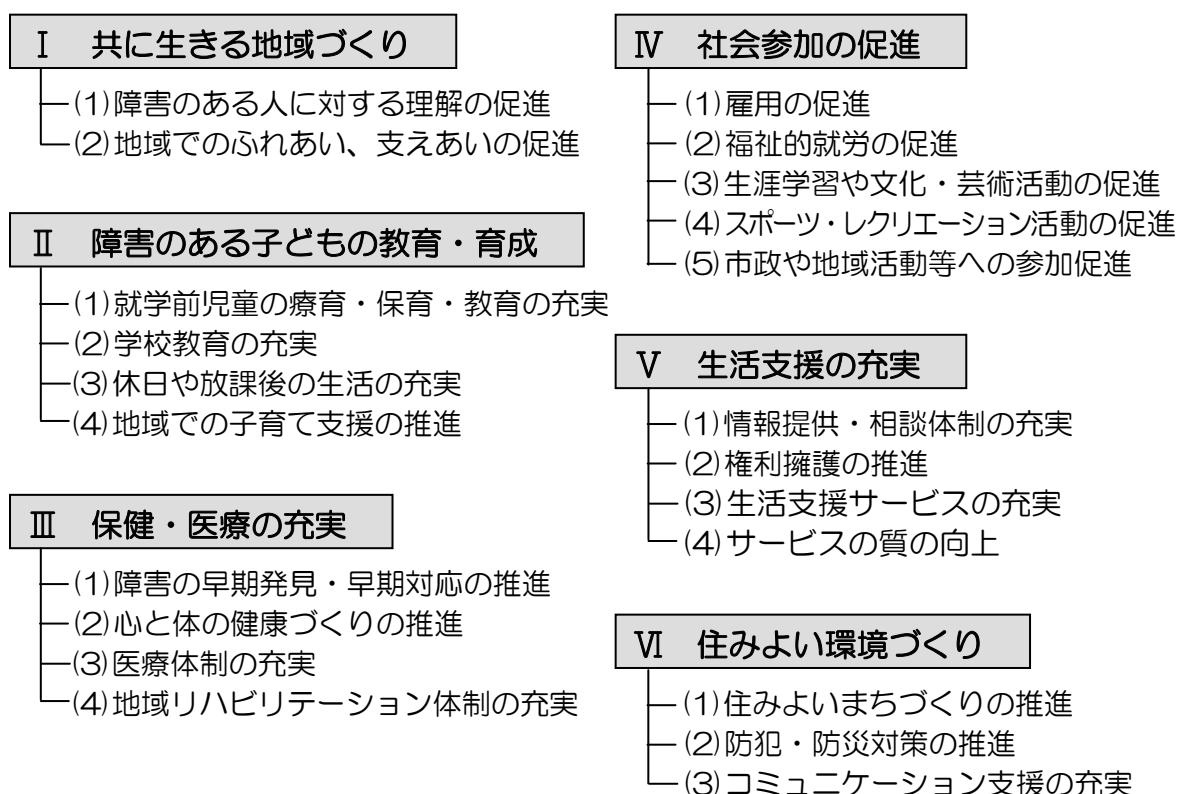
【主なご意見】

- 障がいのある人が、閉じこもりがちにならないように、地域の人たちとコミュニケーションを取る。
- 自助・互助・公助をうまく活用していく。
- いろいろな人たちと交流することにより、視野が広がり、お互いに理解していくことで、頑張ろう、元気になろう、自分の力で行動しよう、という精神が生まれてくると思う。
- 自治会長や民生委員・児童委員等、どこにどのような障がいのある人が住んでいるのか把握してもらう必要がある。
- 行政がもっと地域（自治会や福祉委員等）に対して積極的に関わって欲しい。
- 新たに手帳を交付された人たちとの活動を広げていこうとしても、個人情報保護の関係で情報を得ることも伝えることもできない。
- 親同士が交流できる場（いつでも誰でも集える。話し合える。）がない。
- 障がいのある人も参加できるような避難訓練をして欲しい。
- 障がいのある人が地域の人たちと関われる機会が少ない。
- 学校教育において障がいについて正しく理解する時間を作って欲しい。
- 祖父母が高齢になっても、障がいのある子どもの世話に時間を取られ、必要な介護支援をする時間が少ない。

4 第2次障害者計画の検証による今後の検討課題

平成20年3月に策定した「門真市第2次障害者計画」では、「ともに生きるまち門真一人ひとりが主役となって」をめざすべき将来像として、6つの基本目標とその下にそれぞれ施策の方向を施策の体系として設定しています。今回の計画の見直しにあたっては、6つの基本目標ごとに、この体系に基づく施策・事業について検証を行い、主な今後の検討課題を整理しました。

■門真市第2次障害者計画における施策の体系（基本目標と施策の方向）



基本目標 I 共に生きる地域づくり

(1) 障害のある人に対する理解の促進

【主な今後の検討課題】

○障がいのある人への理解という面においては、一層多様な媒体での情報掲載を進めることが必要。

○虐待を防ぐには、わずかな兆候も見逃さないよう、市民への知識の普及・啓発を継続的に実施し、早期発見に努めるとともに、関係機関や団体及び地域住民等の協力・連携を一層強化することが必要。

- 市職員については、新規採用職員研修等において、手話体験実習を実施しているが、今後は、その他の障がいをテーマにした研修を実施していくことが必要。
- 精神障がいのある人の理解促進事業を市民や校区福祉委員*を対象に実施し、また障がいのある人の就労についての理解促進事業を市民や障がいのある人向けに実施しているが、今後は障がい者基幹相談支援センター*が障がいのある人の権利擁護等の理解啓発を実施し、さらに理解促進の取組を充実していくことが求められている。

(2) 地域でのふれあい、支えあいの促進

【主な今後の検討課題】

- 各地域での活動内容は地域の自主性に任せているが、障がいのある人の個人情報取り扱いには注意が必要であり、関係機関や事業所、ボランティア団体等との連携・協力のもとに、障がいのある人とない人が共に交流できる行事、また障がいのある人同士の親睦を深めるための行事等多様な交流の機会が必要。
- 自治会への加入率が減少し、全体的に高齢化している中、校区によっては調整不足による校区体育祭の未実施があるが、各校区において障がいのある人を含む校区住民の健康と親睦を図る機会が求められている。
- ボランティア登録の周知とボランティアとボランティアを必要とする方のマッチング作業の拡大が必要。
- ちょっとした困りごとを気軽に頼むことができるボランティア・ボランティアグループが少ない。
- 特定の行政ニーズに応じたテーマを設定し、それに対する企画提案を呼び掛ける「テーマ設定型補助金（市民公益活動補助金）」に、障がいのある人に関するテーマがあげられていない。
- 見守り・声掛け訪問活動等の個別援助活動では障がいのある人に対しての支援を行っているが、グループ援助活動*ではいきいきサロン等の高齢者を対象としたものが多く、障がいのある人の参加が得られていない。
- 市民の多くが参加する取組等において、障がいのある人を支援する団体等との連携・協力が求められている。

基本目標Ⅱ 障害のある子どもの教育・育成

(1) 就学前児童の療育・保育・教育の充実

【主な今後の検討課題】

- 学校現場も含めた関係機関とのさらなる連携が必要。
- 障がいのある子どもの入学前からの把握が求められている。

- 幼稚園・保育所等における障がいのある子どもや発達上の支援が必要な子どもへの支援教育*の充実、共生の視点を大切にした教育内容の充実が必要。
- こども発達支援センターが障がいのある子どもの施策の拠点となることから、0歳から18歳までの子どもの保護者が気軽に相談できる窓口として位置づけていく必要がある。

(2) 学校教育の充実

【主な今後の検討課題】

- 障がいのある児童・生徒の支援学級入級に際して、教育的ニーズと可能な支援について、保護者と合意形成を図ることが求められる。
- 支援学級の障がい種別設置に対応して、障がい種別に応じた指導を進めることが必要。
- 通常の学級に在籍する発達障がい等の児童・生徒を対象とした通級指導教室*を全中学校区において進めることが必要。
- 各関係機関とも連携しながら、巡回相談チーム*活動のさらなる充実を図ることが必要。

(3) 休日や放課後の生活の充実

【主な今後の検討課題】

- 日中一時支援（タイムケア）事業の市内事業所が放課後等デイサービス事業に移行したことにより、養護者の就労支援をする事業所が減少している。
- 放課後児童健全育成事業*については、入会できる人数に限りがあるため、希望する児童すべての受け入れが困難となっている。

(4) 地域での子育て支援の推進

【主な今後の検討課題】

- 障がいのある子どもの保護者が子育ての悩みを抱えたまま、地域の中で孤立することがないように支援することが必要。
- 保護者の子育て不安や療育・教育・保育等の様々な悩みの解消・軽減を図るため、関係機関や関係課との連携による相談支援の充実が必要。

基本目標Ⅲ 保健・医療の充実

(1) 障害の早期発見・早期対応の推進

【主な今後の検討課題】

- 疾病や障がい疑われる場合の受診勧奨や必要な支援の充実が必要。
- 関係機関との連携を図りながら相談・指導の充実が必要。

(2) 心と体の健康づくりの推進

【主な今後の検討課題】

- より良い受診環境の提供が必要。(現在は、集団健診として障がいのある人への健診を実施している。)
- 「食育*」推進活動のさらなる充実が必要。
- 自殺の悩みを抱えている障がいのある人を家族に持つ人等の不安や悩み等の軽減を図るため、実際に傾聴を行う取組の充実が求められる。

(3) 医療体制の充実

【主な今後の検討課題】

- 医療の利用を容易にするため、各種医療費助成制度の一層の周知が必要。

(4) 地域リハビリテーション体制の充実

【主な今後の検討課題】

- 医療的な分野での運動機能の回復とともに、保健・福祉、教育等の分野を統合した総合的な支援が必要。

基本目標Ⅳ 社会参加の促進

(1) 雇用の促進

【主な今後の検討課題】

- 「障害者総合支援法」に基づく障がい福祉サービスの就労移行支援・就労継続支援A型・B型の利用による就労支援を継続的に実施しているが、市内の事業所数では就労移行支援、就労継続支援A型はそれぞれ1箇所、就労継続B型は12箇所一般就労に移行できる人数は少ないため、就労移行・就労継続A型を増やす取組が必要。
- 障がい者地域協議会や就労支援部会等の会議でのネットワークはあるが、個々のケースを通じての関わりが薄い。

(2) 福祉的就労の促進

【主な今後の検討課題】

○市内すべての旧法通所授産施設・福祉作業所は、自立支援給付や地域活動支援センターへの移行ができており、福祉就労の場は確保できている。

(3) 生涯学習や文化・芸術活動の促進

【主な今後の検討課題】

○録音図書等の提供は、他市の提供機関に頼っている状況。

○大活字本の充実が求められている。

○障がいのある人の学びやすい環境とはどのようなものかという情報収集が必要。

○学んだ成果を発表する場はあるものの、障がいのある人が発表しやすいものとなっているか把握、検討が必要。

(4) スポーツ・レクリエーション活動の促進

【主な今後の検討課題】

○市において開催されている大規模なスポーツイベントは、一般の市民でも参加可能な大会となっているものの、実施されている種目が競技スポーツとなっていることから、子どもや高齢者、障がいのある人等、誰もが気軽に参加できる状態とはなっていない状況。

○総合型地域スポーツクラブ*を中心として、障がいのある人を対象としたスポーツ教室を行っているところではあるが、月1回での実施にとどまっている。

○障がい者スポーツ等に関する情報が不足している。

(5) 市政や地域活動等への参加促進

【主な今後の検討課題】

○市内2箇所の委託相談支援事業所のうち、1箇所がピアサポート*を実施している。今後、精神障がいのある人のピアサポートを実施していくことが求められる。

○障がいのある人が選挙権を行使できるように制度の広報周知を一層充実させ、サービスを必要とする人の社会参加の促進が必要。

○各地域での活動内容は地域の自主性に任せているが、障がいのある人の個人情報の取扱いには注意が必要であり、関係機関や事業所、ボランティア団体等との連携・協力のもとに、障がいのある人とない人が共に交流できる行事、また、障がいのある人同士の親睦を深めるための行事等、多様な交流の機会が求められる。

基本目標V 生活支援の充実

(1) 情報提供・相談体制の充実

【主な今後の検討課題】

- 市ホームページでは、リニューアルを実施後の実際の利用者の意見等を把握し、反映していくために、より利用者の意見等を取り入れることが必要。
- 広報かどまから、「声の広報」と「点字広報」を発行し、希望者に配布しているが、どちらも情報量が限定されている。
- 障がい福祉に関わるボランティアグループの活動紹介を、詳しく行うことができず、障がい福祉に関わるボランティアグループの活動取材し、詳細をホームページ等で紹介するなど、市社会福祉協議会との連携強化が必要。
- 地域のニーズの多様化や相談者の抱える問題の複雑化により、民生委員・児童委員や校区福祉委員等に対して、知識や対応能力がより求められている。

(2) 権利擁護の推進

【主な今後の検討課題】

- 虐待の未然防止及び早期発見、虐待を受けた障がいのある人への迅速かつ適切な保護、養護者に対する適切な支援並びに関係機関及び民間団体との連携協力体制の強化が必要。
- 様々な人権に関するテーマを取り上げ、定期的に人権講座「ともに生きる」を開催しているが、周知が不十分。
- 障がいのある人のみの成年後見制度*利用支援事業を実施しているが、制度の周知については引き続き必要。
- 日常生活自立支援事業*については、本人との話の中で、現状を把握し、必要なサービスを提案するも、本人の理解が不十分なために、利用の拒否があり、問題発生時や未然に防げる事柄について、市社会福祉協議会及び市、関係機関の連携強化が求められる。

(3) 生活支援サービスの充実

【主な今後の検討課題】

- 難病患者等に対し、サービス利用等の相談に対応し、適切な支援を実施しているが、制度の周知については引き続き必要。
- 府の高次脳機能障がいのある人に対する支援のネットワークづくりに市としても参加しており、今後も関係機関等との連携に努める。精神障がい者保健福祉手帳の周知については進んでいないが、手帳取得がなくても制度の利用ができるため、ネットワークづくりの中で、必要時サービスにつなげられるよう関係機関との連携強化が必要。

- 配食サービス及び緊急通報装置については、現状として基本的に単身世帯に対する援助に限定している。
- 障がいのある人の日常生活を支援し、社会参加を促進するため、関係機関との連携を図るとともに、障がいのある人やその家族等が主体的に必要なサービスを選択できるよう制度の周知が必要。

(4) サービスの質の向上

【主な今後の検討課題】

- 事業所連絡会は現在、実施しておらず、府や研修機関等から研修実施の通知の際、研修受講を事業所に働きかけるよう要請があった時に実施している。積極的に働きかける体制は取れていないが、事業所に職員の資質向上のための研修等の受講について、事業所の適正なサービス提供体制を維持することが必要。
- 事業所への自主的評価の促進や指導は、障がい者地域協議会においては実施しておらず、今後も取り組む予定はない。今後、大阪府が事業所に対し監査を実施した際、事業所に対する指導内容等を共有していくことが必要。

基本目標Ⅵ 住みよい環境づくり

(1) 住みよいまちづくりの推進

【主な今後の検討課題】

- 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律*（以下、バリアフリー新法といいます。）」による特定道路や移動等円滑化基本構想*に定める特定経路の整備は実施したものの、その他の道路については、現地や周辺の状況から、障がいのある人に対応した形状に必ずしも整備できていない。
- 歩道等の交通安全施設は、地域や障がい者団体からの要望等を踏まえて可能なところから地道に整備しているものの、現時点で歩道未整備の市道は、狭あいでの歩道の整備が難しい区間が多い。
- グループホームや短期入所は、障がいのある人が地域で暮らしていくために欠かすことができない社会資源であり、新規整備の検討が必要。
- 住宅改造等の相談後の申請・会議・下見等については、かなりの時間を要している状態。
- 福祉のしおりやホームページでの周知を行っているが、障がいのある人やその家族が相談しやすい体制の構築が求められる。

(2) 防犯・防災対策の推進

【主な今後の検討課題】

- 障がいのある人たちが悪徳商法や詐欺等の被害に遭わないよう、消費者教育や啓発の充実が必要。
- 福祉電話貸与は、利用者が減少し、携帯電話・パソコン等、福祉電話に代わる媒体が充実してきていることから、必要性が低下してきている。

(3) コミュニケーション支援の充実

【主な今後の検討課題】

- 手話奉仕員の養成研修を実施し、派遣の充実に取り組んでいるが、登録通訳者の増員ができていない状況。
- 緊急通報装置を利用するには、緊急時に連絡を入れることが可能な方（通報先）2名以上が必須となるが、通報先となりえる方がいない場合は、事業そのものを断念する場合がある。
- 要約筆記*者の派遣については個人からの依頼が少ないため、ニーズの掘り起こしが必要。
- 市ホームページでは、リニューアルを実施後の実際の利用者の意見等を把握し、反映していくことが必要。
- 障がい福祉課に手話通訳者の職員配置を行っているが、他課にも手話通訳者の職員配置を検討することが必要。

第3章 計画の基本的考え方

1 計画の基本理念

平成10年3月策定の「門真市障害者計画」では、『ノーマライゼーション』の理念と『リハビリテーション』の確立を基本として策定されました。

『ノーマライゼーション』とは・・・

障がいのある人を特別な存在としてとらえるのではなく、あたり前に暮らせるような条件を整え、障がいのある人もない人も共に生きる社会こそがノーマルであるという考え方です。

『リハビリテーション』とは・・・

寝たきり予防や心身の障がいを回復させるための理学療法や作業療法等の狭義の機能訓練ととらえるのではなく、障がいのあることにより、尊厳や権利を奪われることのないように、地域社会で全人間的な立場に立って本来あるべき姿に回復することをいいます。

「門真市第2次障害者計画」においても、この2つの基本を踏襲し、障がいのある人の「完全参加と平等」の実現をめざすとともに、『ユニバーサルデザイン*』を施策推進の基本的考え方とし、誰もが人格と個性を尊重し、支え合う「共生社会」のまちづくりを進めてきました。

平成23年8月に公布された「障害者基本法の一部を改正する法律」では、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することが法律の目的として明記されました。

そこで、「門真市第3次障がい者計画」においても、これらの基本理念や考え方を継承していくこととし、めざすべき将来像を次のように設定します。

「一人ひとりの自立を支え合い、共に生きるまち門真」

なお、「門真市第3次障がい者計画」の施策の体系については、「障害者差別解消法」の成立、国の「障害者基本計画（第3次）」等を踏まえ、次ページのように一部変更し、定めます。

第2次計画の施策体系

将来像	ともに生きるまち門真 一人ひとりが主役となって
づくり ー 共に生きる地域	(1) 障害のある人に対する理解の促進 (2) 地域でのふれあい、支えあいの促進
子どもの教育・育成 目 障害のある子	(1) 就学前児童の療育・保育・教育の充実 (2) 学校教育の充実 (3) 休日や放課後の生活の充実 (4) 地域での子育て支援の推進
充実 目 保健・医療の	(1) 障害の早期発見・早期対応の推進 (2) 心と体の健康づくりの推進 (3) 医療体制の充実 (4) 地域リハビリテーション体制の充実
社会参加の促進 マ	(1) 雇用の促進 (2) 福祉的就労の促進 (3) 生涯学習や文化・芸術活動の促進 (4) スポーツ・レクリエーション活動の促進 (5) 市政や地域活動等への参加促進
生活支援の充実 ＜	(1) 情報提供・相談体制の充実 (2) 権利擁護の推進 (3) 生活支援サービスの充実 (4) サービスの質の向上
づくり 目 住みよい環境	(1) 住みよいまちづくりの推進 (2) 防犯・防災対策の推進 (3) コミュニケーション支援の充実

第3次計画の施策体系

将来像	一人ひとりの自立を支え合い、 共に生きるまち門真
づくり ー 共に生きる地域	(1) <u>障がいに対する正しい</u> 理解の推進 (2) 地域でのふれあい、支えあいの促進
子どもの教育・育成 目 障がいのある子	(1) 就学前の <u>子ども</u> の療育・保育・教育の充実 (2) 学校教育の充実 (3) 休日や放課後の生活の充実 (4) 地域での子育て支援の推進
充実 目 保健・医療の	(1) <u>障がい</u> の早期発見・早期対応の推進 (2) <u>健康の保持・増進</u> (3) 医療体制の充実 (4) 地域リハビリテーションの <u>推進</u>
社会参加の促進 マ	(1) <u>就労支援の充実</u> (2) <u>余暇活動の充実</u> (3) 市政や地域活動等への参加促進
生活支援の充実 ＜	(1) <u>情報提供・コミュニケーション支援の推進</u> (2) <u>相談体制・ケアマネジメント*体制の充実</u> (3) <u>福祉サービス</u> の充実 (4) サービスの質の向上
利権 目 差別の解消と権利擁護の推進	(1) <u>障がいのある人の尊厳の保持</u> (2) <u>障がいのある人への虐待の防止</u> (3) <u>権利擁護の推進</u>
づくり 目 住みよい環境	(1) 住みよいまちづくりの推進 (2) 防犯・防災対策の推進

2 計画の基本目標

基本理念を踏まえ、めざすべき将来像を実現するための取組の基本目標を、次のように設定します。

基本目標Ⅰ 共に生きる地域づくり

障がいのある人が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生していく社会を築いていくため、障がいのある人に対する理解を深めるとともに、地域での交流活動等をより一層促進します。

また、障がいのある人や介護者等が地域で孤立しないように、支援を必要とする時に地域で支え合い、助け合いができる多様な地域福祉活動を促進します。

基本目標Ⅱ 障がいのある子どもの教育・育成

障がいのある子ども一人ひとりが、自己の持てる力を発揮し、いきいきと生活できるように、また、就労等社会参加ができる力、生きる力を育てていくために、保健・医療・福祉・教育の連携の強化に努めます。

幼稚園・保育所・認定こども園*、小・中学校等において一貫して療育・育成できるように体制の充実を図ります。

こども発達支援センターが、0歳～18歳までの障がいのある子ども等及びその保護者に対する施策・支援の拠点としての役割を担い、各関係機関と連携を強化しながら一体的な支援を図ります。

基本目標Ⅲ 保健・医療の充実

障がいを早期に発見・対応できるよう、疾病や障がい疑われる場合の受診勧奨や必要な支援に努めるとともに、関係機関との連携をとりながら相談・指導の充実を図ります。

ライフステージ*に応じた各種保健サービスの充実と健康診査の受診率の向上を図るとともに、フォローアップ体制の強化や乳幼児健診から療育までの一貫した支援の拡充を図ります。

また、「食育」推進に向けた取組の強化を図ります。

基本目標Ⅳ 社会参加の促進

障がいのある人が地域でいきいきと生活できるよう、関係機関やサービス事業者、民間企業等との連携や協力により、障がいのある人の技能習得や職業体験、生活訓練等を継続的に行うとともに、雇用の促進や福祉的就労の場の拡充を図ります。

また、障がいのある人が市政や地域活動等へより参加しやすくなるよう配慮し、情報収集に努めるとともに、関係団体やボランティア団体等との連携を図り、文化芸術活動、スポーツに参加しやすい環境づくりを進めます。

基本目標Ⅴ 生活支援の充実

日々の暮らしを安定したものにするため、また、施設や病院から地域生活への移行を促進するため、障がい福祉サービスや保健・医療サービス等に関する情報発信を行い、身近な相談体制や専門的な相談対応の充実を図ります。

また、障がい特性に配慮した情報のバリアフリー化を進めるとともに、障がいのある人のコミュニケーション支援の一層の充実を図ります。

さらに、障がいのある人が必要なサービスを利用し、自立した生活を送ることができるように、障がい福祉サービスをはじめ地域生活支援事業等サービスの充実や質の向上を図ります。

基本目標Ⅵ 差別の解消と権利擁護の推進

障がいのある人に対する差別の解消及びその他の権利侵害を防止し、その被害からの救済を図るため、相談・問題解決等を実施する体制の整備を進めます。

また、障害者虐待防止法に関する広報・啓発活動を継続的に実施するとともに、障がい者虐待の防止及び養護者に対する支援の充実を図ります。

さらに、成年後見制度の適切な利用の促進に努めるとともに、当事者等により実施される障がいのある人の権利擁護のための取組を支援します。

基本目標Ⅶ 住みよい環境づくり

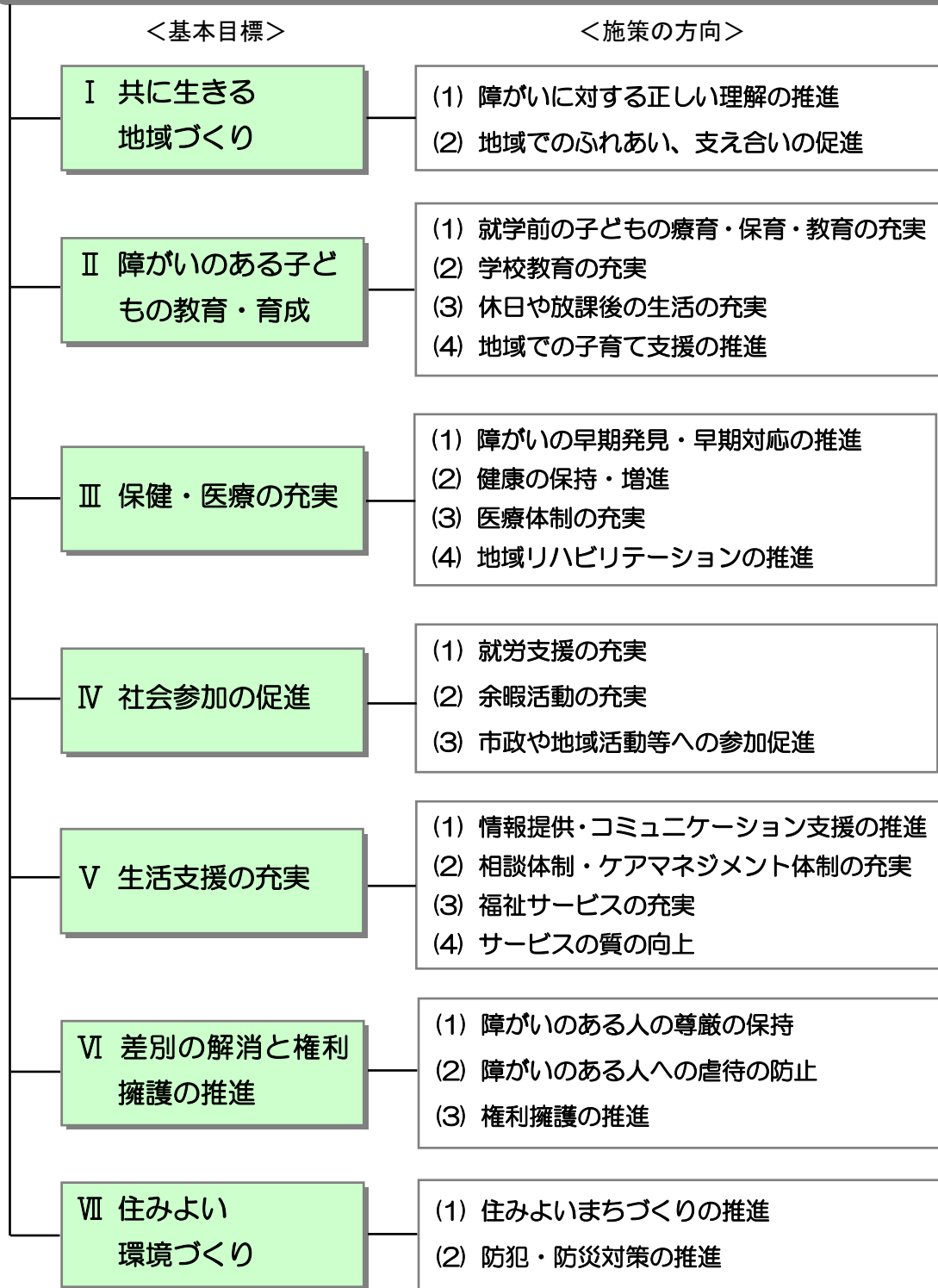
市内の公共施設や道路、歩道等のバリアフリー化を引き続き進めるとともに、住宅改造の助成等による住みよい環境整備に努めます。

また、消費者被害や犯罪被害に遭わないよう、消費者教育や啓発の充実に努めるとともに、災害時の避難所への誘導等地域で安心して生活できるよう、個人情報保護に配慮しつつ地域団体等との連携強化を図ります。

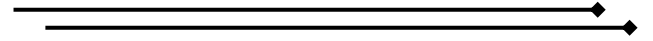
3 計画の施策体系

■ 施策の体系

将来像：一人ひとりの自立を支え合い、共に生きるまち門真



第4章 施策の展開



基本目標Ⅰ 共に生きる地域づくり

(1) 障がいに対する正しい理解の推進

【施策の方向】

障害者基本法で定める「全ての人が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現のためには、障がいのある人や障がいについて市民が正しい知識を得て、理解を深めることが重要となりますが、地域における交流や支え合い、助け合いといった活動はまだまだ進んでいないのが実状です。

知的障がいのある人や精神障がいのある人にどのように接していいかわからないといった状況もあり、また、発達障がいや高次脳機能障がい、内部障がい等、一般にまだよく知られていない障がい等もあり、その特性や必要な配慮等に関して、理解を進める必要があります。

障がいの有無に限らず、誰もが社会の構成員として、共に生き支え合う地域をつくるため、市民に対して障がいのある人や様々な障がいに関する正しい理解や認識を深めるための啓発を進めます。

【具体的な取組】

取組の内容
<p>➤ 障がいのある人への理解をより一層深めるために、多様な媒体を活用した情報発信・提供の充実を図ります。</p>
<p>➤ 障がい者週間（12月3日から9日まで）に京阪門真市駅及び古川橋駅周辺で、「啓発折り紙」等の街頭配布を行い、また、市役所別館玄関ホールにおいて、障がいのある人等による演奏会を行うことにより、障がいのある人への理解促進を図ります。</p>
<p>➤ エルフェスタ（障がいのある人の就労についての理解啓発及び就労支援ネットワークの構築を目的とするイベント）を実施することにより、障がいのある人の就労促進を図り、障がいのある人の自立をめざします。</p>
<p>➤ 門真市在住の障がいのある人等が作成した、絵画・書道・置物等の作品展を開催し、障がいのある人の理解を深める機会づくりに努めます。</p>

取組の内容
<p>➤ 心臓機能障がいや腎臓機能障がい等の外見から分かりにくい内部障がいを持っていることを示すハート・プラスマークについて、周知と理解の浸透を図ります。</p>
<p>➤ 職員研修等において、障がいをテーマにした研修を継続的に実施し、市職員の理解と認識の向上に努めます。</p>

(2) 地域でのふれあい、支え合いの促進

【施策の方向】

障がいのある人に対する理解を深めるためには、地域の人々が日頃から知り合い、交流を深めることが重要となります。

障がいのある人もない人も共に理解を深め合えるように、地域での様々な交流ができる機会づくりを促進します。

特に、障がいのある人にとっては、健康を保持し、社会参加することにより、生活の充実にもつながります。

一緒に活動し、交流する仲間づくりを支援することで、様々な余暇活動を楽しむことができるよう、参加しやすい機会づくりに努めます。

【具体的な取組】

取組の内容
<p>➤ 個人情報取扱いには配慮しつつ、関係機関や事業所、ボランティア団体等との連携・協力のもとに、障がいのある人とない人が共に交流できる行事、また障がいのある人同士の親睦を深めるための行事等、多様な交流を支援します。</p>
<p>➤ ボランティア登録の周知をはじめ、ボランティアとボランティアを必要とする人のマッチング作業について、拡大を図ります。</p>
<p>➤ 各校区において市民参画のもとに、体育祭の開催を通じて、障がいのある人を含め、校区住民の健康づくりと親睦を図ります。</p>

取組の内容
<p>➤ <u>小地域ネットワーク活動*</u>において、見守り・声掛け訪問活動等の個別援助活動では、障がいのある人に対する支援を行っていますが、グループ援助活動ではいきいきサロン等の高齢者を対象としたものが多く、障がいのある人の参加を得られていないため、校区福祉委員を対象に精神障がい者理解促進事業を開催し、当事者との交流を通して理解につなげるため、引き続き市社会福祉協議会への支援を行います。</p>
<p>➤ 障がい福祉に関わるボランティアグループの活動取材し、ホームページ等で詳しく活動内容を紹介する際に、市社会福祉協議会との連携の強化を図ります。</p>
<p>➤ 多くの市民が参加する取組等に障がいのある人が参加しやすくなるような取組や、障がいのある人を支援する団体等との連携・協力を努めます。</p>
<p>➤ 障がいのある人に関するテーマを設定し、それに対する企画提案を呼び掛ける「テーマ設定型補助金(市民公益活動補助金)」の活用について、障がい者(児)団体等に働きかけを行います。</p>
<p>➤ 地域の人々が障がいに対する理解を深め、障がいのある人に対する協力が得られるような啓発を実施するため、校区自治連合会を通じるなど、単位自治会への協力依頼に取り組みます。</p>

基本目標Ⅱ 障がいのある子どもの教育・育成

(1) 就学前の子どもの療育・保育・教育の充実

【施策の方向】

障がいの有無にかかわらず、誰もが共に生きる社会を形成する上で、幼稚園や保育所・認定こども園等での教育・保育が重要であることから、共に学び、共に遊ぶ機会の拡充を図ります。

また、障がいのある子ども一人ひとりの特性や発達段階での課題に対応した環境や援助、保育・教育の工夫に努めます。

【具体的な取組】

取組の内容
➤ 学校現場も含めた上で、関係機関との一層の連携を図ります。
➤ 障がいのある子どもについて、引き続き、入学前からの把握に努めます。
➤ 幼稚園・保育所・認定こども園等における障がいのある子どもや発達上の支援が必要な子どもへの支援教育の充実、共生の視点を大切にした教育内容の充実に努めます。
➤ 障がいのある未就学の子どもの通所施設として、こども発達支援センター等が通園児に対して療育・訓練の支援をすることにより、日常生活の基本的な動作の指導や知的技能の習得、集団生活の適応を促します。また、保護者が抱える子どもの特性や課題に関する悩みや不安を解消できるよう、保護者への支援に努めます。

(2) 学校教育の充実

【施策の方向】

教育については、適正就学指導*希望の児童・生徒数が増加している中で、保護者が進路選択をより冷静に考え、児童・生徒と一緒に検討できるよう、保護者に対する十分な説明と丁寧な対応が求められるだけでなく、障がいの状況や課題に応じた教育の保障と適切な支援体制に向けた整備が必要です。

また、一人ひとりの教育ニーズに応じた就学を進めるため、本人や保護者の意向を尊重しながら就学指導を行い、小・中学校の教育において、個々の児童・生徒の状況に応じた教育内容の充実を図るとともに、障がいのある児童・生徒に対する正しい理解と認識を深め、「共に学び、共に育つ」好ましい人間関係の育成に努めます。

【具体的な取組】

取組の内容
<p>➤ 障がいのある児童・生徒の支援学級入級に際して、教育的ニーズと可能な支援について保護者と合意形成を図るとともに、その過程で基礎的環境の整備等、児童・生徒の状況に応じた合理的配慮の提供に努めます。</p>
<p>➤ 支援学級の障がい種別設置に対応して、障がい種別に応じた指導を進めることができるよう、教職員の支援教育に関する専門性の知識向上を図ります。</p>
<p>➤ 通常の学級に在籍する発達障がい等の児童・生徒を対象とした通級指導教室の設置を全中学校区において進めます。</p>
<p>➤ 各関係機関と連携しながら、巡回相談チーム活動の一層の充実を図るとともに、各小・中学校に対して支援教育に関する指導・助言を展開します。</p>
<p>➤ 児童・生徒の特性や課題で悩みや不安を抱えておられる小学校・中学校等に通う18歳までの障がいのある児童・生徒の保護者に対し、こども発達支援センターで各種相談を実施するとともに、その特性に応じて各関係機関と情報を共有しながらコーディネート・案内を行います。</p>
<p>➤ 3歳～10歳（小学4年生）の発達障がいのある子どもに対して、個別療育及び小集団でのグループ療育を週1回程度実施することにより、子どもの抱えるコミュニケーション能力等の課題に対して療育するとともに、保護者に子どもの特性の理解を促し、保護者の悩み・不安を改善できるよう支援していきます。</p>

(3) 休日や放課後の生活の充実

【施策の方向】

地域における子ども同士や世代間での多様な交流の機会等の充実が必要です。

障がいのある子どもが、夏休み等の長期休業期間や放課後の生活を安全に充実して過ごすことができるよう、様々な活動の機会を増やすとともに、居場所づくりの整備を進めます。

【具体的な取組】

取組の内容
➤ 養護者の就労支援を行う日中一時支援（タイムケア）事業の市内事業所が放課後等デイサービス事業に移行したため、新たな事業所の確保に努めます。
➤ 就学している、障がいのある子どもに対し、放課後等デイサービスにより、放課後や長期休暇等において生活能力向上のため継続的な療育を提供します。
➤ 放課後児童健全育成事業は、従来どおり障がいのある子どもの受入れを継続するとともに、他の事業と連携しながら、放課後における居場所の確保に努めます。

(4) 地域での子育て支援の推進

【施策の方向】

少子化の進展とさらに進む核家族化の中で、障がいのある子どもの保護者が、子育ての悩みを抱えたまま地域の中で孤立することがないように、引き続き、保護者同士の交流の機会や子育て支援ネットワークによる支援の充実に努めます。

【具体的な取組】

取組の内容
<p>➤ 障がいのある子どもを持つ保護者同士の情報交換や交流等の機会づくりを進めます。また、こども発達支援センター、保健所、中央子ども家庭センター等の各機関との連携のもと、相談支援の充実に努めます。</p>
<p>➤ 障がいのある子どもの保護者の相談や悩みに傾聴し、健康増進課やこども発達支援センター等の関係機関と連携し、相談支援の一層の充実に努めます。</p>
<p>➤ 各種乳幼児健診や相談等において、必要時に親子に対して、子どもの発達を促し、親の育児不安の軽減を図るため、個別支援や集団での保育の場を通して適切な指導、助言に努めます。</p>
<p>➤ 0歳～18歳までの障がいのある子ども等及びその保護者に対してこども発達支援センターが拠点となり、各関係機関と連携しながら情報を共有しつつ、相談支援・保育所等訪問支援・発達障がい児個別療育支援事業を実施することで、子どもの特性や課題の把握・改善を促すとともに、保護者の支えにもなれるよう支援に努めます。</p>

基本目標Ⅲ 保健・医療の充実

(1) 障がいの早期発見・早期対応の推進

【施策の方向】

子どもの障がいを早期に発見し、必要な治療と適切な支援を行うことは大変重要です。特に、発達障がいが増加傾向にあるといわれている中で、乳幼児健診後のフォローアップや健診未受診者の把握と支援、発達障がいを的確に診断できる医療機関の確保等が求められています。

平成24年の児童福祉法の改正に伴い、障がいのある子どもの通所による支援の実施主体が、市町村になったことを踏まえ、乳幼児の各健診の充実と健診後のフォローアップ、未受診児への支援の充実を図ります。

【具体的な取組】

取組の内容
➤ 疾病や障がい疑われる場合の受診勧奨や必要な支援の充実に、引き続き努めます。
➤ 必要に応じ、関係機関との連携を図りながら、相談・指導の充実を図ります。

(2) 健康の保持・増進

【施策の方向】

障がいのある人にとって、障がいの原因は様々ですが、内部障がいは高齢期になる人も多く、また、知的障がいや精神障がいのある人の生活習慣病*等の二次障がいの問題もあり、健康づくりや介護予防が必要です。

引き続き、生活習慣病を予防するための健診やがん検診等の各種検診について周知を図るとともに、健診後の相談・指導の充実や健康の保持・増進のための健康教育の充実を図ります。

【具体的な取組】

取組の内容
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 障がいのある人の健康増進のため、生活習慣病予防の健診等について、一層の周知を図るとともに、引き続き受診しやすい環境の整備に努めます。
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 「食育」推進活動について、一層の充実を図ります。
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 自殺の悩みを抱えている障がいのある人を家族に持つ人等の不安や悩み等の軽減を図るため、実際に傾聴を行う取組の充実を図ります。

(3) 医療体制の充実

【施策の方向】

専門的な医療を必要とする障がいのある人や難病患者等を支援するため、医師会等の関係機関との連携を図り、専門医の把握や情報の提供に努めます。

また、障がいのある人が歯科診療を受診しやすい体制づくりを進めます。

【具体的な取組】

取組の内容
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 医療の確保を容易にするため、各種医療費助成制度の周知に努めます。
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 必要な対象者へ障がい者（児）歯科診療について周知を図ります。

(4) 地域リハビリテーションの推進

【施策の方向】

障がいのある人の社会参加を促進し、共に生きる社会の実現をめざす上で、リハビリテーションの考え方が重要です。

医療的な分野での運動機能の回復訓練だけでなく、総合的な援助が必要です。

障がいのある人が住み慣れた地域で、いきいきと生活できるよう、医療をはじめ保健・福祉、教育等の関係機関や地域団体、地域住民等との連携を図り、これらの分野を統合した地域リハビリテーションの整備を進めます。

【具体的な取組】

取組の内容
➤ 身近な地域でリハビリテーションを受けることができるよう、リハビリテーション実施機関に関する情報の提供に努めます。
➤ 関係機関や団体、ボランティア等の連携を強化し、支援を必要とする障がいのある人の把握に努めるとともに、適切なサービス利用につなげ、自立の支援を図ります。

基本目標Ⅳ 社会参加の促進

(1) 就労支援の充実

【施策の方向】

障がいのある人の施設や病院からの地域移行が進められていますが、働くことを通じて経済的基盤を確立し、社会参加を図ることは、生活の喜びを得ることと、個人の尊厳を保つ上でも重要です。

障がいのある人の雇用については、障がいの特性や状態に応じて多様な機会の確保が必要ですが、求人が少ないことや障がいの種類により職種が限定されること、通勤手段の問題等により、民間企業における雇用はなかなか進んでいないのが実情です。

こうしたことから、公共職業安定所（ハローワーク*）等の関係機関と連携し、障がいのある人の就業機会の確保と就労継続支援を図ります。

【具体的な取組】

取組の内容
<p>➤ 障がいサービスの就労移行支援・就労継続支援A型・B型の利用による就労支援を継続的に実施していますが、市内の事業所数では就労移行支援、就労継続支援A型は、それぞれ1箇所、就労継続支援B型は、12箇所で一般就労に移行できる人数は少ない状況のため、就労移行支援・就労継続支援A型を増やす取組を進めます。</p>
<p>➤ 障がい者地域協議会や就労支援部会等の会議でのネットワークはあるものの、個々のケースを通じての関わりは薄いため、市内の企業や商工会議所等との連携した就労支援の体制の構築をめざします。</p>

(2) 余暇活動の充実

【施策の方向】

障がいのある人が、いきいきとした生活を送るためには、障がいの特性や程度に応じて、趣味の活動やレクリエーション活動等の余暇活動を楽しむことができるようにすることが必要です。

また、平成23年に成立した「スポーツ基本法」では、スポーツに関する基本理念や施策の基本となる事項が定められており、障がい者スポーツの推進も明記されています。障がいのある人が自主的にスポーツを行うことができるよう、障がいの特性や程度に応じた配慮を行いつつ、障がい者スポーツの推進を図ることが必要です。

こうしたことから、一緒に活動し、交流する仲間づくりを進めるとともに、様々な余暇活動を楽しむことができるよう、機会の充実や参加のための支援に努めます。

【具体的な取組】

取組の内容
➤ 市民ボランティアとの協働による対面朗読や録音図書を提供等、障がい者サービスに努めます。
➤ 障がいのある人等が、豊かな生活を営むことができるよう、地域交流や、各種の活動に参加しやすい機会づくりに努めます。
➤ 障がいのある人を含む市民全体に占めるスポーツ・レクリエーション人口の増加をめざします。
➤ 総合型地域スポーツクラブを中心として、障がいのある人を対象としたスポーツ教室を行っていますが、月1回の実施にとどまっているため、当該スポーツクラブを活用した取組を促進します。
➤ 障がい者スポーツ等について、関係機関等と連携し、積極的な広報・啓発活動を推進します。

(3) 市政や地域活動等への参加促進

【施策の方向】

障がいの有無にかかわらず、自身の経験や能力を生かしてまちづくりに参画し、協働によるまちづくりを進めていくことが、今後より一層求められます。

障がいのある人のまちづくりや相談支援への積極的な参画を進めるとともに、各種地域団体との連携を深め、地域活動等への参加の促進を図ります。

また、障がい者団体と連携を強化し、継続的に各団体への加入促進に努めるとともに、各団体の自主的な活動を支援していきます。

【具体的な取組】

取組の内容
<p>➤ 障がいのある人が選挙権を行使できるよう、制度の周知を一層図るとともに、まちづくりや相談支援、地域活動等の社会参加の促進の支援を進めます。</p>
<p>➤ 障がいのある人もない人も共に交流できる行事や、障がいのある人同士の親睦を深めるための行事等、多様な交流を関係機関等と連携・協力のもとに支援します。</p>

基本目標Ⅴ 生活支援の充実

(1) 情報提供・コミュニケーション支援の推進

【施策の方向】

障がいのある人は、福祉サービスをはじめとする様々な情報へのアクセスや、日常生活でのコミュニケーションについて不安を感じたり、困難な経験をしていることが少なくありません。

視覚障がいや聴覚障がいのある人だけでなく、知的障がい、精神障がい、発達障がいのある人もできる限り様々な場で自己の意思を表明し、伝達できるようにするとともに、情報の入手を容易にできるよう支援します。

【具体的な取組】

取組の内容
➤ 市ホームページについて、実際の利用者からの意見等を把握し反映していくため、関係機関等と連携し、利用者から寄せられた意見等を取り入れるように努めます。
➤ 広報かどまから、「声の広報」と「点字広報」を発行していますが、どちらも情報量が限られていることから、関係機関等と連携し、利用者から寄せられた意見等を取り入れるように努めます。
➤ 文字を音声に変換する音声コード（SPコード）の庁内印刷物への導入と、地デジ放送が受信可能なワンセグラジオ*を日常生活用具の給付対象に加え、視覚障がいのある人への情報提供の環境整備に努めます。
➤ 手話奉仕員等の養成研修を引き続き実施し、登録通訳者の養成・増員に努めます。
➤ 重度身体障がいのある人に対し、簡単な操作により第三者に通報することができる緊急通報装置を貸与し、急病等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図れるように努めます。
➤ 知的障がい、精神障がい、発達障がいのある人に対して、 <u>コミュニケーションボード*</u> の活用等、障がい特性に応じた支援に努めます。

(2) 相談体制・ケアマネジメント体制の充実

【施策の方向】

障がいのある人やその家族が日常生活上で抱える様々な悩みに関わりながら、それぞれの障がい特性を理解しつつ、適切な助言を行うことが必要です。

また、個々の障がいや複雑化する家庭状況、困難事例に対応するためには、専門的な相談機関や関係課との連携が必要です。

障がいのある人に対する総合的相談、専門的な指導、助言等を担う機関である「門真市障がい者基幹相談支援センター」を中核として、相談支援事業所との連携のもと、障がいのある人やその家族が安心して生活できる環境の整備を図ります。

【具体的な取組】

取組の内容
<p>➤ 市内2箇所の委託相談支援事業所のうち、1箇所がピアサポートを実施していますが、今後、すべての委託相談支援事業所がピアサポートを実施できるよう支援します。</p>
<p>➤ 基幹相談支援センターを総合的な相談窓口として、分かりやすい相談体制の確立、様々な相談に適切に対応できる仕組みづくりを進めます。</p>
<p>➤ 障がいのある人の日常生活上の課題に対する相談やサービス利用に関する相談等に対応するため、引き続き、<u>障がい者相談支援事業所*</u>等の周知に努め、障がい者相談支援事業所等によるサービス利用計画の作成を進めます。</p>
<p>➤ 地域のニーズの多様化や相談者の抱える問題の複雑化により、民生委員・児童委員や校区福祉委員等に対して、知識や対応能力がより求められていることから、より一層の資質向上の支援に努めます。</p>

(3) 福祉サービスの充実

【施策の方向】

障がいのある人の地域生活を支えるためには、障がい福祉サービスや地域生活支援事業等の充実が必要となります。サービスの量的確保と、一人ひとりのニーズに対応したきめ細かなサービスの提供が求められます。

門真市障がい者地域協議会において、不足しがちなサービスについてその原因の検討を行い、課題の解決に向けた協議ができるよう、機能強化を図ります。

また、障がいのある人自身はもとより、介護者の高齢化が進むことに伴い、介護者家族の心身の負担が増大すると予測されることから、サービスを利用しないまま、あるいは悩みを抱えたまま家庭や地域で孤立することのないよう、潜在的なニーズの発掘に努めます。

【具体的な取組】

取組の内容
➤ 難病患者等に対して、サービス利用等の相談に対応し、制度の周知について引き続き努めます。
➤ 府の高次脳機能障がいのある人に対する支援のネットワークづくりや精神障がい者保健福祉手帳の周知に努め、関係機関との連携強化を図ります。
➤ 配食サービス及び緊急通報装置については、基本的に単身世帯に対する援助ですが、世帯構成員によっては適用できるよう柔軟な対応に努めます。
➤ 障がいのある人の日常生活を支援し、社会参加を促進するため、関係機関と連携し、障がいのある人やその家族等が、主体的に必要なサービスを選択できるよう、制度の周知を図ります。

(4) サービスの質の向上

【施策の方向】

利用者一人ひとりに対応した適切なものとなるよう、各サービスの質の向上のための取組を促進します。

【具体的な取組】

取組の内容
➤ 事業所に対して、職員の資質向上のための研修等の受講について、適正なサービス提供体制を維持するために、継続的な働きかけに努めます。
➤ 府が事業所に対して監査を実施した際に、事業所に対する指導内容等の情報を共有します。

基本目標Ⅵ 差別の解消と権利擁護の推進

(1) 障がいのある人の尊厳の保持

【施策の方向】

障がいのある人は、就職をはじめ住宅を借りるなどの暮らしの基盤の確保から日常生活に至るまで、様々な不利となる条件に置かれており、障がいのある人に対する差別や偏見も解消するに至っていません。

障害者基本法において、新たに「差別の禁止」が規定されたことに続いて、平成25年に「障害者差別解消法」が成立し、自治体は、障がいのある人に対する差別的取扱いの禁止と障がいのある人の要望等に応じて、日常生活や社会参加の障壁を取り除く配慮を行うことが法的に義務づけられました。

これまでもノーマライゼーションとリハビリテーションの理念のもとに、障がいのある人の人権の尊重、その人らしく生きる権利の擁護をめざして取組を進めてきましたが、今後より一層、障がいのある人の人権の尊重と権利擁護の推進を図ります。

【具体的な取組】

取組の内容
➤ 平成28年4月から施行される「障害者差別解消法」に対する市民の関心を高めるため、様々な機会を通じて、広報・周知を図ります。
➤ 障がい者差別を解消するための支援措置として、全庁横断的に対応できるよう、相談・問題解決のための体制整備を図ります。
➤ (仮称)障がい者差別解消専門部会を門真市障がい者地域協議会の中に位置づけ、関係機関とのネットワークを構築することにより、地域全体で障がい者差別の解消に向けた取組を行います。
➤ 市職員や教職員を対象とする障がい者差別の問題を含めた人権研修の充実を図ります。

(2) 障がいのある人への虐待の防止

【施策の方向】

平成24年10月から施行された「障害者虐待防止法」に基づき、障がいのある人への虐待の防止と早期発見のための啓発・支援を実施しています。

虐待されている障がいのある人だけでなく、虐待している人が抱える問題の解決に向けて、関係機関や地域団体等との連携を強化し、適切な支援を図ります。

【具体的な取組】

取組の内容
<p>➤ 障がいのある人に対する虐待の防止及び早期発見に努めるため、市民や社会福祉施設等に対し、障害者虐待防止法の趣旨や要点等に関する理解と認識を深めるための啓発を継続的に進めます。</p>
<p>➤ 虐待の未然防止及び早期発見、虐待を受けた障がいのある人の迅速かつ適切な保護、養護者に対する適切な支援並びに関係機関及び民間団体との連携・協力体制を一層強化します。</p>

(3) 権利擁護の推進

【施策の方向】

障がいのある人が、尊厳を持って暮らすことができるよう、人権尊重の考え方にに基づき、地域住民やサービス提供事業者等と連携し、日常生活の相談やサービス利用、金銭管理、財産保全等の支援の充実を図ります。

【具体的な取組】

取組の内容
<p>➤ 様々な人権に関するテーマを取り上げ、定期的に人権講座「ともに生きる」を開催しており、今後も市民の人権尊重意識の高揚に努めます。</p>
<p>➤ 障がいのある人に対する成年後見制度利用支援事業を実施しており、基幹相談支援センターを中心に制度の周知について引き続き努めます。</p>

取組の内容

- 必要な障がい福祉サービスが利用できていない、身の周りのことや金銭管理ができないなど、判断能力が不十分な障がいのある人を対象に、福祉サービス利用の援助や日常的な金銭管理、書類預かりサービス等を行う日常生活自立支援事業の利用を促進し、事業の実施主体である市社会福祉協議会と一層連携を図ります。

基本目標Ⅶ 住みよい環境づくり

(1) 住みよいまちづくりの推進

【施策の方向】

障がいのある人にとって自由に外出し、社会参加できる環境は、子どもや高齢者等、誰にとっても快適に暮らすための基盤となります。

今後も安全・安心・快適に利用できる都市施設の整備を計画的に進めるために、障がいのある人等の交通の利便性の向上を図っていきます。

また、住み慣れた居宅や地域で、安全・安心・快適に暮らせる住まいの確保が求められています。特に親亡き後の住まいの確保は、障がいのある人を抱えた保護者の大きな不安となっています。

今後は、施設や病院から地域への移行が進められている中で、グループホーム、民間賃貸住宅等、障がいの状況に合わせた住まいの確保に努めます。

また、障がいのある人が居宅において安心して過ごせるように、バリアフリー化等、住宅の質の向上を図ることも必要であり、障がいのある人それぞれの状態やニーズに応じて適切な住宅が確保できるよう、グループホームの充実を図り、公的賃貸住宅の的確な供給や民間賃貸住宅への円滑な入居を支援します。

【具体的な取組】

取組の内容
<p>➤ 「バリアフリー新法」による特定道路や「バリアフリー移動等円滑化基本構想」に定める特定経路の整備が進み、歩道等の交通安全施設の整備も進めている一方で、狭あいな道路におけるバリアフリー化の整備や歩道整備は難しいものがありますが、引き続き可能なところから、公共用地等を有効活用して、安全に通行できる歩行空間の整備等、障がいのある人が利用しやすい交通環境の整備に努めます。</p>
<p>➤ グループホームや短期入所は、障がいのある人が地域で暮らしていくために欠かすことのできない社会資源であることから、すべての障がいに対応し、宿泊体験が可能となるよう、整備拡充に向けて取り組みます。</p>
<p>➤ 住宅改造等の相談後の申請・会議等で時間を要することから、関係機関等と連携をより一層強化し、支援の迅速化を図ります。</p>

(2) 防犯・防災対策の推進

【施策の方向】

障がいのある人は、犯罪や事故に遭う危険性が高く、また、詐欺や消費者被害等の手口に関する情報等も得にくいことから、犯罪や事故の被害に遭うことの不安感を除くとともに、緊急時の対応が行えるよう、警察等関係機関との連携により、防犯に関する意識を高め、緊急時の連絡先についての情報提供等を進めます。

また、災害時には、災害が原因で死亡する率は、障がいのある人の方が障がいのない人よりも高いことがあげられています。

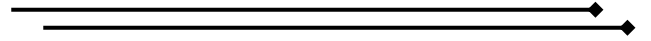
東日本大震災では、地震と共に津波の被害が甚大なものになりましたが、医療的ケアの必要な障がいのある人やパニック障がい*のある人、精神障がいのある人、視覚障がいのある人、聴覚障がいのある人等の安否確認や避難所での暮らしの問題が改めて浮き彫りになりました。

日頃から地域の中で顔の見える関係づくりを構築し、災害時における障がいのある人等の安否確認や避難誘導、災害情報の提供等、迅速かつ円滑に実施する体制づくりや福祉避難所*の確保等を進めます。

【具体的な取組】

取組の内容
➤ 障がいのある人が悪徳商法や詐欺等の被害に遭わないよう、消費者教育や啓発の充実を図ります。
➤ 災害時の避難生活において、避難所施設を障がいのある人が支障なく利用できるよう、避難所施設のバリアフリー化や福祉仕様のトイレの確保等の整備に努めます。
➤ 視覚障がいや聴覚障がいのある人への情報伝達がスムーズに行われるよう、多様な媒体を活用して配慮に努めます。
➤ 災害時に重度障がいのある人等が迅速に避難できるよう、援護が必要な人の把握と登録の促進に努めます。

第5章 計画の推進



1 計画の推進体制

① 計画の広報・周知

この計画がめざすべき将来像「一人ひとりの自立を支え合い、共に生きるまち門真」を実現するためには、市行政のみならず、障がいのある人、家族、関係団体、地域の住民、企業等の各主体が一体となって取り組むことが重要であることから、計画の内容について広報やホームページ等による周知や情報提供を図ります。

② 市内の推進体制

この計画に含まれる分野は、保健・医療・福祉分野をはじめ、人権、教育、生涯学習、産業、就労・雇用、交通・住宅・生活環境等多岐にわたります。

このため、計画の推進にあたっては、関係各課等の緊密な連携を図り、総合的で効果的な計画の推進を図ります。

また、この計画に基づく施策を実効性をもって推進するため、国や府の制度・施策等の大きな変革があった場合には、計画策定において組織した「門真市障がい者計画策定推進委員会」において、必要に応じて計画の見直しを行います。

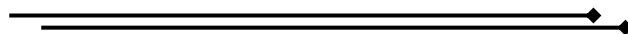
③ 関係機関との連携・協働による推進体制

この計画を推進していくため、地域での見守りや支援、災害時の避難や安否確認、緊急時の対応、防犯、虐待の防止等の取組については、大阪府をはじめ市社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会等関係機関や地域団体、当事者団体、地域の住民、サービス提供事業者、企業等との連携と協働による推進体制の構築を図ります。

④ 門真市障がい者地域協議会の活用

この計画は、障がいのある人に関する施策の将来的な方向を定めた計画であるため、地域における障がい福祉システムづくりに関する中核的な役割を果たす門真市障がい者地域協議会において、進捗状況や推進方法の検討を行い、円滑な推進を図ります。

資料編



1 計画の策定経過

■計画の策定経過

年月日	項目	内容
平成25年 12月9日 ～12月25日	障がい者福祉に関するアンケート調査	計画策定の基礎資料とするために、①平成25年11月末現在、18歳未満の身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方、②18歳以上64歳以下の身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方を対象に、アンケート調査を郵送により実施 配布数：合計3,000件 有効回答数：1,097件 有効回収率：36.6%
平成26年 6月25日	第1回障がい者計画策定推進委員会	【議題】 1 委員紹介 2 委員長挨拶 3 第2次障害者計画の中間見直しについて
7月18日	第1回障がい者地域協議会	【議題】 1 開会 2 委員・事務局の紹介 3 会長・副会長の選任 4 会長挨拶 5 議事 ① 第2次障害者計画の中間見直しについて
8月4日 ～8月29日	障がい者（児）等団体に対するアンケート調査	困っていること、障がい福祉サービスや相談支援について、要望等について障がい者（児）団体等へアンケートを実施しました。
10月21日	第2回障がい者地域協議会	【議題】 1 第3次障がい者計画（骨子案）について
11月27日	第2回障がい者計画策定推進委員会	【議題】 1 第3次障がい者計画（骨子案）について
12月24日	第3回障がい者地域協議会	【議題】 1 第3次障がい者計画（素案）について
平成27年 1月8日 ～1月28日	パブリックコメントの実施	計画素案について広く市民から意見を募集するため、ホームページに掲載するとともに、障がい福祉、情報コーナー、南部市民センター、保健福祉センター、市民プラザ、公民館、文化会館、図書館で閲覧できるようにしました。
2月9日	第3回障がい者計画策定推進委員会	【議題】 1 パブリックコメントの結果報告について 2 第3次障がい者計画（最終案）について
2月17日	第4回障がい者地域協議会	【議題】 1 パブリックコメントの結果報告について 2 第3次障がい者計画（最終案）について

2 門真市附属機関に関する条例

門真市附属機関に関する条例（抜粋）

（設置）

第1条 法律若しくはこれに基づく政令又は別に条例の定めのあるものを除くほか、執行機関の附属機関は、別表に定めるとおりとする。

（委任）

第2条 法律若しくはこれに基づく政令又は別に条例の定めのあるものを除くほか、別表に規定する附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 25 年4月1日から施行する。

別表（第1条関係）

1 市長の附属機関

名称	担任する事務
門真市障害者地域協議会	障害者等への支援体制の整備を図るために必要な事項についての調査審議等に関する事務

3 門真市附属機関に関する条例施行規則

門真市附属機関に関する条例施行規則（抜粋）

（趣旨）

第1条 この規則は、法律若しくはこれに基づく政令又は別に条例若しくは規則の定めのあるものを除くほか、門真市附属機関に関する条例（平成25年門真市条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 条例別表1の項に規定する附属機関（以下「附属機関」という。）の組織、委員の定数、構成及び任期並びに庶務担当機関は、別表に定めるとおりとする。

（委嘱又は任命）

第3条 附属機関の委員（以下「委員」という。）は、別表の委員の構成の欄に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

2 委員は、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長等及び副会長等）

第4条 別表の組織の欄に掲げる会長又は委員長（以下「会長等」という。）及び副会長又は副委員長（以下「副会長等」という。）は、委員の互選により定める。

2 会長等は、会務を総理し、当該附属機関を代表する。

3 副会長等は、会長等を補佐し、会長等に事故があるとき又は会長等が欠けたときは、その職務を代理する。

4 副会長等を置かない附属機関において当該附属機関の会長等に事故があるとき又は会長等が欠けたときは、会長等があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 附属機関の会議（以下「会議」という。）は、会長等が招集し、その議長となる。ただし、会長等が定められていないときは、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第6条 会長等が必要と認めるときは、附属機関に専門的事項を分掌させるため、部会を置くことができる。

2 前2条の規定は、部会について準用する。

3 前項に定めるもののほか、部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長等が定める。

（関係者の出席等）

第7条 附属機関は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

（守秘義務）

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第2条—第4条関係）

名称	組織	委員 定数	委員の構成	委員の 任期	庶務担 当機関
門真市障害者 地域協議会	会 長 副会長	16 人 以 内	(1) 学識経験者 (2) 医療団体を代表する者 (3) 福祉団体を代表する者 (4) 教育団体を代表する者 (5) 関係団体を代表する者 (6) 本市の職員 (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が 必要と認める者	1 年	保健福祉 部障がい 福祉課

4 門真市障がい者地域協議会委員名簿

(順不同・敬称略)

区 分	所属団体名・職名等	氏 名
学識経験を有する者	学校法人綜藝種智院 種智院大学 教授	◎小寺 鐵也
福祉関係団体を代表する者	社会福祉法人 門真市社会福祉協議会 課長	藤江 冬人
	門真市民生委員児童委員協議会 副会長	五十野 文子
	門真市障がい福祉を考える会 代表	吉川 康子
	大阪府中央子ども家庭センター 企画情報室 課長補佐	天正 満
相談支援事業者を代表する者	門真市障がい者相談支援センター ジェイ・エス 所長	西川 直樹
就労関係団体を代表する者	門真公共職業安定所 専門援助部門上席職業指導官	那須 公彦
	守口門真商工会議所 事務局長	稲田 隆志
保健・医療関係団体を代表する者	一般社団法人 門真市医師会 理事	香西 孝純
	大阪府守口保健所 所長	森脇 俊
障がい者関係団体を代表する者	門真市身体障害者福祉会 会長	○中井 悌治
	特定非営利活動法人 門真市手をつなぐ育成会 理事長	東野 弓子
	門真クラブ・合同スタッフ会議 事務局代表	松田 琴美
教育関係機関を代表する者	大阪府立守口支援学校 校長	白木原 亘
障がい福祉サービス事業者を代表する者	社会福祉法人 晋栄福祉会 総合施設長	岡村 美範
門真市福祉事務所長	門真市保健福祉部次長兼福祉事務所長	宮口 康弘

◎会長 ○副会長

5 門真市障害者計画策定推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項に規定する障害者計画を策定するとともに当該計画を推進するため、門真市障害者計画策定推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は障がい福祉課長の職にある者とし、副委員長は企画課長の職にある者とする。

3 委員は、次の表に掲げるものとする。

財政課長、危機管理課長、地域活動課長、産業振興課長、人権女性政策課長、地域福祉課長、健康増進課長、高齢福祉課長、まちづくり推進課長、学校教育課長、生涯学習課長、スポーツ振興課長、こども政策課長、こども発達支援センター長

4 前項に定める者のほか、門真市社会福祉協議会事務局の職員を委員に加えることができる。

(職務)

第3条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の招集)

第4条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(下部組織の設置)

第5条 委員会は、具体的な計画を企画立案させるとともに策定された計画に基づく各事業の進捗状況を把握及び点検をさせるための下部組織を設置することができる。

(報告)

第6条 委員長は、委員会の会議の検討経過又はその結果について、必要に応じて市長に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉部障がい福祉課が行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年6月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

6 門真市障がい者計画策定推進委員会委員名簿

(機構順・敬称略)

課名	役職名	氏名
企画課	総合政策部企画課長	○橋本 卓巳
財政課	総合政策部財政課長	田代 勝也
危機管理課	総務部危機管理課長	石丸 琢也
地域活動課	市民生活部地域活動課長	小野 義幸
産業振興課	市民生活部産業振興課長	清水 順子
人権女性政策課	市民生活部人権女性政策課長	上松 岳史
地域福祉課	保健福祉部地域福祉課長	北井 孝代
健康増進課	保健福祉部健康増進課長	高田 育子
障がい福祉課	保健福祉部障がい福祉課長	◎北倉 透雄
高齢福祉課	保健福祉部高齢福祉課長	山本 栄子
まちづくり推進課	まちづくり部まちづくり推進課長	阪本 敏夫
学校教育課	学校教育部学校教育課長	上甲 尚
生涯学習課	生涯学習部生涯学習課長	牧藺 友広
スポーツ振興課	生涯学習部スポーツ振興課長	丹路 保浩
こども政策課	こども未来部こども政策課長	山 敬史
こども発達支援センター	こども未来部こども発達支援センター長	宮下 勝仁
門真市社会福祉協議会	門真市社会福祉協議会課長	藤江 冬人

◎委員長 ○副委員長

7 用語の説明

あ行

【移動等円滑化基本構想】

バリアフリー新法において、市町村は、国が定める「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に基づき、旅客施設を中心とする地区や、高齢者、障がい者等が利用する施設が集まった地区（重点整備地区）について、基本構想を作成することができるとされています。

基本構想制度は、移動等円滑化基準への適合義務規定が個々の施設等のバリアフリー化を図るものであることと比較すると、施設が集積する地区に置いて、面的・一体的なバリアフリー化を図ることをねらいとしているものです。また、基本構想に基づき面的なバリアフリー化を推進することによって、高齢者、障がいのある人等の移動等の円滑化を通じて、誰もが暮らしやすいまちづくりを進めることにつながります。

この中で、特定道路とは移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定める道路法による道路をいい、特定経路とは駅と周辺の主要施設とを結ぶ経路のうち、特に重点的にバリアフリー化を図るべき経路を位置づけ、道路特定事業と交通安全特定事業を実施することと規定しています。

か行

【カウンセリング】

依頼者の抱える問題・悩み等に対し、専門的な知識や技術を用いて行われる相談援助のこと。

【基幹相談支援センター】

地域の相談支援の中核的拠点として総合的かつ専門的な相談業務を担い、権利擁護のために必要な援助（成年後見）、地域移行・地域定着支援、その他必要な支援を提供するため、関係機関とのネットワークを構築し、障がいのある人の自立した日常生活及び社会生活の実現に向けた相談支援体制の充実を図ります。

【グループ援助活動】

地域福祉活動の一環で、自治会館や集会所、公園等の身近な場所で行うもので、市社会福祉協議会では、いきいきサロン活動やふれあい食事サービス活動、世代間交流活動、子育てサロン活動等を実施しています。

【ケアマネジメント】

利用者の必要とするケアを調整する機能を果たす援助で、利用者が社会生活を行う上での様々なニーズに対応して、適切な社会資源と結びつけることをいいます。社会資源は、家族、親戚、友人、知人、近隣、ボランティア等のインフォーマルな資源と、地域の団体・組織、法人組織、行政、企業等のフォーマルな資源、そして利用者自身の持つ内的資源があるとされます。

【校区福祉委員】

校区福祉委員会は、校区における福祉課題等を自分たちの問題としてとらえ、住民の主體的な参加による活動によって解決を図る自主的な組織で、門真市では全16小学校区に組織され、それを構成する自治会や民生委員・児童委員、福祉団体や当事者等の関係団体に所属する人をいいます。

【高次脳機能障がい】

脳の機能の中で、生命維持に関わる基礎的な生理学的機能（血液の流れの速度、呼吸や体温の調整、覚醒リズム、運動調整等）に対し、注意・感情・記憶・行動等の認知機能を高次脳機能と呼びます。その高次脳機能が、交通事故や頭部のけが、脳卒中等で脳が部分的に損傷を受けたため、言語や記憶等の機能に障がい起きた状態を、高次脳機能障がいといいます。注意力や集中力の低下、比較的古い記憶は保たれているのに新しいことは覚えられない、感情や行動の抑制がきかなくなるなどの精神・心理的症状が現れ、周囲の状況にあった適切な行動が選べなくなり、生活に支障をきたすようになります。また、外見上では分かりにくいいため、周囲の理解が得られにくいといわれています。

【合理的配慮】

障害者権利条約で定義された新たな概念であり、障がいのある人の人権と基本的自由及び実質的な機会の平等が、障がいのない人々と同様に保障されるために行われる「必要かつ適当な変更及び調整」であり、障がいのある人の個別・具体的なニーズに配慮するためのものです。

【高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）】

高齢者や障がいのある人等の移動上及び施設の利用上の利便性、安全性の向上の促進を図り、公共の福祉の増進に資することを目的とする法律。従来の交通バリアフリー法とハートビル法を一本化し、旅客施設、特定建築物（学校、病院、劇場、ホテル、老人ホーム等）、建築物特定施設（出入口、廊下、階段、エレベーター、トイレ、敷地内の通路等）等について、高齢者や障がいのある人等が移動等を円滑に行えるようになるための基準が定められています。「バリアフリー新法」とも呼ばれます。内容的には、交通バリアフリー法にハートビル法が取り込まれるとともに、対象となる施設に道路、路外駐車場、都市公園等が追加されています。また、建築協定や緑地協定に類した協定制度や、住民からの提案制度が盛り込まれるなどされています。

【コミュニケーションボード】

話し言葉に代わるツールとして絵を用い、お店や駅等地域の様々な場所に設置してコミュニケーションのバリアフリーをめざすもの。

さ行

【支援教育】

障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

【身体障がい】

身体機能に何らかの障がいがあり、日常生活に制約がある状態をいいます。身体障害者福祉法では、①視覚障がい、②聴覚・平衡機能障がい、③音声・言語・そしゃく機能の障がい、④肢体不自由、⑤内部機能の障がい（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障がい）の5つに分類されています。

【障害者総合支援法】

平成24年6月27日に公布された「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」の施行により、平成25年4月から「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」となり、障がい者（児）の定義に政令で定める難病等が追加され、難病患者等で、症状の変動等により、身体障害者手帳の取得ができないが、一定の障がいのある人たちが障がい福祉サービス等の対象となりました。

また、平成26年4月からは、障がい程度区分から障がい支援区分への見直し、重度訪問介護の対象拡大、ケアホームをグループホームへの一元化等が実施されています。

【障がい福祉サービス】

障害者総合支援法及び児童福祉法に規定するサービスで、個々の障がいのある人々の障がい程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）を踏まえ、個別に支給決定が行われるものです。

障がい福祉サービスは、居宅介護や重度訪問看護、行動援護、療養介護等のサービスを行う「介護給付」、自立訓練や就労移行支援、就労継続支援等を行う「訓練等給付」、サービス等利用計画を行う「計画相談支援給付」、地域移行・地域定着を支援する「地域相談支援給付」があります。

<障がいのある人を対象としたサービス／障害者総合支援法によるサービス>

介護給付

居宅介護：身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人、障がいのある子ども（難病、高次脳機能障がい等を含む。）を対象に、居宅で入浴、排泄、食事等の介助や家事援助を行います。

重度訪問介護：重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより、行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。

同行援護：視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。

行動援護：自己判断能力が制限されている人が行動するとき、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。

重度障害者等包括支援：介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

生活介護：常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

療養介護：自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。

短期入所：介護者の疾病やその他の理由で、事業所に短期間入所した人に、入浴、排泄、食事の介助等を行います。

施設入所支援：施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護等を行います。

訓練等給付

自立訓練：自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。機能訓練と生活訓練があります。

就労移行支援：一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

就労継続支援：一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用契約を結ぶA型と、雇用契約を結ばないB型があります。

共同生活援助（グループホーム）：夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排泄、食事の介護等の必要性が認定されている方にはサービスも提供します。さらに、入居者間の交流を保ちながら一人で暮らしたいというニーズに応えるためにサテライト型住居があります。平成26年4月1日から共同生活介護（ケアホーム）はグループホームに一元化されました。

計画相談支援給付

計画相談支援：●サービス利用支援・・・障がい福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。

●継続サービス利用支援・・・支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整等を行います。

地域相談支援給付

地域相談支援：●地域移行支援・・・障がい者支援施設、精神科病院、保護施設、矯正施設等を退所する障がいのある人、児童福祉施設を利用する18歳以上の障がいのある人等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。

- 地域定着支援・・・居宅において単身で生活している障がいのある人等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

<障がいのある子どもを対象としたサービス/児童福祉法によるサービス>

児童発達支援：児童福祉施設として位置づけられる児童発達支援センターと児童発達支援事業の2類型に大別されます。

様々な障がいがあっても、身近な地域で適切な支援が受けられます。

①**児童発達支援センター**：通所支援のほか、身近な地域の障がい児支援の拠点として、「地域で生活する障がいのある子どもや家族の支援」、「地域の障がいのある子どもを預かる施設に対する支援」を実施するなどの地域支援を実施します。

②**児童発達支援事業**：未就学の障がいのある子どもが日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、集団生活に適應することができるよう、適切かつ効果的な指導及び訓練を行います。

医療型児童発達支援：肢体不自由の障がいのある未就学の子どもに対して、児童発達支援及び治療を行います。

放課後等デイサービス：学校就学中の障がいのある子どもに対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。学校教育と相まって障がいのある子どもの自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。

保育所等訪問支援：保育所等を現在利用中の障がいのある子ども、今後利用する予定の障がいのある子どもに対して、訪問により、保育所等における集団生活の適應のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。

障がい児相談支援：●障がい児支援利用援助・・・障がい児通所支援の申請に係る支給決定前に、障がい児支援利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障がい児支援利用計画の作成を行います。

●継続障がい児支援利用援助・・・支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整等を行います。

※障がいのある子どもの居宅サービスについては、指定特定相談支援事業者がサービス利用支援・継続サービス利用支援を行います。障がいのある子どもの入所サービスについては、児童相談所が専門的な判断を行うため、障がい児相談支援の対象とはなりません。

【巡回相談チーム】

児童・生徒一人ひとりのニーズを把握し、児童・生徒が必要とする支援の内容と方法を明らかにするために、担任、特別支援教育コーディネーター、保護者等児童・生徒の支援を実施する者の相談を受け、助言することが巡回相談の目的です。また、支援の実施と評価についても学校に協力します。

【障がい者相談支援事業所】

障がいのある人やその家族の生活及び支援に関する相談に応じるとともに、関係機関との連携のもと、障がいのある人の身近な地域において、安心して生活できる地域の支援体制をつくることを目的とします。

【小地域ネットワーク活動】

校区福祉委員会により、閉じこもりがちな高齢者や障がいのある人、子育てに不安を抱えている人を対象に、「見守り・声掛け訪問活動」、「軽作業援助活動」等の『個別援助活動』、茶話会やお楽しみ会等を通じた交流、仲間づくりを行う「いきいきサロン活動」、「子育て支援活動」、「ふれあい食事サービス活動」、「世代間交流活動」等の『グループ援助活動』等、各校区の実情に応じた取組を行っています。

【食育】

一人ひとりが生涯を通じた健全な食生活を実現し、食文化の継承や健康の確保等が図れるよう、食に関する様々な知識や食を選択する判断力を身に付けるための学習等の取組のことで。

【ジョブコーチ】

障がいのある人が職場に適応することを容易にするため、職場に派遣されるなど、きめ細やかな支援を行う人をいいます。障がいのある人が円滑に就労できるように、職場内外の支援環境を整える。「職場適応援助者」ともいいます。

【生活習慣病】

食生活や運動、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症や進行に大きく関与する慢性の病気のこと（がん、脳血管疾患、心疾患等）で、従来は加齢に着目して行政用語として用いられてきた「成人病」を、生活習慣という要素に着目してとらえ直し、「生活習慣病」という呼称を用いるようになったものです。成人病対策が二次予防といわれる早期発見・早期治療を重視したのに対して、生活習慣病対策は若年からの生活習慣改善のための動機づけや自発的な取組の一次予防を重視したものになっています。

【精神障がい】

統合失調症、気分障がい（うつ病等）等の様々な精神疾患により、継続的に日常生活や社会生活に支障がある状態をいいます。

【成年後見制度】

認知症高齢者や知的障がいのある人、精神障がいのある人等判断能力の不十分な人を保護するためにできた制度で、契約の締結等を代わりに行う代理人等を選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合に、それを取り消すことができるようにすることなどにより、これらの人を不利益から守ります。

【総合型地域スポーツクラブ】

人々が、身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、①子どもから高齢者まで（多世代）、②様々なスポーツを愛好する人々が（多種目）、③初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブをいいます。

た行

【地域生活支援事業】

地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況を勘案し、市町村が独自に提供する事業として、都道府県が行う専門性の高い相談支援事業や養成研修事業等と連携しながら実施する事業です。

障害者総合支援法の施行に伴い、市町村が行う地域生活支援事業は、①理解促進研修・啓発事業、②自発的活動支援事業、③相談支援事業、④成年後見制度利用支援事業、⑤成年後見制度法人後見支援事業、⑥意思疎通支援事業、⑦日常生活用具給付等事業、⑧手話奉仕員養成研修事業、⑨移動支援事業、⑩地域活動支援センター機能強化事業の10事業が「必須事業」として位置づけられました。

このほか市町村の判断により実施する日中一時支援事業等の「任意事業」があります。

- ①理解促進研修・啓発：障がいのある人に対する理解を深めるための研修や啓発事業を行います。
- ②自発的活動支援：障がいのある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動を支援します。
- ③相談支援：障がいのある人、障がいのある子どもの保護者又は障がいのある人の介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援体制を図ります。
- ④成年後見制度利用支援：判断能力が不十分な障がいのある人の財産及び権利を擁護するため、市長による成年後見等の審判の請求並びに審判の後に決定された成年後見人等に対する報酬の助成を行います。
- ⑤成年後見制度法人後見支援：成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保する体制を整備し、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。
- ⑥意思疎通支援：聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記、点訳等を行う人の派遣等を行います。
- ⑦日常生活用具給付等：障がいのある人に対し、日常生活の便宜を図るための介護・訓練支援用具等の日常生活用具の給付等を行います。
- ⑧手話奉仕員養成研修：聴覚障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにするために、手話で日常会話を行うために必要な手話の語彙や手話表現の技術を習得し、聴覚障がいのある人の福祉に関することを学んだ手話奉仕員を養成します。

⑨移動支援：屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行います。

⑩地域活動支援センター：障がいのある人が通い、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。

その他：市町村の判断により、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行います。例えば、訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業等があります。

【知的障がい】

知的機能の障がいが発達期（おおむね18歳まで）に現れ、継続的に日常生活や社会生活に支障がある状態をいいます。

【通級指導教室】

小・中学校の通常の学級に在籍する比較的軽度の障がいのある児童・生徒に対し、各教科等の指導は通常の学級で行いつつ、障がいに応じた必要な指導・支援を通級指導教室で行うことです。

【適正就学指導】

障がいのある子どもに対し、就園・就学に関わる適正な指導と支援を行うため、市町村は就学指導委員会で協議します。

【特例子会社】

障がいのある人の雇用に特別な配慮をし、「障害者の雇用の促進等に関する法律」第44条の規定により、一定の要件を満たした上で厚生労働大臣の認可を受けて、障害者雇用率の算定において親会社の一事業所と見なされます。

な行

【内部障がい】

身体障害者福祉法に定められた、心臓機能障がい、じん臓機能障がい、呼吸器機能障がい、ぼうこう・直腸機能障がい、小腸機能障がい、肝臓機能障がい、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がいの7つの障がいの総称です。

【難病】

医学的に明確に定義された病気の名称ではなく、一般的に「治りにくい病気」や「不治の病」のことをいいます。昭和47（1972）年の厚生省（当時）の「難病対策要綱」では、①原因不明、治療方針未確立で、後遺症を残すおそれが少なくない疾病、②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病と定義しています。

なお、障害者総合支援法では、難病等（難治性疾患克服研究事業の対象である130の疾患と関節リウマチ）も障がいのある人の定義に加えられました（平成25年4月1日施行）。

平成27年1月には、障がい福祉サービスの対象疾患は、130疾患から151疾患に拡大され、同年夏頃を目途に見直しが予定されています。また、平成26年5月30日に「難病の患者に対する医療等に関する法律」が公布され、平成27年1月1日から新しい医療費助成制度が始まり、対象となる疾病は、平成27年1月1日よりそれまでの56疾病から110疾病となり、平成27年夏頃には約300疾病に拡大される予定です。

【日常生活自立支援事業】

認知症高齢者や知的障がいのある人、精神障がいのある人等判断能力が不十分な人に対して、福祉サービスの利用手続援助や日常的な金銭管理等を行う社会福祉協議会を実施主体として実施されている事業です。平成19年4月1日より「日常生活自立支援事業」に名称が変更されました。

【日常生活動作（ADL：activities of daily living）】

日常生活動作とは、日常生活の中で必要とされているいくつかの繰り返される基本的な動作のことで、例えば、「移動」、「食事」、「排泄」、「入浴」、「整容」、「着脱衣」等の動作のことをいいます。

【日中一時支援】

障がいのある人や障がいのある子どもの介護を行う人の一時的休息や就労支援等のために、日中において一時的に障がいのある人や障がいのある子どもの活動の場を確保する事業です。

【認定こども園】

幼稚園と保育所の制度の枠組みを超えて、小学校就学前の子どもに対し幼児教育・保育を一体的に提供するとともに、地域における子育て支援の取組を充実させる新たな選択肢として導入された制度です。幼稚園、保育所等のうち、(1)就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能（保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能）(2)地域における子育て支援を行う機能（すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供等を行う機能）を備える施設で、都道府県知事が「認定こども園」として認定した施設をいいます。

【ニーズ】

ニーズとは、「必要」、「要求」等と訳されます。ソーシャルワーク（社会福祉援助技術）やケアマネジメントにおいては、アセスメント（利用者や家族の希望や生活の全体像を把握するために、様々な情報を収集・分析すること）によって抽出される「生活全般の解決すべき課題」のことを「ニーズ」といいます。

は行**【発達障がい】**

発達障害者支援法上の定義では、脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものと規定され、心理的発達障がい並びに行動情緒の障がい対象とされている。具体的には、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、注意欠陥多動性障がい等がこれに含まれます。

【パニック障がい】

突然起こる激しい動悸や発汗、頻脈（ひんみやく：脈拍が異常に多い状態）、ふるえ、息苦しさ、胸部の不快感、めまいといった体の異常とともに、このままでは死んでしまうというような強い不安感に襲われる病気です。

【パブリックコメント】

行政機関が政策の立案等を行おうとする際に、その案を公表して広く意見を求め、これらについて提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行う一連の手続のことです。

【バリアフリー】

障がいのある人や高齢者等のための物理的な障壁を取り除くことをいいますが、今日では、物理的な障壁のみならず、制度的、心理的、文化・情報等生活全般にわたる障壁を取り除くことをいいます。

なお、障がいのある人や高齢者等が公共施設等を利用しやすくするため、平成6年9月に「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」が施行されるとともに、高齢者や障がいのある人等が公共交通を利用して安全に移動しやすくするため、平成12年11月15日には「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」が施行されました。これらを統合して、より拡充したものが「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」で、平成18年6月21日に公布され、12月20日に施行されました。

【ハローワーク】

公共職業安定所の愛称。

【ピアサポート】

同じ悩みや症状等の問題を抱えている、体験・経験の共感者、つまり同じ立場にある当事者同士が、互いの経験・体験を基に語り合い、問題の解明（回復）に向けて協同的にサポートを行う相互支援の取組をいいます。

【福祉避難所】

既存の建物を活用し、介護の必要な高齢者や障がいのある人等一般の避難所では生活に支障をきたす人に対して、ケアが行われるほか、要援護者に配慮した ポータブルトイレ、

手すりや仮設スロープ等バリアフリー化が図られた避難所のことをいいます。

【放課後児童健全育成事業】

児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童（放課後児童）に対し、授業の終了後に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るものです。

平成27年度からの子ども・子育て支援新制度の導入に伴い、地域子ども・子育て支援事業のひとつに位置づけられ、対象も小学6年生までとなっています。

や行

【ユニバーサルデザイン】

年齢、性別、障がいの有無、国籍等にかかわらず、すべての人が利用しやすい、すべての人に配慮したまちづくりやものづくり、あるいは仕組みづくりを行っていかこうとする考え方をいいます。

【要約筆記】

発言者の話を聞き、要約して文字で表すことで、聞こえない人にその場の話の内容を伝える通訳のことです。

ら行

【ライフステージ】

人生の段階区分のこと。乳幼児期、少年期、青年期、壮年期、高齢期等という呼び方やその他区分があります。

【レクリエーション】

「余暇（自由裁量時間）を利用して、自発的に、ゆとりと楽しみを創造すること」と定義されます。病院、社会福祉施設等で行われる治療的レクリエーションを、セラピューティック・レクリエーションといいます（意図的なレクリエーション）。身体的、精神的あるいは社会的に障がいのある人が健康を取り戻すための援助が目的なので、楽しみや親睦だけでなく、治療やリハビリテーションの要素を含んでいる点で、他のレクリエーションとは異なっています。

わ行

【ワンセグラジオ】

「ワンセグ」は地上デジタル放送の1つで、移動体端末でも安定して受信ができるように設計されたサービスで、その対応のラジオのことです。

門真市第3次障がい者計画

(平成27年度～32年度)

平成27年3月発行

発行 門真市
〒571-8585
大阪府門真市中町1番1号

編集 門真市 保健福祉部 障がい福祉課
